国際セミナー報告書

ヨーロッパとアジアのソーシャル・ファームの動向と取り組み
ソーシャル・インクルージョンを目指して

International Seminar "The Development of Social Firms in Europe and Asia"
-Toward Social Inclusion 2008-

(財)日本障害者リハビリテーション協会
日英高齢者・障害者ケア開発協力機構
後援:ドイツ大使館・イギリス大使館
助成:大阪府民共済生活協同組合

●この事業は大阪府民共済生活協同組合の助成により行っています。
This program is funded by the Osaka Prefecture Consumer's Insurance Cooperative.

国際セミナー報告書

ヨーロッパとアジアのソーシャル・ファームの動向と取り組み

- ソーシャル・インクルージョンを目指して -

International Seminar

The Development of Social Firms in Europe and Asia

-Toward Social Inclusion-

2008

（財）日本障害者リハビリテーション協会

日英高齢者・障害者ケア開発協力機構

後援：ドイツ大使館・イギリス大使館

助成：大阪府民共済生活協同組合

目　次

セミナー趣旨 3
プログラム 4
講師プロフィール 6

1部　講演 11
開会挨拶 12
鴨下　重彦　日英高齢者・障害者ケア開発協力機構委員長
基調講演:「わが国のソーシャル・ファームのあり方」 13
炭谷　茂　日英高齢者・障害者ケア開発協力機構副委員長
(財)休暇村協会理事長／前環境事務次官
講演1:「EUにおけるソーシャル・ファームの現状とその発展」 24
ペーター・シュタードラー　ドイツ FAF gGmbH 協会所長
講演2:「イギリスのソーシャル・ファーム政策の動向」 49
フィリーダ・パービス　リンクス・ジャパン代表
支援団体等の名称と URL 63
講演3:「韓国におけるソーシャル・エンタープライズの現状と最近の発展」 67
チョン・ムソン(鄭　茂晟)博士　韓国　崇実(スンシル)大学・社会福祉大学院　院長

2部　パネルディスカッション 87
話題提供1:「ミャンマーにおける障害者の現状とソーシャル・ファームの可能性について」 88
ミヤッカラヤ　長崎短期大学　講師
長崎国際大学大学院　人間社会学研究科　地域マネジメント専攻　博士後期課程
話題提供2:「わが国におけるソーシャル・ファーム発展の可能性」 100
寺島　彰　浦和大学総合福祉学部　学部長・教授
パネルディスカッション 105
閉会挨拶 117
片石　修三　(財)日本障害者リハビリテーション協会 常務理事

関連資料 119
ソーシャル・エンタープライズについて(英国の取り組み) 120
ソーシャル・ファームについて 122
ヨーロッパでのソーシャル・ファームの歴史 123
過去のセミナー 124

主催者について 125

セミナー趣旨

イタリア、ドイツ、イギリス等のヨーロッパ諸国では企業活動として、障害者の就労を確保するソーシャル・エンタープライズやソーシャル・ファームと呼ばれる社会的企業が発展してきた。ソーシャル・ファームは、利潤追求を目的とする企業であり、ビジネス手法は一般企業と同じであるが、利潤を株主や企業主に分配するのではなく企業活動に再投資する点に特徴がある。近年、アジアの国々でも、企業活動を通じて障害者の就労を推進する社会的企業に関心が高まってきている。わが国においても、障害者自立支援法の施行とともに社会福祉施設による福祉的な就労から一般就労への移行が求められてきている。そこで、本セミナーは、社会的企業の先進地域であるヨーロッパとアジアから専門家を招聘し、わが国の障害者雇用の関係者と意見交換を行うことを目的とする。

Social enterprises or social firms have been developed as business-oriented mechanisms to create employment for persons with disabilities in European countries like Italy, Germany and UK. Social firms seek profits like other enterprises, but the difference is that they reinvest the profit into the social purpose of the business, rather than distributing it to shareholders.

Recently, there has been a growing interest in social firms as an effective way to promote employment of persons with disabilities in Asian counties. In Japan, a shift from welfare-supported employment by social welfare facilities to general employment has been anticipated since the enforcement of the Law for Supporting the Independence of Persons with Disabilities in 2006. This seminar aims to introduce the up-to-date situation of social firms in Europe and Asia, and to share information and ideas with the lecturers from Germany, UK and Korea as well as people concerned with these issues in Japan in order to create more employment opportunities for persons with disabilities.

日　時: 2008年1月20日(日)
Date: Sunday, 20th January 2008
会　場: 全社協　灘尾ホール
Venue: Nadao Hall, Zenshakyo

主　催: (財)日本障害者リハビリテーション協会　日英高齢者・障害者ケア開発協力機構
Host: Japanese Society for Rehabilitation of Persons with Disabilities
Japan-UK Research and Development Organization for Ageing, Disability and Technology
後　援: ドイツ大使館・イギリス大使館
Support: British Embassy in Tokyo　German Embassy in Tokyo

プログラム

10:00-10:10　開会挨拶

鴨下　重彦　　日英高齢者･障害者ケア開発協力機構委員長
国立国際医療センター名誉総長

10:10-10:50　基調講演 :「わが国のソーシャル･ファームのあり方」

炭谷　茂　　日英高齢者･障害者ケア開発協力機構副委員長
(財) 休暇村協会理事長／前環境事務次官

10:50-11:50　講演１:「 ヨーロッパのソーシャル･ファームの現状 」

ペーター･シュタードラー　ドイツ FAF gGmbH 協会 所長

休　憩

13:00-14:00　講演２:「 イギリスのソーシャル･ファーム政策の動向 」

フィリーダ･パービス　リンクス･ジャパン代表

14:00-15:00　講演３:「 韓国におけるソーシャル･エンタープライズの現状と最近の発展」

鄭　茂晟(チョン･ムソン)　崇実 (スンシル) 大学･社会福祉大学院　院長

休　憩

15:15-16:40　パネルディスカッション

コーディネーター:
山内　繁　　早稲田大学人間科学部特任教授

パネリスト:
ミヤッカラヤ　長崎短期大学講師／ミャンマーメティラ市出身
寺島　彰　　浦和大学総合福祉学部学部長･教授
炭谷　茂、鄭　茂晟、ペーター･シュタードラー、フィリーダ･パービス

16:40　閉会挨拶

片石　修三　(財) 日本障害者リハビリテーション協会 常務理事

10:00-10:10 Opening Speech

Dr. Shigehiko Kamoshita

Chairman, Japan/ UK Research and Development Organization for Ageing, Disability and Technology
Honorary President, International Medical Center of Japan

10:10-10:50 Keynote Address :Practice of Social Firms in Japan

Mr. Shigeru Sumitani

Vice-Chairman, Japan/UK Research and Development Organization for Aging, Disability and Technology
Executive Director, National Park Resort Villages of Japan, Qkamura
Former Administrative Vice Minister, Ministry of the Environment

10:50-11:50 Lecture 1: Current Situation and Development of Social Firms in EU

Mr. Peter Stadler -Director of FAF gGmbH in Germany

Recess

13:00-14:00 Lecture 2: Current Situation and Development of Social Firms in UK

Ms. Phillida Purvis -Director, Links Japan

14:00-15:00 Lecture 3: Current Situation and Development of Social Firms in Korea

Ph.D. Moo Sung Chung

Director, Graduate School of Social Welfare, Soongsil University

Recess

15:15-16:40 Panel Discussion

Facilitator: Mr. Shigeru Yamauchi

-Professor, School of Human Sciences, Waseda University

Panelists: Ms. Myat Kalayar -Lecturer, Nagasaki Junior College, from Myanmar

Mr. Akira Terashima

-Dean/Professor, Faculty of Comprehensive Welfare, Urawa University

Mr. Shigeru Sumitani, Ms. Phillida Purvis, Mr. Peter Stadler,
Mr. Moo Sung Chung

16:40 Closing Speech

Mr. Shuzo Kataishi

Executive Director, Japanese Society for Rehabilitation of Persons with Disabilities

講師プロフィール

炭谷　茂／ Shigeru Sumitani

日英高齢者・障害者ケア開発協力機構副委員長
(財)休暇村協会理事長　前環境事務次官
Vice-chairman, Japan/ UK Research and Development Organization for Ageing, Disability and Technology
Executive Director, National Park Resort Villages of Japan, Qkamura
Former Vice Minister, Ministry of the Environment

1946 年富山県高岡市生まれ。1969 年東京大学法学部卒業、同年厚生省に入省。
1981 年在英国日本大使館一等書記官。1993 年総務庁長官官房地域改善対策室長。
1995 年厚生省国立病院部長。1997 年同社会・援護局長。2001 年環境省官房長、同地球環境局長。2002 年同総合環境政策局長。2003 年環境事務次官。2006 年 9 月環境事務次官退官。
2006 年 12 月休暇村協会理事長に就任。この間に法政大学、埼玉大学、上智大学、創造学園大学、国立看護大学校等で社会福祉論、社会保障論、医療システム論を担当。

主な著書:『社会福祉の原理と課題』(社会保険研究所・2004 年)
『環境福祉学入門』(編著／環境新聞社 2004 年)
『社会福祉基礎構造改革の視座:改革推進者たちの記録』(編著／ぎょうせい・2003 年)
『福祉国家への視座:揺らぎから再構築へ』(共著／ミネルヴァ書房・2000 年)

チョン・ムソン(鄭　茂晟)／ Moo Sung Chung

韓国　崇実(スンシル)大学・社会福祉大学院　院長
Ph.D. from the School of Social Administration, the University of Chicago
Dean, the Graduate School of Social Welfare, Soonsil University

シカゴ大学　社会福祉大学院　博士課程卒業
崇実(スンシル)大学　社会福祉大学院　院長
韓国 NPO レビュー　編集長
韓国社会福祉学会　副会長
韓国全国経済人連合会　企業社会貢献委員会　委員
SK テレコム　ハピネス財団　取締役

主な著書:「障害者社会福祉入門」(2006 年)
「社会福祉のためのプログラム開発」(2005 年)
「コミュニティにおける実践」(2004 年)

ペーター・シュタードラー／ Peter Stadler

ドイツ FAF gGmbH 協会所長

Director of FAF gGmbH

1953年10月、大学でディプロマ(学位)取得。物理学、心理学、経営学を専攻。ソーシャル・ファーム・セクターにおける活動は、1981年ベルリンにおけるソーシャル・ファーム設立準備のため、市場研究および分析を実施。
1983年 Lebenswelten e. V. が経営するベルリン初のソーシャル・ファーム（全粒粉パンのベーカリー、アカウントサービス、ケータリングサービス）のオペレーティング・マネージャー。
1985年 Lebenswelten e. V. のプロジェクト・マネージャーとして、リハビリテーションと職業統合の連携、ソーシャル・ファームおよびヨーロッパにおける国境を越えたプロジェクトを担当。
1987年ドイツ初のソーシャル・ファーム支援機構である FAF のプロジェクト・マネージャー兼副所長。1995年より FAF gGmbH 協会所長

フィリーダ・パービス／ Phillida Purvis

リンクス・ジャパン会長

Director, Links Japan

英国のダーラム大学神学部を卒業し、ロンドン大学の SOAS（東洋・アフリカ学科）で日本語を学ぶ。その後英国大使館職員としてシンガポールで政治を、また東京で経済を担当した後退職。東京大学大学院で日本の外交政策に関する研究を行う。大和日英基金の副事務局長を5年間務め、日英間の相互理解を促進するプログラムを担当した後、1998年10月から1999年7月まで、日英21世紀グループの事務局長を務めた。
日英間で共通または日英が同様に抱えている未解決の社会問題に、経験の共有或いは共同プロジェクトの実施等を通じて取り組むことを目指し、両国間の非営利及び非政府機関の交流推進をはかるリンクス・ジャパンを1998年に設立。リンクス・ジャパンは、NGO の交流及びその他の連携に関わる日英 NGO 会議の英国事務局でもある。
GAP アクティビティ・プロジェクト（日本を含む海外への若者のボランティア派遣プロジェクト）の開発委員会の委員、イギリスの NGO である国際難民トラスト理事、世界の社会起業家と IT の利用を通じて経験を共有することを推進しているグローバル・リンクス・イニシアティブ理事、和解を目的とした歴史研究会であるビルマ・キャンペーン協会の創立メンバーかつ名誉幹事、また、日本の文化、スポーツ及びレクリエーションに関するセンターをロンドンに設立することを目的とした日本アリーナ・プロジェクト理事、英国ワンワールド・リンケージ協会および開発のための国際的なリンクによる理解促進（BUILD）のメンバーも務める。

ミヤッカラヤ／ Myat Kalayar

長崎短期大学　講師

長崎国際大学大学院　人間社会学研究科　地域マネジメント専攻　博士後期課程

Lecturer, Nagasaki Junior College

Doctoral Course in Community Management, Nagasaki International University

1971 年メッティラー市、ミャンマー生まれ。
1991 年来日。ＹＭＣＡ日本語学校で日本語を学ぶ。1991 年同学校終了。1992 年福岡工業大学情報工学部情報工学専攻入学。1996 年卒業。同大学大学院情報工学科情報工学専攻修士課程入学。1998 年修了。1998 年九州工業大学大学院情報工学研究科情報科学専攻博士後期課程入学。2003 年博士（情報工学）の学位取得。2002 年９月　長崎国際大学非常勤講師（担当：情報リテラシー）。2003 年　長崎短期大学専任講師。長崎国際大学非常勤講師（担当：情報リテラシー）。2006 年　長崎国際大学大学院人間社会学研究科地域マネジメント専攻博士後期課程入学。この間、メッティラー市の盲目学校、孤児院、小学校の建設に携わり、また、異文化交流の一環としてミャンマーからの学生の来日・ホームスティや日本の NGO メンバーのミャンマーへの訪問等の活動に参加。

主な著書：『日本いろいろ』(Swaidaw Press, Myanmar, 2006)

山内　繁／ Shigeru Yamauchi

早稲田大学人間科学学術院特任教授

Professor, Department of Health Sciences, School of Human Sciences, Waseda University

東京大学大学院工学系研究科博士課程応用科学専修科課程修了。工学博士。東京大学工学部助手、講師、助教授として電気化学、エネルギー化学の研究教育に従事した後、1985 年国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所に移り、障害工学研究部長として福祉機器の研究開発に従事。1992 年同研究所長に就任。2005 年より早稲田大学人間科学学術院特任教授、現在に至る。福祉機器が機能障害の補償に留まらず利用者の QOL 向上に役立つために、従来の工学のパラダイムを転換し、あらたな工学ディシプリンとして支援工学の構築に努めている。国際アクセス・技術委員会委員。

寺島　彰／Akira Terashima

浦和大学総合福祉学部学部長・教授

Dean/Professor, Faculty of Comprehensive Welfare, Urawa University

大学で障害児教育について学んだ後、障害者更生施設のソーシャルワーカーとして16年間勤務した後、厚生省（現厚生労働省）障害福祉専門官、国立身体障害者リハビリテーションセンター国際協力専門官、同センター研究所障害福祉研究部社会適応システム開発室長、同障害福祉研究部長を経て現職。研究テーマは、障害者福祉政策と福祉機器を活用したソーシャルワーク。社会福祉学会、経済政策学会、地域経済学会会員。国際協力機構（JICA）障害者専門家コース企画委員、総合リハビリテーション研究大会常任委員を務める。

主な著書：『障害者差別禁止法とソーシャルワーク』（翻訳監修，中央法規出版・2003年）
『障害者福祉論』（福祉士養成講座編集委員会編集，共著，中央法規出版・2003年）
『支援費制度辞典』（京極高宣・初山泰弘監修，共著，社会保険研究所・2003年）

1部　講演

開会挨拶

鴨下　重彦　日英高齢者･障害者ケア開発協力機構委員長

皆様お早うございます。ご紹介を賜りました日英高齢者・障害者ケア開発協力機構の鴨下でございます。主催者を代表して一言ご挨拶申上げます。本日はこの国際セミナーにこのように大勢の方々のご参加を頂きまして、主催者として誠に喜ばしく、御礼申し上げる次第です。このセミナーは2000年の９月に第一回が開かれておりますので、今回で既に８年の歴史を数えることになりますが、「高齢者や障害者の社会参加を促進する、そのためにどのような支援を行なうべきか」ということを基本テーマとして毎年開催されて参りました。私は途中からの参加で過去４回の出席でありますが、年ごとに新しいテーマに取り組み、議論も深められているように感じております。

日英高齢者･障害者ケア開発協力機構は、まだ若い組織でありますが、日英両国の高齢者や障害者の保健、医療、福祉に関わる人々の交流、セミナーの開催をはじめ、地域における障害予防、福祉機器、情報アクセス、人材育成などの共同研究開発などを積極的に進めております。

これも例年のことでありますが、本年もドイツ大使館とイギリス大使館のご後援を頂いております。（また大阪府民共済･生活共同組合から助成を頂いております。）

メインテーマは「ヨーロッパとアジアのソーシャル･ファームの動向と取り組み」となっておりまして、今回はアジアのことも取り上げることになりました。最初に、このセミナーの生みの親でもあり、最も強力なプロモーターとしてこれまで中心になってリードしてこられた、皆様よくご存知の前環境事務次官　炭谷茂さんから「わが国のソーシャル･ファームのあり方」という題で基調講演をして頂きます。

それにに引き続きドイツのシュタードラーさんから、「ヨーロッパのソーシャルファームの現状」という講演を伺います。それで午前を終りまして、昼食休憩を挟んで昼から、もう皆さんおなじみのリンクス・ジャパン代表のパービスさんから「イギリスのソーシャル・ファームの現状」という題でお話をして頂きます。そして第３の講演として、今年は韓国からチョン・ムソン先生をお迎えして、「韓国におけるソーシャルエンタープライズの現状と最近の発展」という講演を頂く予定になっております。そのあと少し休憩を取ってから、早稲田大学人間科学部特任教授の山内先生をコ―ディネーターとして、ミヤンマー出身の長崎短期大学講師ミヤッカラヤさんと浦和大学総合福祉学部長の寺島先生、それに４人の講演者に加わって頂いて、パネル・ディスカッションを行います。同時通訳もございますので是非皆様積極的な意見交換をして頂きたいと思います。

全体の終了は午後４時40分、もう一つの主催団体を代表して日本障害者リハビリテーション協会片石常務理事の閉会のご挨拶で終る予定としております。今日は午前、午後とまる一日の長丁場になりますが、最後まで活発なご参加をお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。有難うございました。

基調講演:「わが国のソーシャル･ファームのあり方」

炭谷　茂　日英高齢者･障害者ケア開発協力機構副委員長
（財）休暇村協会理事長／前環境事務次官

講演要旨

1.ソーシャル･ファームとは

（1）目的

a. 通常の労働市場では就労の機会を得ることの困難な者に対して
b. 通常のビジネス手法を基本にして
c. しごとの場を創出する

（2）論点

a. 対象者は？
主たる対象は、障害者。しかし、高齢者、母子家庭の母親、ニート・引きこもりの若者、刑務所出所者、ホームレス、被差別部落などにも適用可能
b. 公的支援は？
基本的には依存しないが、財務基盤が弱いのでドイツでは立ち上がりに手厚い国庫補助、イタリアでは公的機関によって優先購入。
c. どんな仕事か？
特に制約はない。実例を見るとリサイクル、農業、園芸、サービス産業、公的施設の管理など
d. 法律の根拠は
必須ではないが、もちろんあった方が促進される。ドイツ、イタリア、韓国などにでは制定済み

2.ソーシャル･ファームの必要性の増大

（1）現代社会における仕事の意義の認識

社会的排除･孤立→ソーシャルインクルージョン
社会福祉政策としての就労の意義

（2）対象者の増大

社会問題の複雑化・多様化、地域や家族の結びつきの脆弱化、企業の余裕の減少などに対象者が増大。問題の解決も困難化

（3）公的分野の機能が縮小する一方、企業の対応にも限界

第３の職場として
社会的企業の役割の拡大

（4）日本において２千社の設立を

3.日本におけるソーシャル･ファームの設立の方法

(1)法人格

株式会社
ＮＰＯ
特例子会社その他

(2)推進母体

関心を有する住民が自発的に
企業､有志等の支援により

(3)事業

a. 特徴
　多種多様
　ニッチ性
　特性を生かす
b. 環境産業
　リサイクル
　有機農法
　園芸
　森林管理
c. 福祉事業
　介護
　保育
　移動
d. サービス産業
　公的施設管理
　芸術作品

(4)資金の確保

ＳＲＩ

4.具体的な進展

講演

ただいまご紹介いただきました炭谷と申します。今日は皆さん、寒い中、遠い所の方もたくさんいらっしゃいますけれども、たくさんこの会にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。特に今日は、韓国からちょうど日本に来ていらっしゃるということで、今日午後に帰国される20人ばかりの方が、韓国からも参加をいただいております。本当にありがとうございます。

今日は、参加者の中には既にソーシャル・ファームについて実施している、実行している方も半分ぐらいはいらっしゃる。また半分ぐらいの人は「ソーシャル・ファームって何かな？」という形で、まだこれから勉強しようという人、いろいろな人がいらっしゃいます。そこでまず私は、今日海外から来ていただいた方のお話をご理解いただく手助けとして、まずソーシャル・ファームとは何なのかということについて、お話を進めていきたいと思っております。

ソーシャル・ファームの要件としては、私は3つあると思っております。だいたい今日お話しすることは、お手元のこの冊子に書いてありますから、それをなぞりながら見ていただければよろしいかと思います。日本語でしかありませんので、外国人の方には大変申し訳ございません。

ソーシャル・ファームとは

3つの要素というのは、第1には、通常の労働市場では仕事が見つかりにくい人をまず対象にする、これが第1ですね。

第2は、通常のビジネス的な手法、「市場原理に基づく」と言ってもいいでしょう。通常のビジネス的手法を基本にする。これが第2ですね。

第3は仕事の場を創設していく、働く場を創設していくということであります。

これをもう少しくだいて説明をしていきたいと思うんですけれども、まず第1の「通常の労働市場では仕事が見つかりにくい人」。これは代表的なものは障害者の方々だと思います。ソーシャル・ファームは1970年代、北イタリアのトリエステというところで生まれました。トリエステの精神病院で、入院する必要はない、もう入院しないでどこか働きながら治療したほうが効果的だというような患者さんがいらっしゃいました。ちょうど今日も来ていらっしゃいますけれども、名古屋にある「わっぱの会」の方々が、そこの精神病院に行かれたというビデオを拝見したことがございます。今ではもう大変古い病院ですけれども、その精神病院で、精神病の治療を受けていた精神障害者の方々の仕事場づくり。なかなか普通の企業では雇ってくれない。それであれば自分たちで仕事場をつくろうということで1970年代に起こりました。この動きは、イタリア、ドイツ、イギリス、オランダ、フィンランド、ギリシャ、ヨーロッパ各国に広がったわけです。ですからスタートは精神障害者、障害者が中心ですから、障害者を中心にして、今でもソーシャル・ファームと言えば障害者だなというふうに考えられています。でも、だんだん、どうも通常の労働市場で仕事が見つかりにくい人は障害者だけではない、高齢者もそうじゃないかな。また日本の実情を言えば母子家庭のお母さんもそうでしょう。またホームレスの人たち、またニートや引きこもりをしているような若者。こういう人たちもなかなか見つかりにくい。まだまだあると思うんですね。例えば刑を終えて刑務所から出てきた人たち。前には日本語では古い言葉で「刑余者」と言いますけれども、刑務所から出所してきた人。この人たちもなかなか見つかりにくい。さらに例えば被差別部落の人たちもなかなか適切な仕事が見つかりにくいという実情があります。こういう人たちが皆、対象になるんじゃないのかな、対象にしてもいいんじゃないかなと。ヨーロッパのほう

でも、最初は「障害者」ということでソーシャル・ファームがつくられましたけれども、徐々に範囲が拡大していると思います。これが第１ですね。

それから第２は、これが重要なんですね。こういう人たちの仕事場づくりというのは税金でやるとか、全くのチャリティでやる、そういうものがこれまでの主流でした。でもそれだけでは不十分だ。そこで興ってきた第２のビジネス的な手法。ですから通常そこで作られている商品やサービスは、普通の市場で売っていく。ですから価格と品質で勝負をしていくということだと思うんですね。また一方、そういうふうに商品やサービスが通常の市場で売られる以上、そこで働く人も通常の労働契約。通常の労働者としての権利もあればまた義務もある。また賃金も通常の労働市場の賃金で払う。これが第２の要素ですね。

第３の要素として、働く場を創設する。働く仕事の種類はいろいろあるでしょう。例えば、後ほどお話ししますけれども、リサイクルもあれば、またいろいろなサービス産業もあれば、また介護の仕事もある。いろいろとたくさんあると思います。これは特に制約がありません。こういうふうなソーシャル・ファームについて、法律が必要かなということですけれども、諸外国の状況を見ますと、今日の皆様方にお配りしているパンフレットの後ろのほうですね。一番後ろの 18 ページをご覧いただきますと、このようにドイツ、イタリア、ギリシャ、フィンランドでは法律があります。でも法律は必ずしも必要がない。事実イギリスではこのようなソーシャル・ファームの法律はありません。

これがソーシャル・ファームの概念の３つの要素なんですね。

それに対して今日は、もう１つ違った言葉が出てくる。これが混乱されないようにしていただきたいと思います。それは「ソーシャル・エンタープライズ」。日本語的には「社会企業」と訳したり「社会的企業」と訳したりしております。「キギョウ」は「起こす」ほうでなく、大企業とか中小企業と言ったような「企業」なんですね。そういう言葉が出てまいります。よく「ソーシャル・ファーム」と「ソーシャル・エンタープライズ（社会的企業）」との違いって何なのかというご質問を受けます。事実この会でも、以前ご質問がありました。今日、多分、イギリスや韓国の人たちは「ソーシャル・エンタープライズ」という言葉を使われます。どう違うんでしょうか。

「ソーシャル・エンタープライズ」は、大きく言って２つの要素があります。１つは、その仕事のつくり方はビジネス的な手法で行う。そうすると「ソーシャル・ファーム」と同じですね。その点ではほとんど共通しています。違うのは第２点なんですね。「ソーシャル・エンタープライズ」は、社会的に有益な仕事。いわば、もっと分かりやすく言えば「公益的な仕事」と言ってもいいでしょう。そういうことをやるものを総称して「ソーシャル・エンタープライズ」と言います。ですから例えば環境のためにいいことをしよう、または、あそこはスラム街だからそれを何とか活性化したい、そういう公益的な仕事も入ります。もちろんソーシャル・ファーム的な仕事も入るんですね。ソーシャル・ファームは、障害者などのために仕事をつくるという公益的な仕事です。ですから「ソーシャル・エンタープライズ」というのは、そういうものを含んだ大変大きな概念なんです。分かりやすく言えば「ソーシャル・エンタープライズ（社会企業）」の中に「ソーシャル・ファーム」も含まれているというふうにお考えいただけば分かりやすいと思います。

ですから、ソーシャル・エンタープライズ（社会企業）の中にはソーシャル・ファームもあれば、

例えば環境の面で活躍するグランドワークトラストというのもありますね。これは例えば三島市のほうで、そういう日本的なグランドワークトラストというのがあります。それから地域開発を行うための地域開発トラストというのもあります。いろいろな形態があります。たくさんのものを含んでいます。こういうふうにご理解していただくと、まあこれからの皆さんのお話について誤りがないだろうなと思っています。

ソーシャル・ファームの必要性の増大

第２番目は、このようなソーシャル・ファーム。さしあたって、ソーシャル・ファームに話を限定したいと思います。ソーシャル・ファームはこれからますます必要になってくると私は思っています。１つの理由は、やはりソーシャル・ファームというのは仕事づくりなんですね。今、我々日本の間では、だんだん社会的な排除や孤立という問題が起こっています。障害者がなかなかいい仕事につけないために、社会とのつながりができない。ホームレスにしても社会から排除され嫌われ者になってしまう。また高齢者にしても一人ポツッと家の中にいるために孤独死が起こってしまう。そのような方々をまとめて地域社会の一員として迎える「ソーシャル・インクルージョン」。これが今、大変重要になっています。これが第１の理由ですね。

第２の理由としては、このような人たち、先ほど言った、通常の労働市場では仕事が見つけられない人、これがますます増えているのではないでしょうか。高齢者の人口も増えています。障害者も増えています。特に、例えばなかなか仕事を見つけられない精神障害の方、知的障害の方、多くなっています。母子家庭も増えております。ホームレスもやや減りましたけれども、代わりにネットカフェ難民、ホームレスと似たような形態の人が増えている。ということになれば、今日本の社会の中には、こういう、ソーシャル・ファームの対象になる人が、年ごとに増大しているのではないだろうかと思っております。

そして３番目の理由として、そういうものに備えるための、例えば国の役割、公の役割、これがだんだん、最近の財政難等の理由で働く機能が縮小している。かといって一方、期待ができる企業にしても、最近の激しいグローバルな競争の中で、なかなかそこまで手が回らない。もちろん企業もやっていただかなければいけない。国も公もやっていただかねばいけないけれども、それだけでは十分でない。そうすると今出ている第３の分野である「ソーシャル・ファーム」、それが重要になってきているのではないのかなと考えております。

日本におけるソーシャル・ファームの設立の方法

それでは問題は？　具体的にどのように進めたらいいのか、具体的にどのようにソーシャル・ファームを設立したらいいのかという話であります。

まず日本の場合です。これからいろいろ、ドイツ、イギリス、韓国の方々から説明がありますけれども、日本の場合、ソーシャル・ファームをつくる場合に、まず第一は、どのような「法人格」にするかなんですね。今現在「ソーシャル・ファーム」という法人格は日本ではありません。ですからそれに代わるものとして、いろいろなものがあってもいいのではないか。例えばＮＰＯもいいでしょう。また組合の形式でもいいでしょう。さらに今年の 12 月からは公益法人改革が行われて「一般財団法人」「一般社団法人」という新しい法人格もできます。そういうものでもいいでしょう。わりあい自由に、そんなに「ソーシャル・ファームであれば何とかでなければいけない」、「ソーシャル・ファーム」という法人格がなければ日本においてソーシャル・ファームができないと考えるというのは窮屈じゃないかなと。非常に幅広く考えていいのではないかなと思っています。

次に第２です。それではソーシャル・ファームを立ち上げるための推進力はどのようなものなのかということです。私は、日本の各地のソーシャル・ファームの立ち上げ状況を見てみると、大きく言って二つの流れがあるのではないのかなと思っています。

１つは、例えば大きな企業や、ある１人の資産家の方がポッとお金を出してつくってもらう。それがある意味では非常にスムーズにいくやり方だろうと思います。例えば「ヤマト福祉財団」。これも一種のソーシャル・ファームだと思います。小倉昌男さんがまさに障害者のための仕事場づくりをしようということで私財を投げ打たれた。あのような形が、ある意味では非常にスムーズに進む一つの方法だろうと思います。また、東北の新庄に「ヨコタ東北」という会社があります。ヨコタ東北のほうでは、会社が何とか障害者のための仕事場づくりをしようということで、廃プラスチックのリサイクル事業を始められた。これもある意味ではソーシャル・ファームに発展していくのではないのかなと思います。これが一つの流れなんですね。

二つめの流れというのは、いわば、このような大きなスポンサーはいない。自分たちで、障害を持っている方、母子家庭の方々、またニートの方々が自分たちの問題としてみんなが力を集めてやっていく、そういう流れがあるんじゃないか。その流れとして一番の先輩というのは、先ほども言いましたけれども、名古屋市にある「わっぱの会」がそうではないか。30 年前、何とか苦労して障害者の仕事場づくりを始めようということで、パン作などを始められ、徐々に成果を出されている。これが一つの方向だろうと思います。

それでは３番目に、具体的な事業としてどういうものがあるのかなということです。これが一番重要です。ビジネス的な手法として成功していくためには、どうしたらいいのか。これまで私どもは２回にわたってこの場で、いろいろなソーシャル･ファームの海外の事情も勉強しました。また日本において成功している事例を見ると、成功するための要件として、一つは、それぞれのソーシャル・ファームが一つのことに大規模に取りかかるよりも多種多様、あるイギリスから来た人は、一つのかごの上に卵を一つだけではなくたくさん載せてやるほうがいいんじゃないか、いろいろなものを試してみる、多種多様なものを試してみる、これが重要だということを言ってくれました。私もその通りだと思います。

それから第２番目はニッチなもの。我々はソーシャル・ファームとして大企業を相手にして商品やサービスについて、質と価格の面で勝負をしなければ勝てない。そうした場合、その大企業がやっていないようなニッチのもの、「隙間」に挑戦していくということではないかなと思います。

３番目には特性を利用する。ソーシャル・ファームは必ずしも不利な条件だけではない。いわば、そこで働いていらっしゃる方の特性を十分活用する。例えば、社会福祉法人ですけれども「豊芯会」という団体が豊島区にあります。そこでは精神障害者の仕事場づくりとして弁当を配達している。そして精神障害者の方々は、やはり一つ一つの仕事をしっかりと几帳面に確認をしていくという特性があります。ですからお弁当を配達する、そうすると一人一人の高齢者、独り住まいの高齢者の方々と温かい言葉の交流、心の交流が行われる。それによって、むしろ豊芯会のお弁当の配達は大変喜ばれる。そういう特性がうまく利用されているんじゃないかなと思います。

さらに、特性とは言えないけれども、例えば高齢者の方が既に年金をもらっていらっしゃる場合、年金と合わせて、ソーシャル・ファームにおける仕事と組み合わせて生活をしていく、そういうことが可能ではないかなと。普通の企業であれば、企業で働く人はやはりすべてを給料でまか

なう。しかしソーシャル・ファームで高齢者の場合は、年金とソーシャル・ファームでの収入を合わせて生活をする。そういうことも仕事のスタイルとして考えられる。また一般の勤労者の方々が、通常の企業で働きながら休みの日にソーシャル・ファームで、一種の社会貢献的なことになるのかもしれませんけれども、そういうもので働いてみる。例えばさらに専業主婦の方々が、やや余裕が出てきたので、主婦業を務めながらソーシャル・ファームでやってみる、そういう形も可能なのではないのかなと。そのあたりにソーシャル・ファームの融通さというものがあろうかと思っております。

それでは具体的な事業にはどういうものがあるかということです。私は大きく言って３つ考えております。３分野があるのではないかなと思います。

一つの分野は環境産業なんですね。環境は大変重要になってきています。今、世界は、まさに地球温暖化をめぐって環境というものが重要となってくる。今、環境省の推計ですと、2000 年に環境事業に携わっている方は約 100 万人です。私はもっと多いのではないのかなと思いますけれども、調査の取り方ですね。それが 2025 年には 220 万人になると推定しています。これも大変控えめな数字で、私はこれの２～３倍ぐらいには、実際になっていくのではないかと思います。それだけ環境というものが重要になっていきます。ここに大きな仕事のチャンスがあるのではないか。例えばこのような所のエネルギー管理。地球温暖化のために電気をできるだけ抑えていかなければいけない。そういうエネルギー管理の仕事があります。

私は昨年の 12 月、大変うれしいことが一つございました。「コスト削減総合研究所」という会社があります。その会社の方から私に電話があって、うちの会社はエネルギー管理をやっているのだと。例えばいろいろなお店で電気の消費量が急に多くなると、それに警告を出して落すように、そういう指導をしている会社です。研究所と言っていますけれども、通常の株式会社です。例えばパチンコ屋で、今電気をたくさん使いすぎているから抑えるようにという指示を出す。そういう仕事で商売をしている会社です。その人から私のところに電話があって「どうも、炭谷さん、私どもの会社というのは、別に会社に来て、通勤してもらわなくても、自宅で十分、パソコン、コンピュータに熟練している人れあれば誰でもできるのだから、炭谷さんの知っている障害者の方で、パソコンに精通している人を教えてくれよ」というふうに言ってくれました。そこで私は、別に東京に限らなくてもいいのですから、１人の人は新潟県の新発田市でした。あと４人ぐらいでですね、そのエネルギー削減総合研究所の仕事を、自宅にあって、重度の障害者で外には出られない、しかし自宅のパソコンを使ってエネルギー管理を行う、その仕事を昨年 12 月から、ちょうど１か月経とうとしていますけれども、４～５人の人にやっていただくことになりました。これも通常の職員と同じような給料が払えるんです。そこのご両親には大変喜んでいただきました。「自分の息子が非常にいい仕事につけた」と。「今まで家でパソコンをやっていたけれども、これが仕事に生かせる」、そういうふうに言ってくれました。

またリサイクルというのもこれから有望ではないかなと思います。先日、と言ってももう２年前になりますけれども、昭島市にある、日本酒の瓶を洗って、それをもう一度使う、リサイクルというよりもリユースですね、「リサイクル洗びんセンター」という所に行ってきました。東京の昭島市という所にありました。ここで主に知的障害者の方が、たくさん働いていらっしゃいました。お聞きしますと平成の３～４年頃、平成の初めごろにできたところですけれども、大変皆さん、元

気に働いていらっしゃいました。まだまだあると思うんですね。このようなリサイクル。例えば私どもが一緒になって研究して、去年２月、もう１年経とうとしていますけれども、去年の２月からは大阪の西成区、ここは「あいりん地区」というスラム街がある所ですけれども、そこのスラムの人たち、または知的障害者の働く場として、古着のリサイクルのショップが大阪市の西成で開業を始めています。

また環境の面では森林管理、これも大変重要です。CO2 を吸収するためには森林の管理を行っていく。農業の部門も有効ではないかなと思います。これについても、いろいろな所で有機農法を試していらっしゃる所も多いのではないかと思います。今日も来ていただいておりますけれども、茨城県の桂仁会では、これは医療法人ですけれども、また社会福祉法人も別途持っていらっしゃいますけれども、ぶどうを作って、ワイン作りをやってみようじゃないか、そういうものもあります。これが１つの環境の分野だと思います。

２番目の分野は福祉事業です。これもこれからますます伸びてくる。これをやはりうまくビジネスに使っていく。例えば介護の仕事。ホームヘルパーを派遣する。この部分で大変成功されているのは、日本労働者協同組合の方々ではないのかなと。労働者の方々が何かみんなで助け合いとしてホームヘルパーを派遣する事業を始められている。ソーシャル・ファーム的なものを目指されていると思います。その他、保育とか、また障害者のための移動サービスとか、グループホーム的なものも作る、そういうものも非常に期待ができる分野だろうと思います。

第３の分野としてはサービス業というものがあるのではないか。これは一昨年も説明がありましたけれども、ヨーロッパのほうで、ドイツでは、例えばベルリンの美術館の管理を引き受けている。イタリアのジェノバでは、博物館の駐車場の管理などをやっている。これは非常に仕事としてはと取りやすいのではないか。

例えば大阪市のほうでは、自分たちの、例えば公園の管理や庁舎の清掃等、そういうものについて、障害者をたくさん雇用している所については、入札を行う際に有利に、それを十分勘案して入札をやってみる。単なる価格競争だけではなくて、障害者をどれだけ雇用しているか、それによって決めている。これも一つ、公の維持管理、公の施設のメンテナンスの面について、管理を引き受けるところで仕事として生み出す、非常に大きな力になるのではないかと思います。

また芸術作品。芸術作品と言うほどでもないかもしれないけれども、例えば障害者の美術の作品を売り出してみる。今日も来ていただいている、例えばドイツのベーテルの家が有名ですね。あそこでは美術家の集まりが絵画を作品として市場に出している。日本でもいろいろな所があります。例えば茨城県古河市にある秋山さんの社会福祉法人では、障害者の方々が美術作品を作って、それを企業にカレンダーとして使ってもらう、それによって収入を得ているというやり方をとっていたりしているわけであります。

これが３つの分野。まだ他にたくさんあると思うんですけれども、大きな分野としてはこのように環境の分野、福祉の分野、３番目にサービスの分野・サービス事業、こういう３つがあるのではないかと思います。

しかし、このようにソーシャル･ファームを興す際、常に問題にぶつかるのは資金の面です。「いや、こうは言われても、もうお金がないんだ」と。どこでもお金が一番ぶつかる、デッドロックなん

ですね。これについては、やはり一番やりやすいのは、どこかの企業、もしくはどこかの篤志家の人がパッとやってくれるというのが一番楽なんですけれども、そういうものはなかなか期待はできない。まず関係者が本当に少ないながらのお金を集めてやってみる、そういうやり方があるのではないか。

また最近、SRI（社会的責任投資）、こういう分野が大変盛んになってきました。残念ながら日本はまだまだ発展途上です。日本のSRIの額は2,600億円。まだまだ少ないです。それに対してアメリカではその1,000倍、270兆円。もう全然ケタが違います。日本は2,600億円。数字によって、最近はもっと増えているかもしれませんけれども、これは多分2005年ぐらいの統計だったと思いますから、今はちょっと違うと思います。イギリスでも23兆円。兆の単位になっていますね。でも日本人も案外捨てたものではなくて、「いや、そういうものに役立つのであれば、少々利子は安くてもいいからお金を投資してもいい」という方も増えてきていると思っております。これが資金の面ですね。

具体的な進展

それでは具体的には、どのように今進んでいるのかということです。私はこれについて大変希望を持っています。今日もこれだけのたくさんの方が集まっていただいているのも、もう既に自分たちはソーシャル・ファームを作っている、いや、これから作ろうとしているという熱意の集まりではないかと思います。

例えば、今日も来ていらっしゃいますけれども、北海道の稚内の下のほうに中頓別町という小さい町があります。その町から、今日わざわざ北海道から来ていただいておりますけれども、そこでソーシャル・ファームを作りたいということで動きが出ている。私は現在、帯広畜産大学という北海道の大学の先生をしています。そこの地域でソーシャル・ファームを作ろうと。あそこは牧畜業が盛んですから、牧畜をうまく使って、例えば有機農法、チーズ作り、そういうふうなソーシャル・ファームを作ろうということで、もともと帯広、あの周辺でやっているわけですけれども、その話が稚内の北の端の、稚内の下のほうにある中頓別町に伝わって、「ぜひ炭谷さん、一度来て、どういうふうにしたらいいのか話をしてほしい」ということで、再来月、3月に行ってまいります。

一方南の果て、沖縄では、精神病院を経営している人が、それではうちのほうは精神病院の患者さんにソーシャル・ファームというものを試してみたい、何か考えてみたいということで、来月招かれて、一緒になって考えてみようと思っております。

来週の水曜日は、千葉県の袖ヶ浦市で、知的障害者の方々が、今度自分たちはどういうふうに、ソーシャル・ファームの考え方も入れながら仕事作りができるのかということで、みんなで相談する場を設定されております。

こういうことで、いろいろなところで動きが起こっている。例えば九州であれば熊本県でもやろう、それから大分県では宇部市のほうでやろうと、いろいろな所で起こっているのは大変心強いと考えているわけであります。

以上が具体的なソーシャル・ファームの作り方ですけれども、もっと大きく国の方向ということで、ちょっと話を大風呂敷にして進めてみたいと思うわけです。

一つは、20世紀は我々は福祉国家を目指してどんどん進んできました。20世紀の福祉国家というのは所詮は富を大きくして、富を大きくするにあたっては環境をある程度破壊しなければ

いけなかったわけです。環境を破壊することもやむを得ないということで、富を大きくしてそれを分配する、それが福祉国家の手法だったわけです。でもそれではどうもダメだと。もうそういう福祉国家に対する批判というのは、いろいろな所に起こってきました。怠け者を作ってしまうのではないかといったような批判とか、社会が非効率的になってしまうというような批判で、むしろ今は新自由主義、新保守主義と言ってもいいでしょう。そういう勢力が大変強くなってきています。アメリカを中心にして、また日本でもだんだんそういう勢力が強くなってきているのではないのかなというふうに思います。でも、どうも、確かに 20 世紀の福祉国家は行き詰まりを見せている。しかしだからと言って、会社だけ、いわば市場だけですべての問題が解決するわけではないのではないかと思うんですね。

その場合、そこで必要になってくるのは第３の分野。国や公が行うのではない、また企業が行うだけでもない、いわば第３の分野もあってこそ、これからの国の形として、うまくいくのではないか。第３の分野というのは、ソーシャル･ファームなりソーシャル･エンタープライズの考え方。つまり目的は公益的なのだけれども、ビジネス的手法で行う。そういう第３の分野が、今必要になってきているのではないかと思います。

第３の分野に必要になってきているもの、これは先ほども言いましたけれども、通常ではなかなか仕事がないような人、例えば障害者の方々は日本では公式の統計では 700 万人。もっと漏れている人が多いのではないか、場合によっては 1,000 万人近くいらっしゃる。60 歳以上の高齢者は 2,500 万人。母子家庭のお母さんは 220 万人。ニートの子どもたちは、昔の統計ですけれども 80 万人。今はもっと多くなってきている。ホームレスの方々、これも少なくなったと言っても２万人弱。さらにそれに代わるネットカフェ難民のような人たちがいる。刑務所から出てくる人は毎年３万人。そして仕事がないために再犯を繰り返している。このような方々がざっと見て、どんなに少なく見ても、重複の計算もありますから、まあざっと見て 2,000 万人ぐらいにはなるのではないかと思うんですね。そのような場合、2,000 万人の人たちには多分家族がいる。またそれを心配する友達、近い人がいる。2,000 万人の人に２人ずつ寄れば、6,000 万人の方々が、この第３の分野について関心を持っていただけるのではないかと思うんですね。この第３の分野があってこそ。これは決して少ないものではない。人数にして日本人の人口の半分ぐらいの人が何らかの関心を持っていただける。そういう分野があってこそ、日本の国のかたち、全体を合わせて、公・国が行う、企業が行う、第３の分野がある、その３つが合わさって新しい福祉国家、「福祉社会」と言ってもいいのかもしれませんけれども、福祉国家というものができるのではないのかなと思います。

その第３の分野の重要な要素というのは、私は３つあるのではないかと思っています。その３つというのは何なのか。

一つは、そこで働く人たち、そこで暮らす人たちの幸せ、人間の尊厳、そういうものを大切にしていく。そういうものが一つですね。

それから２番目には、そこで働く人たちも責任を持って積極的に参画をしている。従来の福祉国家のように、自分はサービスの受け手であるというだけではなくて、自ら責任を持って参画をしていく。これが第２の要素。

第３の要素は、やはりこれからは環境というものが重要になっていく。環境を向上させながらやっていく、この３つの基本的な要素があるのではないかと思っております。

以上のように、これからは第３の分野、ソーシャル・エンタープライズ、ソーシャル・ファームというものが重要になっていきますけれども、今日これから１日、これについてご議論をいただくわけですけれども、私はこの中でお考えいただきたいことが１つございます。ぜひ、このように重要になってきているソーシャル・ファームを、またはソーシャル・エンタープライズと言ってもいい、どのようにしたらうまくいくか、どのような事業をやったらいいのか、どのような方法でやったらいいのか、それを皆さんで今日考えて、午後の部で意見を自由に言っていただきたい。

そしてそのために、日本には 2,000 社程度、2,000 社というのは各市町村１か所ずつソーシャル・ファームがある、それが望ましい。そのために日本においてソーシャル・ファームの協議会、もしくはお互いに連絡を取るような協会的なものが、今日、このシンポジウムを契機にして発足に向けて動き出したらどうだろうかという提案を申し上げたいと思っております。これも午後の意見交換のときに、自由に出していただければと思います。日本でこのようなソーシャル・ファームの協議会ができれば、今日来ていただいているドイツとかヨーロッパの方々、またはアジアの方々と一緒になって、手を取り合って進めることができるのではないかと思います。

ちょうど時間がまいりました。どうも、ご清聴ありがとうございました。

講演１:「EU におけるソーシャル･ファームの現状とその発展」

ペーター･シュタードラー　ドイツ FAF gGmbH 協会所長

講演要旨

●はじめに

－自己紹介
－講演の目的

●現状と取り組み

I. 現状

1.EU およびいくつかの国々におけるソーシャル･ファームの数
2. ソーシャル･ファーム優れた実践の具体例
    (1) 事業分野
    (2) ソーシャル･ファームの取引高
    (3) 特徴
3. ソーシャル･ファームの定義
4. ソーシャル･ファーム特別法
5. 関連する労働市場政策戦略の概観
6. ソーシャル･ファーム成功の要因
    (1) 市場志向
    (2) 職員
    (3) 公的資金による損害補償
    (4) 財源－財団、社会組織からの資本
    (5) 優れた製品および市場分析

II. 取り組み

1. ソーシャル･ファーム支援機構設立に向けて、政治家への働きかけ
2. ソーシャル･ファーム設立に向けて、経営者および民間組織もしくは社会組織への働きかけ
3. ソーシャル･ファームの質の向上－ソーシャル･ファーム支援機構の活動
    (1) ネットワーク
    (2) フランチャイズ
    (3) 開発提携
    (4) モニタリングおよびベンチマーキング

●ソーシャル･ファーム発展の見通し－ソーシャル･ファーム支援機構の可能性

講演

鴨下さん、炭谷さん、それから野村さん、本日は日本にお招きをいただきまして、ありがとうございました。大変光栄に存じております。私のほうから、ドイツにおいて、いわゆるソーシャル･ファームと言われるセクターにおいてどのようなことが行われているのかというお話をさせていただきます。

ドイツにおきましては、ドイツの国民は皆、日本の国そしてまた国民の皆様方が、大変重要な役割を世界において果たしておられるということに、大変感銘を受けております。実は私、日本に参りましたのは初めてでございます。いろいろなものを見せていただきながら大変感銘をしております。皆様方のプロジェクトもそうですし、金曜日にココファーム・ワイナリーを見せていただき、それから日本の方々といろいろなお話合いをさせていただく中でも、驚くことがたくさんございます。日本に来られたこと、皆様方に今日この会場でお会いできますこと、大変うれしく存じております。また私にお話の機会をいただきましたことも、大変ありがたく存じます。皆様方、日本の国内において活動しておられますが、私の話が少しでもお役に立てばと考えております。ということで幾つか具体的な例をお話ししたいと思っております。

私の話の後、おそらく少し質疑応答の時間があるのではないかと思いますが、私の話がよく分からないという場合、あるいはちょっと話が早すぎるということであれば、そのようにおっしゃっていただければと存じます。幾つかの事例をお話しする中で、皆様方これからいろいろとお考えいただいて、それを日本の枠組の中でもお使いいただけるのではないかと思います。これから先 2,000 社を目指すというお話がありましたけれども、数年後また日本に寄らせていただいて、今度は日本のソーシャル･ファームから学ぶことができると確信しております。

それではソーシャル･ファームについてのお話を始めたいと思います。ドイツのソーシャル･ファームというのは中小企業でございまして、一般の労働市場に参加しています。これらの企業は、障害がある人･ない人、いずれも共に働いています。すべての従業員は通常の給料を支給されておりますし、正規の雇用契約を結んで働いています。ですから障害を持っている人も完全に会社の中に統合されており、社会保障手当と言いますか、要するに補助金と言いますか、個人に対する社会保障給付は受けておりません。

私が仕事をしております FAF（ファフ）という会社は、ソーシャル・ファームに対するコンサルテーションを行っている会社です。障害者を普通の一般の社会・職場に統合したいと考えております。ドイツ国内には５つのオフィスを持っておりまして 15 人の職員がいます。FAF について具体的なお話をする前に、実は野村さんから、ソーシャル・エンタープライズとソーシャル・ファームについての２枚のスライドを増やすようにというご指示をいただきました。炭谷先生からも既にそれについてはお話がありましたが、ソーシャル･エンタープライズというのは、いろんな活動をやっているわけですね。社会的な目的を持って、さまざまな活動をしているさまざまな会社があります。ドイツにおいては「ソーシャル･ファーム」と言いますと、特に障害を持っている人のための雇用をつくり出す、あるいは、いわゆる一般の労働市場においては不利な立場に立っている人たちのための雇用を創出する、そのための活動をしている会社であります。

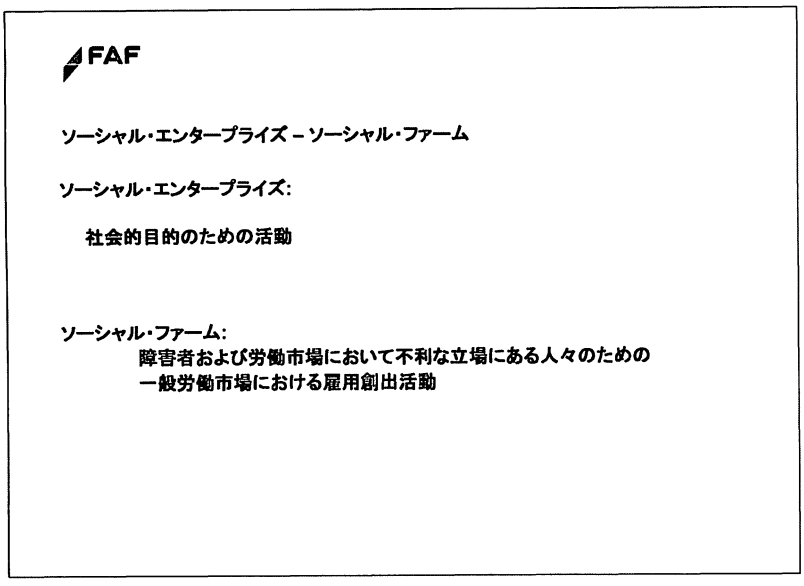

もう１枚のスライドを昨日加えましたけれども、これでご覧いただきますのは、これも炭谷さんからお話がありました。「ファースト・セクター」というのは利益を追求する民間の企業のことです。「セカンド・セクター」、第２のセクターは公的機関ですね。いわゆる都市や県といったような地方自治体が運営する団体です。第３セクターというのは民間の組織が活動しているというものでありますけれども、社会的な人々のニーズを満たすために活動をしている団体であると言うことができると思います。

ドイツで特に重要なことが一つあります。それは「補完システム」というものです。法律の中にある補完の制度というものです。これはどういうことを意味するかと言いますと、ドイツでは、民間の任意の団体あるいは教会が運営しているような組織が特定のサービスを提供する場合、国がこれを提供してはならないというものであります。例えば病院で 1,000 床のベッドが必要であるという場合、そしてそのうちの 500 床を民間の組織が提供した場合、国は残りの 500 床を提供することができます。しかし民間の組織が 1,000 床すべてを提供することができる場合には、国がこれを提供してはならないということになっています。それが補完の制度・原則というものです。

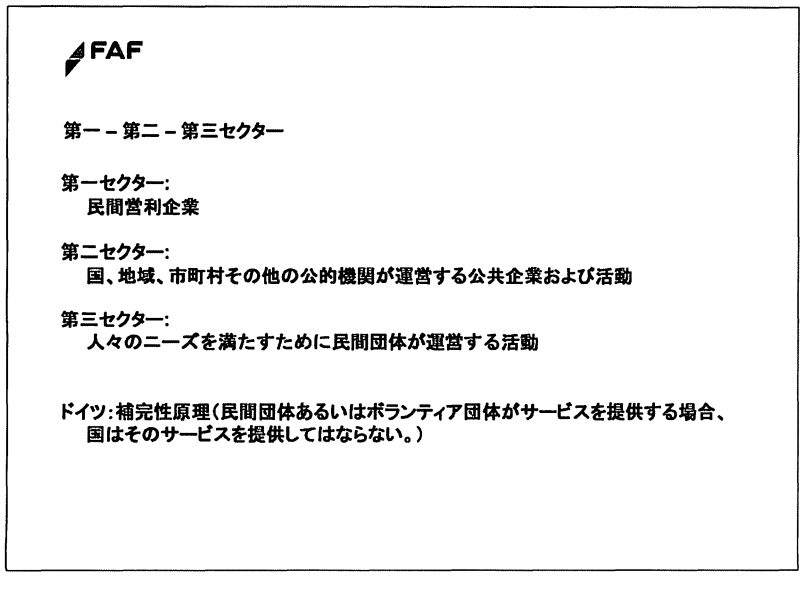

東京に参りまして、いろいろと見せていただきました。とても大きなデパートを訪問いたしました。おそらく京王デパートだと思いますが、ある製品を見せていただきました。実はその製品の部品がドイツのソーシャル・ファームによって作られているということが分かりました。山内先生とチョンさん。ご覧の機械は洗濯機とドライヤーです。右側が洗濯機で左側が乾燥機です。Miele（ミーレ社）という会社が作ったものですが、この会社はソーシャル・ファームと共同で仕事をしています。ドイツでも第一の、最も優れたソーシャル･ファームです。この機械の中、全体ではないのですけれども、その中の一部のパーツがドイツのソーシャル・ファームによって作られたものだったのです。

ではFAFについてお話しいたします。２枚のスライドを使います。私どもは第３セクターで、第１セクターの企業家のコンサルテーションをしております。また、政策立案者、行政官、そして民間の企業に対してもコンサルテーションを行っています。こちらにありますのが私の連絡先でございますから、Eメールをいただければ、お返事を差し上げることもできると思います。

ここにありますのは幾つか私どもがやっている活動です。主な活動は何かというと１番目と２番目ですね。ソーシャル･ファームに対してコンサルテーションを行っております。後ほどもう少し詳しくお話しいたします。それからネットワークの構築もしております。ソーシャル･ファームの活動の質を高めるためのネットワークです。それから、そのソーシャル･ファームの財務状況がどうかというようなことをモニタリングをしておりますし、ベストプラクティスのベンチマーキングを行っております。それから評価も行います。いろいろな経験･交流のためのネットワークを作るというようなこともやっております。このネットワークというのは、それに参加してくださる方々が共同活動もできるようにということをも意図しております。

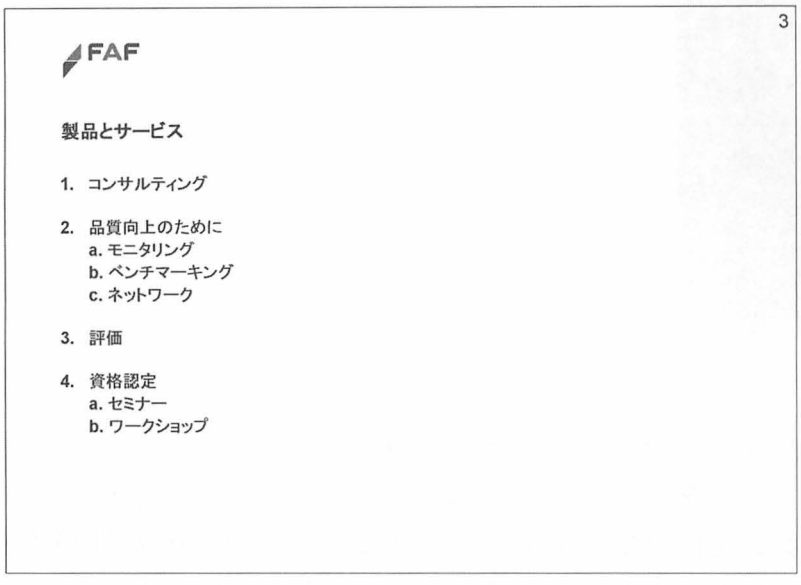

どうやってこの組織ができたかをお話ししたいと思います。炭谷さんからは、日本においてもソーシャル・ファームのネットワークを作るという話がありましたが、ソーシャル・ファーム、ソーシャル・エンタープライズのネットワークを作ることが好ましいと見られるからです。ドイツにおいては、フロイデンベルグ財団というのがあります。その財団は大きな産業財団と言うべきものであります。昨日伺いましたけれども、東京でも活動しているということです。オフィスがあるということです。精神病の医師、それからいろいろな製品を作っているような組織も、この財団はソーシャル・ファームの理念で活動しています。財団は障害を持っている人たち、特に精神障害を持っているような人たちを社会に統合させるということを促進しています。そして、これとビジネスを直結させるということは、このフロイデンベルグ財団の非常に重要な目的の一つにもなっています。

1987年から1990年までの間に、最初の50のソーシャル・ファームがドイツで作られました。財団がFAFに資金提供をして、その活動によって、87年から90年までの間に50のソーシャル・ファームが作られたということです。FAFは一つの協会（アソシエーション）でありましたけれども、今は有限会社になっております。ただ非営利の有限会社です。

ソーシャル・ファームというのは大変重要な戦略でもあります。障害を持っている人たちを社会に統合させる、特に精神障害を持っている人たちを社会に統合させる上で重要な役割を果たします。ここに挙げたような関連組織が FAF の結成に加わりました。ドイツ語ですからちょっと覚えにくいとは思いますが、社会精神病学会、精神病患者協会、それから心理社会学団体の連盟、そして元受刑者の親の会などが、この FAF の結成に加わりました。非常にさまざまな種類の団体が加わったということです。最初の年は、５年間に 20 万ユーロということで資金がつけられました。

これまでにどのようなことをしてきたということを少しお話したいと思います。これは小さな冊子ですが「いかにソーシャル･ファームを設立するか」。いかにソーシャル･ファームを設立するかというような小冊子を作りました。それからセミナーも行ってまいりました。どのようにソーシャル・ファームを設立したらいいかということについてのセミナーです。これがそのときに使ったセミナーの資料の一部です。

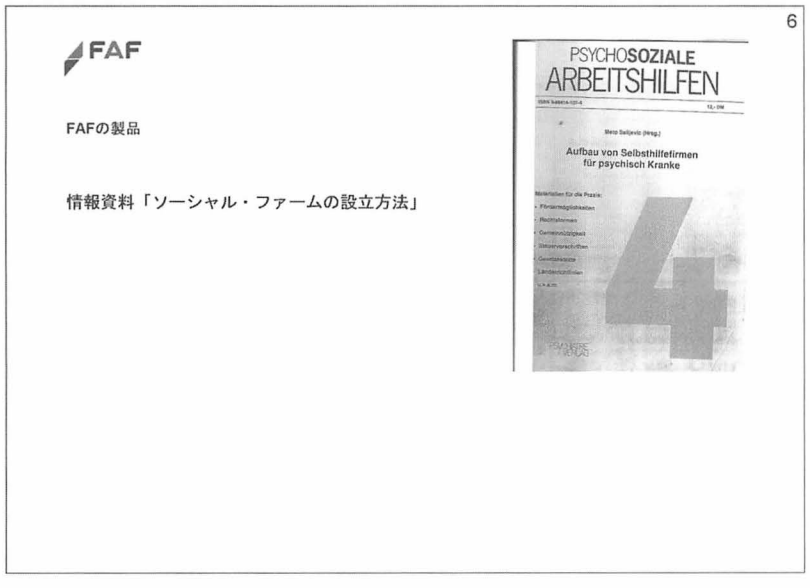

始めたときには、ソーシャル・ファームの概念を広く普及させるためには、低い参加費で、たくさんの人にセミナーに参加していただかなければならないと思ったので、安い参加費用を設定いたしました。1987 年のセミナーは参加費が 25 ユーロでした。２日間にわたるものだったのですけれども、宿泊費と食費と、それから資料費含めて全部で 25 ユーロ、随分いいお値段ではなかったかと思います。今日では、いろいろなセミナーをやっているわけですけれども、そんなに安くはできません。

FAF においては、いろいろな人、また組織･企業等に対してソーシャル･ファームを作るようにという動機付けを行ってまいりました。それと同時にロビー活動も行ってきました。ロビー活動を行う組織を立ち上げました。「BAG（ビーエージー）」という名前が付いてものですけれども、これは連邦組織になっておりまして、ドイツ・ソーシャル・ファーム連盟という全国的組織です。この BAG が FAF に投資を行いました。先ほど申し上げました通り有限会社ですので、BAG が FAF に出資をいたしました。FAF はそれ以来、コンサルタントを行うという仕事に集中しております。BAG のほうが政府に対するロビー活動をしております。

こちらにご覧いただいていますのが、どのぐらいの会員がいるかということです。現在、700のソーシャル・ファームがドイツにありますが、ブルーで示されているのがBAGのメンバーです。黄色いのはメンバーになっていない組織です。BAGには理事会がありまして会員総会があります。それから地域の組織もあります。このBAGは政治的な組織ですが、それがFAFの所有者、オーナーになっています。ドイツの５つの都市にFAFは５つのオフィスを持っております。15人のスタッフがおり、９人がフルタイムです。ということでドイツ全国で組織を持っております。

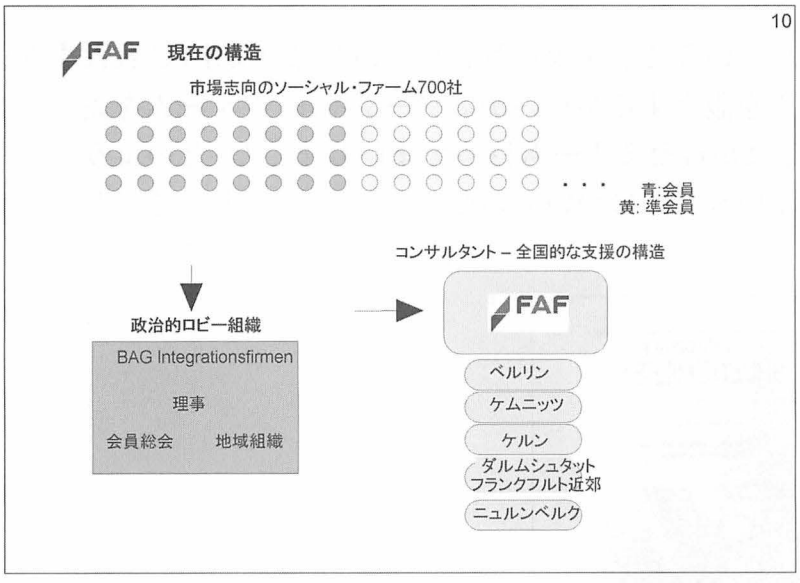

これはBAGの活動を示したものです。新聞を発行しておりまして、この新聞は政府や政治家、福祉の専門家、それから会員、民間企業といったような所に送られていきます。いわゆるソーシャル・ファームをつくることに関心を持っている人たち、あるいはソーシャル・ファームと共同で活動したいという関心を持っている人たちに送られます。

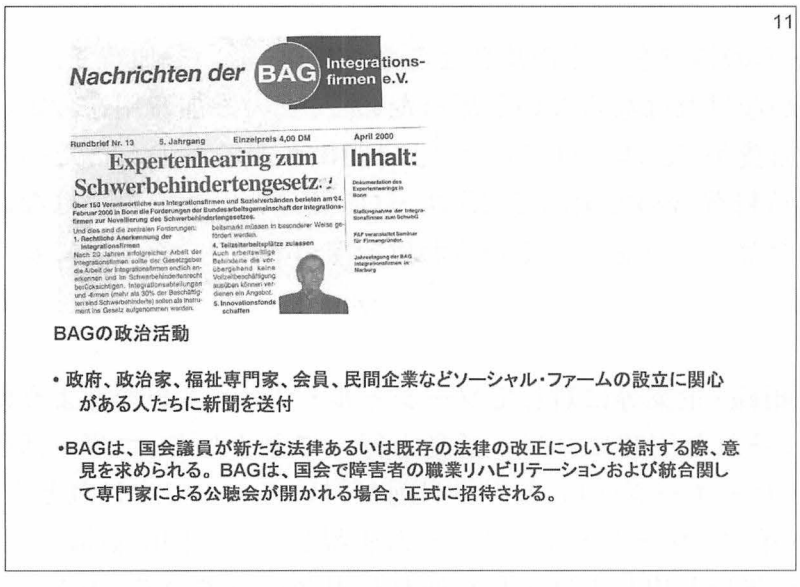

BAGは非常に強力な、そして重要な組織になってまいりました。議会の議員はBAGに対して意見を諮問いたします。例えば法律を変える場合にはBAGの意見を聞いてくれるわけです。BAGはしばしば、議会で行われます専門家の聴聞会などの場に招かれて意見を開陳しております。例えば障害を持った人たちの職業訓練のためのリハビリテーションでありますとか、あるい

は社会統合に関わる法律などについて議論をするときには意見を聞かれます。

1990年、まず50のマーケット志向のソーシャル・ファームがつくられました。政策として、これは重要だと考えられるようになったわけですが、当時は、実は政策立案者は、5年後にはほとんどのソーシャル・ファームが経済的に立ちゆかなくなるであろう、したがって閉鎖されるだろうというようなことを言っておりました。なぜ政治家がそのようなことを考えたのでしょうか。なぜかというと、民間の中小企業についての分析を商工会議所が行いましたけれども、その分析結果を見ますと、民間の中小企業は3年間しかもたないところが多い、民間の中小企業の50%は3年で倒産するという結果が出たのです。FAFは、ソーシャル・ファームに投資をすることがいいのかどうかということを「調査をするように」という委託を受けました。私どもではいろんな研究を行いました。これは私どもが発行した研究結果の一つです。ドイツ語であればPDFファイルでお求めいただくこともできます。

どういう結果が出たかというと次のような結果が出ました。ソーシャル・ファームというのは新しい形の障害者の雇用統合の手法であると。障害を持っている人のリハビリテーションとか資格取得、あるいは福祉作業所分野で非常に大きな可能性があるということが分かりました。後ほど詳しくお話しいたしますけれども、ソーシャル・ファームは10年ほど前から活動しておりますけれども、その10年間に5,000人の雇用を生み出しているということも分かりました。またソーシャル・ファームというのは、その経費の60～80%を市場で製品を売ったりサービスを提供したりすることによって得た収益でまかなっていることも分かりました。しかし一部の補助金を必要としております。障害をもった人に対する給与を払うという点では補助金が必要だということも分かりました。

そして重要な点なのですけれども、ソーシャル・ファームは税金を払っています。また社会保険費も払っているんです。その、ソーシャル・ファームが払っている税金と、そこで働く人たちが払う社会保障費を合わせた金額は、ソーシャル・ファームが受け取る補助金の額よりもずっと多いということも分かりました。

最後の情報になりますが、ソーシャル・ファームの80%は非営利のステータスを持っています。つまり収益に対する税金は払っていないということです。売り上げ税だけは払っています。それから経営者の95%は社会福祉団体です。福祉作業所とか、その他リハビリテーションや統合の分野に関わっている団体であるということも研究結果で分かりました。

ここに三つの研究の結果が掲載されています。これはバヴァリア地方のケースであります。ドイツの南、ミュンヘンのあたりです。92年においては340の職場がありました。これは皆さんの資料の中にあると思います。262人が障害のある人たちでした。こちらにありますのが全体の売り上げであります。フルタイムの人一人当たりの売り上げは2万3,641ユーロとなっております。そしてこれらの企業全部を合わせますと15万1,200ユーロの利益を上げていると。非常に少ない額であります。

またその他の二つの研究結果も載っております。詳しくは申しませんけれども。しかし全体を見ますと、例えばケルン、ボンのような地方、ここではフルタイムの働き手一人当たりの売り上げが2万1,200ユーロとなっております。それからまた「Bund」と書いてある、これは連邦全体の

レベルでありますけれども、ここでは247のソーシャル・ファームがあります。そしてその中では6,299人の雇用が生み出されております。そのうち3,250人が障害のある人たちで占められております。彼らのフルタイムの一人あたりの売り上げが2万6,000ユーロとなっております。

さて二つめのスライドです。これは具体的な例であります。経済状態の例です。日本、ドイツ、どこであっても財務諸表を作成する必要があると思います。青い線が市場からの収入、所得であります。このソーシャル・ファームはお昼を提供しているレストランであります。後で写真をお見せしたいと思いますけれども、ここは食堂です。いわゆる就職斡旋所の食堂でありますけれども、ここでは100万ユーロほどの売り上げであります。1食3～4ユーロ程度です。このように食事を提供するということには材料が必要であります。米ですとかトマトですとか、そういった材料費がかかります。これが大体34万ユーロになるということです。ですから平均しますと大体35%ぐらいが利益になっているということになります。

人件費は紫の部分です。42万ユーロになっております。それからまた賃料やマーケティング、またインターネットの費用、また機械の修理ですとか、そういったもの全部が入っていると思います。また銀行の金利の支払い、利払いもあります。また機械類の減価償却費が3万1,000ユーロ等でありますから、コストが非常に高くなっております。

そして総利益がここに書かれていますけれども、約65万ユーロ。なぜそうであるか。これは障害者が多いということ。そしてまた補助金を受けております。この補助金の制度に関しては後でご説明したいと思います。政府から、また公的な機関から補助金があります。これが12万8,255ユーロであります。また財団からの投資のための補助があります。このコストは分かりません。1,000ユーロぐらいでしょうか。黄色い部分ですけれども、これがどのぐらいのプラスになるかということです。これが大体9万4,000ユーロになります。

FAF
ランチレストランを経営するソーシャル・ファームの経済状態

市場収入	994,938		
商品仕入れ（米・トマトなど）	-343,687		
割合	35%		
総利益	651,251	100%	
人件費	-421,731	65%	100%
その他の経費	-248,956	38%	
支払利息	-4,301	1%	
減価償却費	-31,688	5%	
総経費	-706,676		
補助金を除いた利益/損失	-55,425		
補助金	128,255		
基金	23,215	4%	6%
特別損失	-1,905		
補助金込みの利益	94,140		
キャッシュフロー	125,828		

彼らは利益を上げたとしても税金を払いません。あくまでも売り上げに対する税金だけを納めています。しかしやはり存続するためにはプラスでなくてはなりません。来年はもしかしてあまりいい年ではないかもしれません。もう一つ食堂を設けたいというのであれば、また新たな機械を買い、そして人を雇わなくてはなりません。ですからこのような利益がプラスであることが必要であります。プラスでなければ成長はできません。しかし多くの人たちは、こういったソーシャル・ファームで働きたいと考えております。したがって成長するためには利益を上げ続けなくてはなりません。ただ非営利団体でありますので、利益を上げたとしても、その利益は会社にそのまま残らなくてはなりません。ですから例えば株主に配当を支給するなどといったことはできません。

別のことをご説明したいと思います。これは国からの補助金に関するものです。国に対してそもそもこのような補助金を支給させる働きかけが必要でした。ドイツの状況は他のヨーロッパと多少違っておりました。ドイツにおいては非常に優れた補助金の制度があります。他の国々においても、また財団や大手企業から寄付を募るということも可能ですけれども、ドイツにおいては、そもそも社会制度が非常に優れております。なぜそうであるかと言いますと、我々FAFではなく、ある大学が調査研究を行いました。その大学が行った調査で、どのぐらい失業が発生することによって財政負担が起きているのか、そしてまた福祉施設における雇用、作業所での雇用が生まれた場合、どのぐらいの負担になるのか等々を比較しました。例えば失業者がいたとします。その人が民間企業に就職をしたといった場合、補助金なしに統合化を図った場合、これが一番いいケースでありますけれども、財政から見ますと、国または社会保障、税金といった面ではプラスになります。大体1万ユーロのプラスになります。一方ソーシャル・ファームへの統合があった場合はどうか。これもプラスですよね。それほど大きな額ではありませんけれども、大体1,000ユーロぐらいのプラスになります。というのは、このソーシャル・ファームに対する補助金が一部支給されます。しかし国の財政負担から考えた場合、これはやはりいい状況であると。プラスになるということです。

さてもし、その人が家に残った、失業状態にあり続けたといった場合。今現在、失業者が400万人います。そしてそのうちの数百人の人たちが障害のある人たちですけれども、社会に対する負担としては6,400ユーロぐらい、年間かかってきます。例えば失業手当などを払わなくてはいけないのでマイナスになります。しかし障害のある人たちを福祉作業所に統合化する場合、その場合には財政負担が1万3,000ユーロぐらいになります。ですから、ソーシャル・ファームへの統合を実現した場合と、福祉作業所の作業のケースとでは、ずいぶん大きな違いがあります。ただ障害者がすべて一般の労働市場で就職することはできません。一部の人たちはこのような福祉作業所も必要です。中には非常に質の高い作業所もあります。しかし多くの障害のある人たちはソーシャル・ファームであれば働ける、そういった状況にあります。

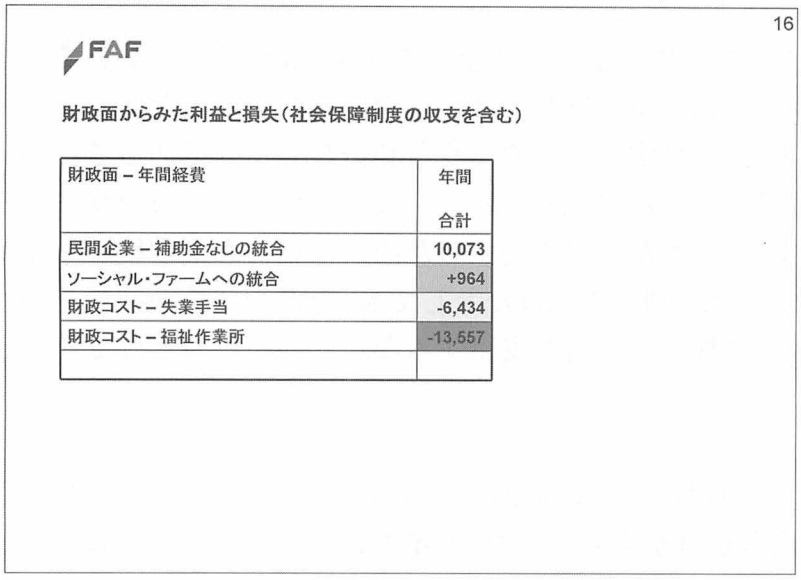

ですからこういった調査研究を受けて、政治家そしてまた行政側は納得をしまして、そしてその結果、ソーシャル・ファームに補助金を払うこと、これは言うなれば投資になると考えました。そこで法律を作りました。その結果が書かれております。既に先ほど説明したものですので、繰り返しません。

では、ここで少し先に飛ばしたいと思います。後で戻ることもあるかもしれませんけれども。新しい法律の哲学、考え方について示したスライドがあります。さて、この新しい法律の精神、哲学です。これはソーシャル・ファームが市場志向型であるということ。そしてこれがいわゆる一般労働市場における経営を進める零細・小企業であるということです。その主な特徴でありますけれども、ここは障害のある人たちの 25 ～ 50%を統合化するということです。

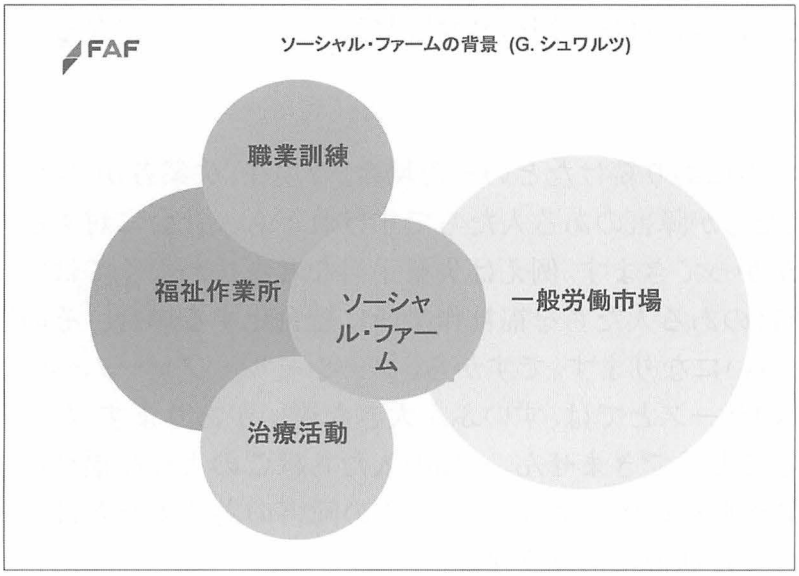

もう一つ、新しい法律ができております。不利な立場にある人たちのための法律があります。これは障害のある人たちだけではありません。ですからこのように 25 ～ 50%というふうに書かれております。それ以上であってはなりません。一般市場において活動するということでありますので、それぞれの企業家はこれらのソーシャル・ファームを独自の、自分たちのリスクで、自分たちの責任で経営をしなくてはなりません。もちろん補助金はあります。しかしこれは企業家の取るリスクを軽減するためのものではありません。あくまでもこれは企業にとっての不利な条件

を補うためのものです。申し上げた通り、働いている人たちの25～50%は障害のある人たちでありますので、その不利な状況を補うためのものです。ですからこの法律の文章を見ますと、ソーシャル・ファームはこのような一般労働市場において仕事を見つける可能性のない人たち、民間では雇ってもらえない障害のある人たちを雇う、それが目的となっております。これらの人々ですけれども、これがまさにドイツのソーシャル・ファームの対象となっている人たちです。例えば精神障害または知的障害、ないしは重複障害のある人たちです。また以前福祉作業所で働いたことのある人たち。また学校を卒業した知的障害者。また、最低25%、最高50%が障害のある人たちということです。

もう一つ、新しい対象グループができております。これは新しい法律のもとでありますけれども、ソーシャル・ファームでは障害のある人たちだけではなく、長期失業者も就職することができます。つまり2年以上失業している人たちです。ないしは55歳以上の人たち、ないしは移民、ないしは麻薬中毒者・常用者であります。これらの人たちはいずれも労働市場において不利な立場にある人たちであります。実際にソーシャル・ファームで就職する前に審査を受けることになります。

では、このようなソーシャル・ファームに対する補助金はどうなっているか。ドイツの状況を説明したいと思います。

まず最初はこれです。不利な立場を補うためのものですけれども、これは長期的に支払われるものであります。全体の給与の10～25%。そして特別なケースでは30%まで補助されるということがあります。それから一部のケースにおいては、まず最初に何か月間か20～40%の給与は、失業保険を給付している失業保険機関が支給するということがあります。そして長期的には国が10～25%、場合によっては30%給与分を補助します。一方で、ソーシャル・ファームというのは一般労働市場の一部を成しております。彼らは他の企業と競争しなくてはなりません。ですので近代的な機械・設備が必要です。したがいまして、これらの投資に対する補助金、これが一つの職場当たり2万5,000ユーロまで支給されます。

もう一つ聞いていただきたいのですけれども、バリアフリーの職場を作るためだけの投資ではありません。例えばパン屋でのオーブンですとか、コンピュータのサービスを提供しているところであれば、コンピュータのための支給もされます。また園芸であればトラクターの設備投資に対する補助などがあります。

ソーシャル・ファームは2,500ユーロまで補助金が出ることになっております。これはコンサルティング用です。

さて、最後の章に移りたいと思います。成功例、そして一部統計をご紹介したいと思います。これらはいずれもソーシャル・ファームが活発に事業を展開している分野であります。全部で700ほどのソーシャル・ファームが今ドイツにあります。いろんな分野、部門で活動しております。例えばあるソーシャル・ファームは、お昼のレストラン、そしてスーパーの両方をやっている、ないしはコンピュータサービスも兼ね合わせているというような、そういったものであります。ですから、これを全部足すと700を超えてしまうんですけれども、これは兼務している、複数のものをやっている所があるということです。例えば工業系の事務が206、レストラン113、手工芸が109、スーパーその他取引109、設備の管理108、オフィス・コンピュータサービス92、園芸が89、そして対人サービス・パーソナルサービスが64という数字です。

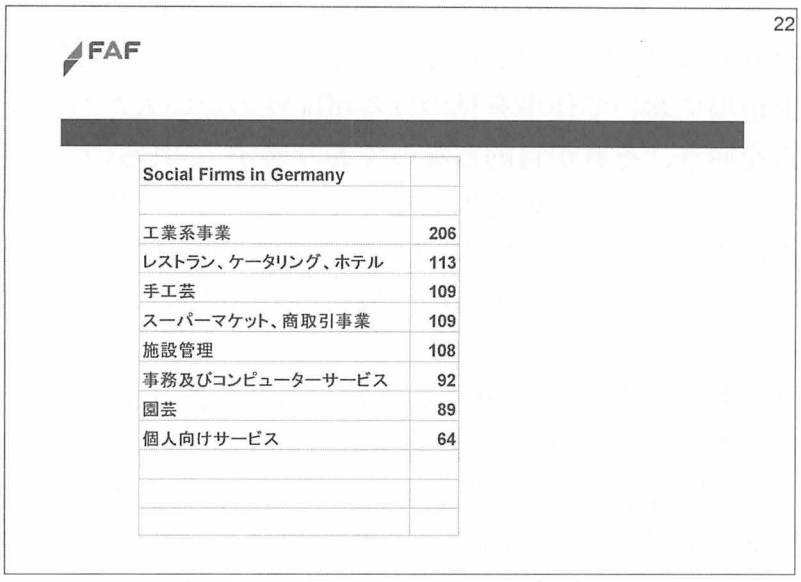

ではここで幾つかの事例を申し上げたいと思います。皆さん、これを聞いていただけば、ごく普通の会社であるというイメージを持たれると思います。これは子どもの遊び場です。これもまたソーシャル・ファームが作ったものであります。

ここにスタッフが写っておりますけれども、これはスーパーのスタッフであります。フランチャイズ制度について少しお話しをしたいと思います。スーパーのフランチャイズです。

これは家具のお店です。ソファーなどを売っています。

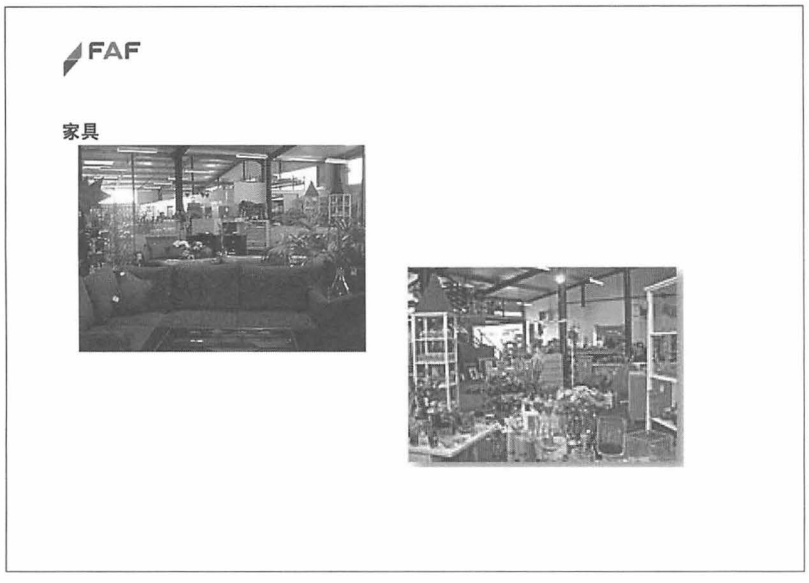

ヒギンズさん、これはソーシャル・ファームUKのディレクターでいらっしゃいます。今はスコットランドにいらっしゃいます。そして同僚の方ですけれども、お二人はコンピュータボードを作っているソーシャル・ファームを訪問されました。ここにはハイテクな機械があります。これは自動的にこのコンピュータに、例えばチップですとかトランジスタですとか、そういったものを載せたボード、これを取り付けるためのものであります。とてもハイテクでお金がかかる機械であります。このソーシャル・ファームの経営者です。ここにある機械、これもハイテクで、日本製だと思うんですけれども、分かりませんが。これはコンピュータボードを自動的に検査するための機械です。このソーシャル・ファームは技術的に見た場合、非常に最先端と言えるような、そういったものだと思います。

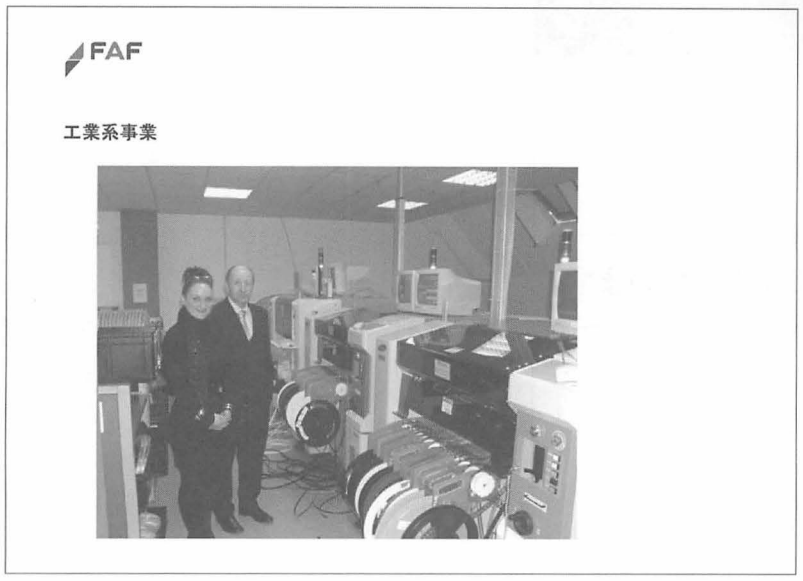

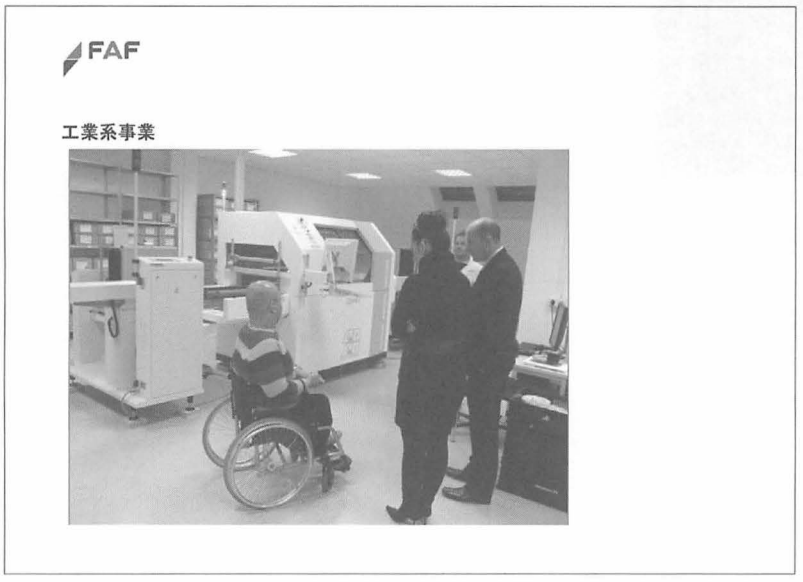

こちらの例はホテルです。これはソーシャル･ファームが経営する初のホテルです。このように知的障害の人たちがスタッフにおります。これから朝食。16 のベッドがあったのが、今は 30 のベッドになっております。今は計画中ですけれども、100 のベッドを越える、そういった大規模なホテルを作ろうとしているところであります。

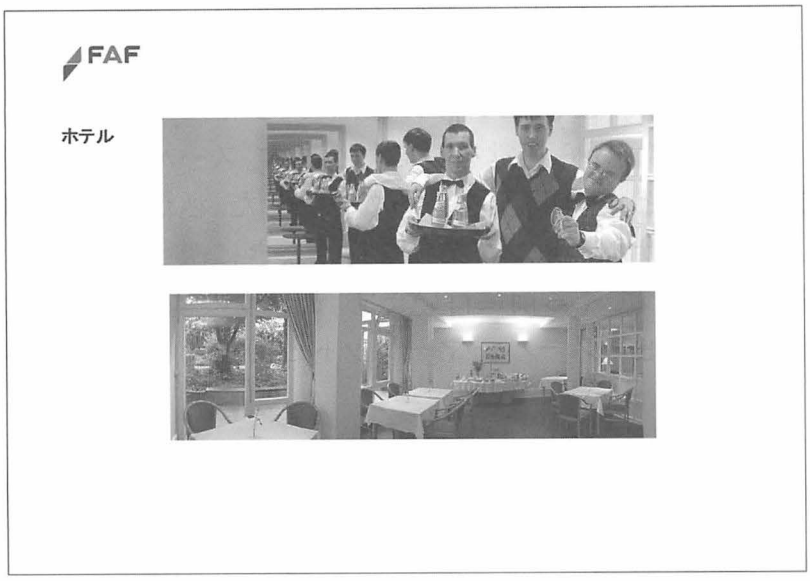

成功例が幾つかあるんですけれども、そのうちの一つめ。これは工業系事業ですけれども、ソーシャル･ファームはドイツでは、当初非常に少ない生産からスタートしています。洗濯機にシールを貼るといったような作業をやっていたケースもあります。例えば、１枚あたり 10 円ぐらいということで、非常に安かった。そういった作業を続ける中で、彼らが時間厳守である、きちんと働くという評価が広まっていきまして、徐々にこの工業系の仕事の複雑さが高まってきました。先ほど、洗濯機、乾燥機の写真をお見せしましたけれども、ああいった機械の、ミラーの部品を供給している、そういったところまでいっております。この部品というのは他では作ることができません。ですからかなり高い値段がついております。したがいまして、徐々に一歩一歩、このような複雑な作業へと移っていく、そういったプロセスがあります。

２番目の例。フォルクスワーゲン社です。ドイツでは最大手の自動車会社です。ここは広いホールがあって広い工場があります。職員は移動するために自転車を使っています。歩くのは何分もかかってしまいますので自転車で移動しています。フォルクスワーゲンの自転車を修理するのは、本来はフォルクスワーゲンの中にある消防隊員がやっておりました。しかしながらフォルクスワーゲンの彼らは他の仕事があって、なかなかそこまで手がなかなか回らないという状況が発生しました。そこでフォルクスワーゲンは外部委託をすることにしました。そこで競争入札をしました。１万ある自転車の修理をどこに任せるかと考えたとき、我々 FAF は、ソーシャル･ファームを手伝って競争入札で落札できるようにしました。そして成功しました。ですから彼らは、今現在フォルクスワーゲンの自転車修理に当たっております。

３番目。今ある企業のオーナーシップを購入するということです。ドイツにおいては、多くの民間企業で、経営者が６０歳になったからもうそろそろ辞めようと、後継者を探したいが、息子はニューヨークやロンドンに居て継ぎたくないと言っている、そういう事情があることがあるわけで、そういった場合にはソーシャル・ファームがそういう企業を購入するということがあるわけ

です。既存の企業でありますので、もうお客さんはいるわけです。ですから継ぎ目なくこれを引き継ぐということです。新しい企業を立ち上げる場合には顧客を見つけていかなければいけませんけれども、既にお客さんがいる、その企業を引き受けるということであります。そしてフランチャイズ化をしたり多角化をしたり、あるいはライセンス供与を受けるというようなこと、そしてスーパーマーケットを運営するということ、こういうことがよくドイツでは行われています。

最後にCAP(キャップ)の話をしたいと思います。CAPというのは、ソーシャル・ファームのフランチャイズ化されたものでありまして、８年前から運営をしております。スーパーマーケットを運営しているんですけれども、ここに３枚ほど、その写真を持ってきました。私がこの写真を撮ったんです。スーパーマーケットに行ってコンサルティング業務を行うときに撮ったんですけれども、コンサルティング業務は、お客さんが入ってくる前に行います。というのは、お客さんが入ってくるとマネージャーは忙しいからです。普通のスーパーマーケットと何ら変わるところはないと思います。

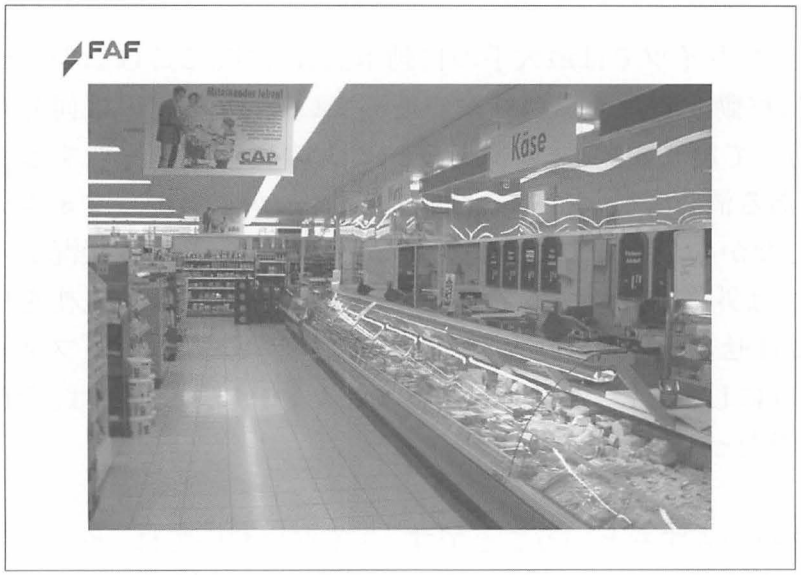

FAF

FAF

ドイツにおいでになると、多分こういうようなリスト、これを見ていただくと、どこにソーシャル・ファームがあるのか分かると思います。

FAF

CAPマーケット所在地 (2006年春)

Bad Dürrheim(バートデュルハイム)
Baindt – Ravensburg(バイントーラーベンスブルグ)
Bietigheim-Bissingen(ビーティヒハイムービッシンゲン)
Bietigheim-Buch(ビーティヒハイムーブッフ)
Calw – Heumaden(カルフーヒューメイデン)
Dobbertin(ドッベルティン)
Gmund am Tegernsee(グムンド・アム・テーガンシー)
Güstrow(ギュストロウ)
Hamburg – Bramfeld(ハンブルグーブラムフェルド)
Herrenberg(ヘレンベルグ)
Karlsruhe(カールスルーエ)
Kusterdingen(クスターディンゲン)
Malmsheim(マルムスハイム)
Duisburg(ドゥイスブルグ)
Nagold(ナゴルド)
Neuhausen a. d. Fildern(ノイハウゼンa.d.フィルデルン)
Nufringen(ヌフリンゲン)
Obertürkheim(オーバートゥルクハイム)
Rendsburg(レンズブルグ)
Sandhausen(サンドハウゼン)
Stetten (Leinfelden-Echterd.)(ステッテン)(ラインフェルデンーエヒテルディンゲン)
Stuttgart – Hofeld(シュトゥットガルトーホーフェルド)
Stuttgart – Münster(シュトゥットガルトーミュンスター)
Thaleischweiler(タライシュヴァイラー)
Untertürkheim(ウンタートゥルクハイム)
Weil im Schönbuch(ヴァイル・イム・シュブッチ)
Mainz Weissenau(マインツ・ヴァイスナウ)
Weinstadt Beutelsbach(ヴァインシュタット・ボイテルスバッハ)
Weilimdorf(ウェイリムドルフ)

普通のスーパーマーケットのように見えると思いますけれども、こういうような所にあるわけです。ではどうやったら分かるのか。ソーシャル・ファームを運営しているスーパーマーケットというのは、いったいどういうような特徴があるのかということですけれども、このスーパーマーケットの中にしばらくいますと、多分分かると思うんです。普通の商品が並んでいるんですけれども。まあ少し特殊なものもあるかと思いますけれども、しかしながら大体商品は同じなんです。ですからどうやって見分けるかと言いますと、後ろにある部屋を訪れて、スタッフがランチをとっているところなんかをご覧になるといいと思うんですよね。そしてその会話に耳を傾けてください。障害の話をしたりしているかもしれません。でも普通の部屋に行って、商品が並んでいるようなところを見ているだけでは分かりません。顧客にはまったく分からないというような状況になっています。

フランチャイズ化された構造で運営されているんですけれども、なぜこういう運営がされているかと言いますと、ドイツでは小さな都市の中心部にありましたスーパーマーケットが次々と閉じられていっているんですね。収益が悪くなったからでありましょう。そうすると大きなスーパーマーケットがそれに取って代わって開店するんですけれども、しかしながらそれは大抵郊外に開かれるわけであります。1,500 平方メートルぐらいあるということで、大きなパーキングエリアも設けなければいけないわけです。ドイツは日本と同じぐらい大きな都市があるわけなんですけれども、ところが高齢者の場合、こういう小さな村の中心部に住んでいるような人たちは、どこに行ったら食品を買えるのか。例えば車も運転しないし、したがって郊外の大手には行けないということになるわけです。そうするとやはり町の中心部にありますスーパーマーケットは、CAP システムのおかげで、また活気を呈するということになるわけであります。これは助成金を

得ております。ソーシャル・ファームにとりましてはそれほど大きな助成金ではありませんけれども、しかしながらソーシャル・ファームでありますので、十分やっていけるわけであります。大体1年間に7,500ユーロぐらいでやっていけるわけです。十分それでやっていけるわけです。大きい所では200万ユーロぐらいの所もありますけれども、スタッフの数は5人から20人ぐらいであります。普通の雇用形態で行われております。そしてほとんどのスーパーマーケットは400～1,000平方メートルの面積を持っております。そして小さな都市の中心部に開かれているというのが普通であります。

これがフランチャイズ化されました組織のサービスですけれども、フランチャイズ化されている組織においては、大体30～40ぐらいのスーパーマーケットを持っていて、非常にいろいろなコンサルティング業務を我々は行うわけであります。例えばどういうふうなテナント契約をすればいいのかとか、あるいはまた投資計画ですね。それからどういうような品揃えをすればよいのかというようなことですね。例えば米でも200種類扱うのか20種類でいいのかというようなコンサルティングを行うわけです。スパゲティに関してもそうですよね。それからどういうような場所で開くのが一番いいのか。マーケティングに関するコンサルティングも行います。またフランチャイズ化された組織というのは非常に実践的で、とてもいい支援ができると思います。というのは、最初オープニングした後、最初の2週間というのがカギなんですよね。ですから、2週間全然お客さんが来ないということになると、もう本当に将来が暗いということになるので、最初にたくさんの人が来てくれると、いい所だな、じゃあ自分も行こうというふうに思うわけです。そういうようなサポートが必要です。

それからマーケティングの分析というのも必要です。フランチャイズ化をすると、大体50ぐらいの組織が、今、CAPのスーパーマーケットを開こうというふうに申し込んでくるわけです。大体そのうちの5組織ぐらいが成功します。そして残り45というのはうまくいかないということがあるわけです。というのは開こうと思った所に他のスーパーマーケットが既にあるというようなこともありますので、そういう失敗を未然に防ぐためにもコンサルティングというのは必要です。

フランチャイズというのは、きちんと私たちが具体的なサポートができるという点で、とても都合がいいと思います。どうやって人を採用するのか、またどういうふうに運営していけばよいのかというコンサルティングも行っております。

さて、あと4分間ありますので、先ほどの写真をお見せしたいと思います。これらの写真はソーシャル・ファームの成功例です。実際にベルリンで運営しているものであります。ちょっと元に戻しましょうね。ソーシャル・ファームの例です。成功例ということだと思いますが。相乗的なクラスタ効果が上がっていると思います。このソーシャル・ファームは5か所でレストランを運営しています。一つの会社が5か所のレストランを運営しているということですので、例えば、料理人とか、あるいはマネージャーが病気になった場合でも、すぐに他の所から応援を差し向けることができるわけです。価格帯も非常に有利に設定することができるのでありましょう。そういうような相乗効果が期待できるわけです。これが彼らがスタートした最初のレストランです。このレストランのコンセプトですけれども、真ん中に部屋があり、そこで食べたり飲んだりすることができます。右のほうは子どもたちのスペースになっています。ですから子連れで行くことができ

るわけです。小さい子どもたちがいても、そこで遊ばせるようなおもちゃなんかが用意されているところがあります。それから左側のほうですけれども、ギターを演奏したりするようなちょっとしたスペースがあります。この「Charlotten（シャーロッテン）」というのが最初のレストランです。

次はベルリンの南部にあります職業斡旋所です。政府の行政のビルですけれども、ここでこういうレストランの経営に関しての競争入札が行われるわけです。そしてこういうキャフェテリアですね。ここのキャッシャーのところでお客さんがお金を払います。これは職業斡旋所の中に開かれたレストランです。すべての部分を写すことはできなかったんですけれども、こういう、要は行政機関におきます食堂にもソーシャル・ファームは入っております。

FAF

雇用支援センター内の食堂

この壁、これは、かつて東西ドイツを分けたベルリンの壁です。この壁は取り壊されたんですけれども、数百メートルほど観光名所として保存されています。これが200メートルほどの長さがあります。その向かいに建っているのが「Gropius-Bau（グロピウスバウ）」いう美術館です。グロピウスというのは建築家の名前です。この美術館で競争入札が行われました。この中のレストランを経営する人たちを競争入札で選んだわけですけれども、そしてソーシャル・ファームが勝ち残りました。これは1周年のときに、多くの人を招いて食事をしているところです。

FAF

旧ベルリンの壁近くのグロピウス・バウ（美術館）

FAF

グロピウス・バウ内のレストラン

次のソーシャル・ファーム。これは「Schauspielhaus（シャウシュピールハウス）」という劇場です。

FAF

左の建物: 劇場

こちらのほうでも、中に小さなカフェを開くので、運営者の競争入札を行ったわけです。そしてソーシャル・ファームが勝ち残りました。これがそのチームです。

部屋の中です。小さなスペースですけれども、ミニカフェです。

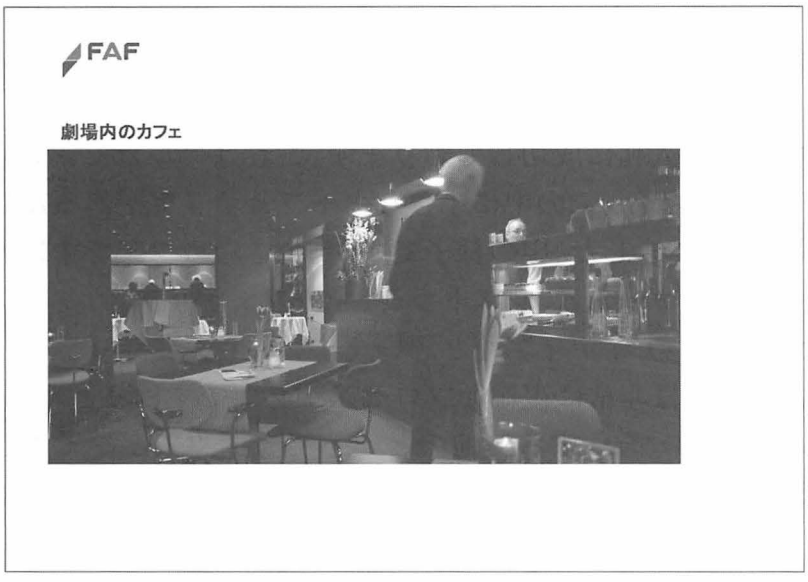

これは非常に小さいものでありますので、一つソーシャル・ファームでやっていくというのはなかなか難しいと思いますけれども、しかしながら、この同じ、先ほど言った職業斡旋所の中のキャフェテリアを運営しているソーシャル・ファームが、こちらのほうも運営しているわけです。これは、シャウシュピールハウスのキャフェテリアの夏の状態です。夏は非常に売り上げが大きくなりますね。冬はなかなか難しいんですけれども。

同じソーシャル・ファームが別の所でも競争入札に成功しております。これはペルガモン美術館ということで、とても有名な美術館ですけれども、この中に小さなキャフェテリアがあるんですね。それでソーシャル・ファームが入札に勝ちました。中の様子ですが、小さなカフェですけれども、お客さんがいますね。このソーシャル・ファームは、レストラン、キャフェテリア、カフェなど５か所で運営をしています。これはとてもいいアイディアだと思います。

最初のソーシャル・ファームを作るというのは非常に複雑なプロセスが必要ですけれども、いったん始まると相乗効果が期待できるわけです。そうすると他のところでも開くことができるし、何か所かの店舗が協力することができます。ぜひベルリンにお越しください。実際にこれらの場所をご紹介したいと思います。

そしてまた、2,000 のソーシャル・ファームができた頃、日本にまた戻ってきたいと思います。どうもありがとうございました。

講演2:「イギリスのソーシャル・ファーム政策の動向」

フィリーダ・パービス　リンクス・ジャパン代表

講演要旨

イギリスのソーシャル・エンタープライズとソーシャル・ファーム

- ●イギリスの障害者と雇用数
- ●政府による雇用創出プログラムとその成果
- ●障害者を就職させ、給付金に頼ることをやめさせることの困難
- ●公共サービスの提供における第三セクターの役割、そして福祉から雇用へ
- ●第三セクターに対する政府の態度と両者の関係、および第三セクターの規模
- ●ビジネスに対する人々の態度と倫理的消費者主義の高まり
- ●ソーシャル・エンタープライズに対する関心の背景と政府による支援
- ●社会改革－消費者と共同で創造する価値観
- ●支援的環境を創造する政府の義務;変革への障壁および危機回避
- ●戦略的パートナー、ソーシャル・ファームおよび労働市場において不利な立場にある人々を支援する目的;ソーシャル・ファーム・セクターの雇用の中心と規模
- ●本質的に高いコストがかかることによる、事業立ち上げ時の支援、または継続的な補助金の必要性
- ●ソーシャル・ファームUKの活動－ロビー活動、フランチャイズの展開、意識向上、基準設定、評価など
- ●法的形態の選択肢とコミュニティ・インタレスト・カンパニー＊(地域社会の利益のための企業)
- ●多数の重要な成果、しかしさらに多くのニーズにこたえる必要性
- ●ソーシャル・エンタープライズ・セクターの開発事例－医療、保育およびオリンピック関連
- ●資金、ビジネスサポートの提供、学術的研究、業績表彰および会員とネットワーク機関に関する情報

講演

イギリスの障害者と雇用数

今日は皆さんに、イギリスの、特にソーシャル・エンタープライズにおける、障害者の雇用機会についてお話ししたいと思います。はじめにいくつか正確なデータをご紹介しましょう。公式なデータによりますと、イギリスでは就労年齢人口(690万人、19%)の約5人に1人が障害者です。1995年の障害者差別禁止法(DDA)で、雇用の分野で障害者を差別することは違法であるとされているにもかかわらず、就労年齢の障害者は約半数(50%)しか働いていません。これに対して、就労年齢の健常者はその80%が働いています。障害者人口の45%は「経済的に活動していない状態」ですが、一方、就労年齢の健常者では、その割合は16%となっています。また、120万人の障害者が就職可能な状態にあり、就職を希望していますが、その就職率は障害のタイプによって大きく異なります。精神障害者はすべての障害種の中で就職率が最も低く、わずか21%です。学習障害者の就職率は26%です。障害者が無資格になる傾向は、健常者の2倍以上(健常者の10%に対し26%)となっています。障害のある従業員の平均時給は、健常者の11.39ポンドに対して、10.31ポンドです。このようにイギリスの障害者は、仕事を見つけ、維持するに当たり、困難に直面しています。

政府による雇用創出プログラムとその成果

政権についてから10年間、イギリス政府は概して、新たな仕事を創出するために多くの取り組みをしてきたと言えます。好景気に助けられ、就職率は72%から74.5%へと上昇しました。10年前には失業者数の削減が政治目標となっていましたが、これは長期間仕事から離れている人々を就労不能手当の受給へと移行することによって、つまり、PCAという受給資格審査に基づいて決定される、病気や障害のために働けない人々を、国が支援することによって、ある程度達成されてきたものです。2003年のピーク時には、270万人が就労不能手当を請求し、政府は160億ポンドを支払いましたが、この金額は失業手当の4倍に相当しました。これらの人々の多くは、既存の枠組みのもとでは、手当を失うことへの恐れなどから、教育や研修を受けたり、就職したりすることへ移行できませんでした。その結果、この人たちは技術と自信を失い、社会的に疎外されてしまったのです。そこで現在では、就労年齢人口の7.5%になっているこれらの手当を要求する人たちに就職を奨励しようとする、新たな方策がとられています。

その第一段階として、Supported Permitted Work (SPW)と呼ばれる、支援および手当付き雇用があります。これは、障害者のための仕事を手配する公共機関や地方自治体、ボランティア機関が雇用する者の監督下で働くことです。これには、地域での仕事や福祉作業所での仕事が含まれます。また、医師の指示による、病院での治療プログラムの一環としての仕事も含まれます。SPWは週に16時間まで可能で、賃金の上限は最高88.50ポンド、雇用期間の制限はありません。

障害者を就職させ、給付金に頼ることをやめさせることの困難

けれども、支援付き雇用は手当制度の一つであって、雇用主によって提供されているのではありません。政府は現在、障害者を雇用へと移行させることを重視しており、このための政府による重要なプログラムの一つが、障害者のためのニュー・ディールで、これは全国各地のジョブセンタ

ー・プラス事務所で利用できます。ジョブセンター・プラス事務所は、日本のハローワークセンターと似た職業あっせん所で、大部分はボランティアセクターの運営によりますが、中には民間や公共セクターが運営しているものもあり、いずれも政府と契約を結び、人々が持続可能な仕事に就職できるよう支援しています。障害者の雇用支援プログラムはいくつかオーバーラップしている上、まとまりがないために、進展は緩やかです。また、これらの枠組みは強制的にではなく、自発的に作られたものです。けれども、不必要な官僚主義的手続きや、(2 ～ 4 時間分の)最低基準を無視した低い収入など、受給者が仕事を始める意欲を妨げる要素が内在しております。

これらの問題が雇用への動きを阻んでいるため、政府は「福祉から雇用へ」という政策の改正をはかりました。たとえば、就労不能手当関連規則(もし、状況が変わって再び手当を受けなければならなくなった場合、受給できないということにはならないという規則)は、現在では 2 年間まで延長されています。2005 年以来展開されている、新たな「雇用への道 (Pathways to Work) プログラム」は、改正後の手当支給方法の一環として、受給資格が必要な時にはそれを承認し続け、受給者の仕事に移行しようとする試みと、雇用主の元就労不能手当受給者を採用し、研修し、そして雇用し続けようとする取り組みとを奨励し、報奨金を与えるものです。将来的には、雇用支援はさらに個別化が進み、職場に戻れるようになる前により多くの支援が必要な、最も支援が難しい人々に対して資源を割り当てる機関に、高い報奨金が与えられるようになるでしょう。また、福祉制度における権利と責任のバランスを取り直すことも論じられており、求職中の受給者に対してより大きな義務を課しつつ、支援を拡大することでつり合いを取ろうとしています。

公共サービスの提供における第三セクターの役割、そして福祉から雇用へ

その他の変化としては、雇用に焦点を当てたリハビリテーション政策がありますが、これは、保健当局が(NHS と呼ばれる国民医療制度のもと)共同で施行しています。2007 年の福祉改革法でも、個人の受給資格を審査して支給する新たな雇用支援手当が今年から導入され、障害者が請求する就労不能手当と所得補助に取って代わっています。政府は手当からの移行を奨励するためにさらに多くのことをする必要があると認識しています。そして、第三セクター、つまり非政府、非営利セクターが、公共および民間セクターの両方をしのいでいる「福祉から雇用へ」という分野における公共サービスの提供に関して、特に重要な役割を担うと明確に述べています。これから私がお話ししたいのは、障害者の雇用を目指し、これを可能にする第三セクターの役割です。

まず、イギリスの第三セクター、あるいは市民社会全般に対する政府の態度についてお話しするのが適当かと思います。多くの分野において、市民社会は近年目覚ましい成長を遂げました。市民社会は、住宅手当の助成が保証されていることから、住宅分野で発展しましたが、それ以外に、社会医療分野でも中心となっています。医療分野では、現在およそ 34,000 の第三セクターが、NHS との契約のもと、サービスを提供しています。政府はこれらの市民社会との関係から、第三セクターは公共サービスを提供する際に、プロセスにかかわる人々を、政府が行うよりも効果的に参加させるので、人々は支援の消極的な受け取り手としてではなく、専門知識や技術を持って公共サービスを受けに来るということを認めるようになりました。そしてまた、第三セクターは声なき者たちの声となり、途方もなく大きな革新の可能性を持ち、社会問題について改めて考え直し、単に政治家が望むからではなく、市民が変化を求め、そのために戦う結果引き起こされる社会革新を推し進める力として活動するということを理解しています。

2007年7月に出版された、『社会的経済的再生における第三セクターの将来的役割に関する報告書』では、政府は公共サービスの提供における第三セクターの重要性について明確に認め、非常に多くの第三セクター機関が、国と連携してサービスを提供することにより、その目的を達成し、独自の受益者グループを支援していることを認めています。報告書の中でイギリスの首相は次のように述べています。「現代民主主義の成功のためには、事業を盛大に行う多様な第三セクターが本来必要である。」「何百万人もの人々が、第三セクターを通じて社会革新を引き起こし、我々が直面する問題を解決することを選択している。」「政府は、第三セクターの繁栄のための空間と機会とを創造しなければならず、ともに活動するにあたり、両者はよきパートナーとならなければならない。」イギリスの第三セクターは160,000を超える公認の慈善団体と、2千万人を超えるボランティア（最低1か月間、公式非公式を問わずボランティア活動をする者）から構成されており、5兆7000億円（270億ポンド）を超える売上高を上げています。このセクターとともにより効果的に活動するために、政府は2006年の夏に、内閣府の一部として、内務省の旧ボランティア・コミュニティ・セクター・ユニットと旧貿易産業省（現ビジネス・企業・規制改革省）のソーシャル・エンタープライズ・ユニットを合併して、ボランティアセクターを監督し、支援し、その成果を評価する責任を負う第三セクター局を新たに開設しました。

ビジネスに対する人々の態度と倫理的消費者主義の高まり

20年前、政府と第三セクター機関との関係は、公共サービスの提供だけに関するトップダウンの契約関係でした。しかし、これまで以上にさらに複雑で解決困難な社会問題の増加に直面している現在、政府は連携を非常に重視しています。また政府は、公共活動やコミュニティ活動およびボランティア活動とそのキャンペーンに、市民を参加させる重要性を認識しています。特にイギリスでは、他の多くの国々と同様に、政治に関心を持つ人がますます減っており、多くの人が、どんな方法であれ国が自分たちの活動を選ぶことに抵抗感を持っているからです。さらに政府は、人々の仕事に対する態度が変化していることも理解しています。家庭の崩壊で家庭生活へのあこがれは減り、仕事に対してより大きな期待が寄せられていますが、明確なキャリアへの道が少なくなってしまったために、変化を選択し、チャンスとする道が開かれたのです。

同時に特に若い人たちの間で、倫理的環境的課題についての懸念が膨らみ、職場に広まっていきました。さらに従業員は、これまで以上に社会的責任のある行動をとることを雇用主から強く求められています。これらのことはすべてソーシャル・エンタープライズの増加につながる環境をもたらし、ソーシャル・エンタープライズが支援されていることを確認したいという政府の希望にこたえるものです。

ソーシャル・エンタープライズに対する関心の背景と政府による支援

ソーシャル・エンタープライズは現在、イギリス全土で55，000社存在し、全体で270億ポンドの売り上げを上げ、成長を続けています。そして第三セクターの中でますますその人気は高まっており、中でも特に、障害者の雇用に熱心に取り組んでいるソーシャル・エンタープライズであるソーシャル・ファームは、その目的のゆえに、注目を集めています。この点についてもブラウン首相は、「第三セクターはまた、我々のビジネスに関する考え方を変えるのに役立っている。何千ものソーシャル・エンタープライズが、我々が消費者として下す決断に変化をもたらし、企業の意思決定を利用して、社会的環境的な成果を上げている。」と語っています。

ソーシャル・エンタープライズの定義は、皆さんがお持ちのセミナー資料に詳しく書かれていますが、繰り返しますと、それは「基本的に社会的な目的を持ったビジネスで、その利益は、主にその社会的な目的のために、ビジネスあるいはコミュニティに再投資される」ということです。ソーシャル・エンタープライズは単に「良心」、あるいは企業社会責任計画を持つビジネスではなく、その存在理由全体が社会的なのです。「ソーシャル・エンタープライズは変化を生み出し、しばしば根の深い社会的環境的課題に取り組んでいます。」障害者のケアをしている大規模な慈善団体の多くは、効果的に活動する商取引部門を通じて、ソーシャル・エンタープライズとして収入を生み出すビジネスの経営もしています。

社会改革－消費者と共同で創造する価値観

ソーシャル・エンタープライズは、それが活動しているコミュニティに好影響を与えているため、2006年11月に発表されたソーシャル・エンタープライズ行動計画の規定に従い、政府からの支援を約束されています。この計画では、約26%の人々しかソーシャル・エンタープライズの概念になじみがないことを強調していました。しかし、別の調査によれば、この概念について説明を受けた後では、64%の市民が、地域サービス事業の経営には、コミュニティの利益のために利益を再投資する企業を選ぶと回答したのに対し、政府機関を選ぶと回答した市民はたった11%でした。このように政府にとってソーシャル・エンタープライズ・モデルの認識を高める十分な理由ができたため、全国的な学校カリキュラムの中でソーシャル・エンタープライズについて指導し、ソーシャル・エンタープライズの影響や性質について明らかにし、また一方では、たとえばリスクを引き受けることを、社会革新に基本的に欠かせない要素として、より受け入れやすくする取り組みを通じて、ソーシャル・エンタープライズにとってよりよい環境を開拓することに、政府は尽力してきました。行動計画の中で、財政的利益と社会的利益をともに得ることに関心を持つ投資家を引き付け、そのような投資の構造化の方法を試すために、さらに1000万ポンドをソーシャル・エンタープライズに投資することも提案しました。リスク・キャピタル・インベストメント・ファンドは、ソーシャル・エンタープライズに対する株式投資、あるいは準株式投資を民間セクターと共同で行うものです。

支援的環境を創造する政府の義務;変革への障壁および危機回避

ソーシャル・エンタープライズ事業の立ち上げを促進するための、政府のもう一つの役割としては、ソーシャル・エンタープライズのビジネスモデルがどのように政策の実施とその成果を改善できるかを研究し、また特に公共サービスの提供に携わるソーシャル・エンタープライズの財源へのアクセスを改善するその他の方法を検討することに、政府機関全体で取り組むことがあげられます。政府はさらに、資金提供機関として活動するフューチャー・ビルダーを通じて、この種の公共サービス提供機関の会計報告書を発表しています。

ここで、ソーシャル・エンタープライズの動機付けとなる社会革新について少しお話ししておいたほうがよいでしょう。それは、最も不利な立場にあるコミュニティにダイナミックな変化をもたらします。社会革新は古い概念の改善ではなく、利益を最大限増やすことには駆り立てられずに、まだ満たされていない社会的ニーズにこたえるために機能する新たな概念を意味しますが、これは私たちの周囲のあらゆるところで起こっています。それはフェアトレードやホスピスから、通信教育や交通静穏化まで、さまざまです。社会革新は公共政策、都市計画、社会運動、コミ

ュニティ開発、デザイン、技術および社会起業活動の分野で起こっています。それは政府によって進められる場合もあれば、市場や非営利セクターによって進められる場合もありますが、常にリーダーと、資金と、社会問題の解決のためのよりオープンな市場、インキュベーター、システム変革のための機関、公共、民間および非営利セクターの溝を埋める態度を必要としています。イギリスでは歴史的に見て、社会革新はしばしば市民社会によって先導されてきました。たとえば、19世紀の産業革命をきっかけに、多数の協同組合、住宅金融組合、労働組合、そして相互扶助団体が生まれました。それ以外の時でも、1960年代および70年代のエコロジーとフェミニズムに関するキャンペーンのように、社会運動が主導権を握っていました。世界の貧困や気候変動の原因にかかわるその他の運動も、今日インターネットとメディアの力を利用して進められています。政府が社会革新を先導することもできます。イギリス政府は1940年代に福祉国家制度を導入しました。また南アフリカのアパルトヘイト反対運動のように、宗教もその役割を果たすことができます。公益企業でさえも、社会革新の場となる可能性があります。イギリスで最も民営化が成功した企業、ウェルシュ・ウォーター社は、社会革新の成果が相互会社として結実した例です。すべてのOECD加盟国において、特に医療、介護および教育分野におけるサービス業が成長しており、まさにこれらの分野で、社会革新が従来以上に重要な役割を果たすようになってきています。

社会革新のもう一つの要素として、未開発であることが多い地域の人々のスキルや、社会的ネットワーク、相互依存性、共通の行動規範、そして共通の責任感および帰属感などの社会資本に、その成功がかかっていることがあげられます。これらの要素はすべて人々と組織の関係を通して発展していき、未使用の建物や資源という物理的資産に加えてどうしてもなければならないものです。社会革新のビジネスモデルは、消費者が製造者とともに創造していくことが当てにされています。

社会革新は必ずしも容易な道のりではなく、各組織は、（システム内の要素すべてが、ともに連携する方法を身につけている）過去の最適化された代替案よりも、最初の滑り出しの効率は悪いのですが、しかしそれを超える可能性を持つ選択肢を、どのように認識し、導入し、開拓するかという大きな課題に直面しています。また、持続の利益は変化に伴う危険よりも魅力的に見えることが多いので、変革への障壁を克服する必要もあります。革新を推進することは、現在ある強力な既得権を脅かす危険を伴うことが多いのです。社会革新には、それを支援する環境が必要です。ビジネス革新には競争市場によるけん引力が働きます。財団や政府機関などによる社会革新の支援は、支援の提供においてはそれほど強力ではありません。また、優れた革新を受け入れ、繰り返すことは一般に苦手です。

これらの、第三セクターの実践的革新者（提供者側）、公共事業責任者およびマネージャー（要求者側）、社会投資家（資金提供者）、そして政策立案者（行政当局）の貧弱な関係の問題に取り組もうとする新たなイニシアティブの一つが、イノベーション・エクスチェンジです。これは、イノベーション・ネットワークと次期実践プログラムという２つのプログラムを通じて、新たな関係を促進し、より高いレベルの革新を促し、既存の関係を、大規模な社会革新により貢献できるものにすることを目的としています。イノベーション・ネットワークは、特定の社会問題の解決に焦点を当てた巨大な社会的ネットワークの構築で、このネットワークは、要求者側の革新者（公共事業責任者およびマネージャー）、提供者側の革新者（問題に取り組もうとしているあらゆるセクターの実

践的革新者)、そしてあらゆるセクターの社会投資家(慈善家、CSR基金、財団あるいは政府資金)に開かれています。次期実践プログラムは、革新的プロジェクトの巣立ちのためのオーダーメードのアドバイスと仲介的な支援を提供します。

革新のための戦略は、科学技術の域を越え、サービスと社会組織を包括するものでなければなりません。私はこれを、日本が今後十分に理解しなければならない課題として提案します。皆さんが今日、日本の偉大な社会的革新者の一人である炭谷茂氏によって開催されたこのセミナーに参加するためにここにいらしたのは、特に障害者や不利な立場にある人々の生活とその願いとに影響を与えるこの課題を解決する方法を見つけることに関心を持っていらっしゃるからだと信じています。今日、社会革新の世界で、特にイギリスのソーシャル・エンタープライズにおいて起こっていることについて、私が少しお話ししますのは、決して私たちが解決策を持っているからではなく、単にイギリス社会において、このような問題についてより創造的に考え始めた人々がいるからなのです。

イギリス政府は個々の社会起業家やコミュニティ・プロジェクト、およびパイロット・プロジェクトを支援する新たなルートを導入しました。昨年の夏、政府は7つのソーシャル・エンタープライズ戦略パートナーを新たに発表しました。これらは、たとえば全国組織である社会企業連合のようなネットワーク機関や、ソーシャル・エンタープライズ・ロンドン、慈善団体のUnLtdと提携している社会起業家スクール、協同組合などで、既存の戦略パートナーとともに、ソーシャル・エンタープライズ・セクターの声を代表することができます。また、青少年のソーシャル・エンタープライズへの参加を奨励する企画や、女性の起業を支援する企画、ソーシャル・エンタープライズのすぐれた事例を表彰する企画、そしてソーシャル・エンタープライズを立ち上げたり、そこで働いたりした自分自身の経験を利用して、人々の意識を高めたり、喚起したりするロールモデルとしてのソーシャル・エンタープライズ大使のプログラムの運営など、他の関連企画にも資金が費やされ、これらの機関の一部によって運営されています。

戦略的パートナー、ソーシャル・ファームおよび労働市場において不利な立場にある人々を支援する目的;ソーシャル・ファーム・セクターの雇用の中心と規模

政府の新たな戦略パートナーの一つに、特に障害者の雇用を支援するために設立されたソーシャル・エンタープライズである、ソーシャル・ファームUKがあります。これは広範囲のさまざまな活動を通してソーシャル・ファームを支援するネットワーク機関です。ソーシャル・ファームは、市場志向と社会的任務を結びつけたビジネス(「商取引をするプロジェクト」ではなくむしろ「支援するビジネス」)です。ソーシャル・ファームはすべての従業員に、支援と機会と有意義な仕事を提供する雇用環境を備えた支援的な職場です。そして雇用を通じて不利な立場にある人々の社会的経済的統合に貢献しています。この目的のための重要な手段は、すべての従業員に市場の相場に見合った賃金を支払うことによる、経済的なエンパワメントです。皆さんは既に耳にされたことがあるかと思いますが、ソーシャル・ファームの起源は1960年代のイタリアとドイツにさかのぼることができます。イタリアでは社会的協同組合は、常にホームレスやその他の不利な立場にある人々、そして障害者を対象としていました。これら2つの国では、ソーシャル・ファームや協同組合は、孤立して活動することはなく、提携して、あるいは集団で活動するので成功しています。イギリスでは福祉国家の力が及んでおり、不幸にも福祉への依存が強いために、ソーシャ

ル・ファームの概念がうまくいくようになるまでには時間がかかりました。人々を福祉から雇用へと移行させようとする試みにかかわるこれらの問題こそが、政府に雇用創出と支援についてさらに広く考え、第三セクターを参加させ、ソーシャル・エンタープライズを促進することを促してきました。

ソーシャル・ファーム・セクターについてざっと見てみますと、このセクターには137社の企業があり、合計1652のフルタイムの仕事を創出しており、そのうちの52%は不利な立場にある人々（大部分は障害者）のための仕事です。841人の研修生が毎週このセクターで研修を受けており、昨年の調査では、57人がこのセクター以外の部門に就職しました。最大の部門はケータリングで、リサイクル、園芸および研修がこれに続いています。その他の分野としては、小売、自転車修理、旅行および観光、文書作成サービス、梱包および印刷、ITおよびコンサルタントなどがあります。単独で最も人数が多いのは精神障害者のグループですが、これは従業員が自分の病気について雇用主に明かすことを心配する必要がないからです。さまざまな障害者に加えて、ソーシャル・ファームはまた、労働市場において不利な立場にあるホームレスの人々や行動上の問題や特別なニーズを抱える人々をも対象にしています。ソーシャル・ファームは昨年、後者の人々を対象とするため、その定義を広げました。

設立から8年、ソーシャル・ファームUKは、ソーシャル・ファームの設立と成長を支援する多くの手段を開発してきました。これらの中には、ビジネス計画やマーケティング、研修、業績評価、免許取得、フランチャイズ化、および公共セクターとの契約獲得などに関する支援が含まれています。イギリスのソーシャル・ファームは当初、質の高いサービスや製品を提供する商取引機関で、労働力の最低25%は障害者か精神衛生上の問題を抱える人々で、収入の50%は売上高から得ると定義されていました。しかし2007年の間に、ソーシャル・ファームは、すぐれた質の仕事を労働市場において非常に不利な立場にある人々のために創出するために特に設立された、市場先導型のビジネスと再定義されました。つまり、ソーシャル・エンタープライズは再生においてその役割を果たし、主に貧困救済分野で活動するために、障害者の雇用だけに限ることがあまりに難しくなってしまったのです。労働市場において「不利な立場にある」人々の中には、ホームレスの人々やホームレスだった人々も事実上含まれていました。この定義は、他のヨーロッパ各国においても実際の状況により即したものであると言えるでしょう。イタリアの社会的協同組合もまた、「労働市場において不利な立場にある」人々を対象としていますし、今日のお話にありましたように、韓国のソーシャル・エンタープライズも同様です。

本質的に高いコストがかかることによる、事業立ち上げ時の支援、または継続的な補助金の必要性

ソーシャル・ファームUKはまた、ソーシャル・ファームのために展開する、政府に対するロビー活動においても中心的な役割を果たしています。たとえば、政府の協議書である「就職して、よりよい生活を」に対して、ソーシャル・ファームが独自に提供できることは何かを強調しています。ソーシャル・ファームUKはイギリス政府に対し、ドイツのモデルシステムを導入するよう働きかけています。これは、皆さんもお聞きになりましたように、ドイツのソーシャル・ファームは立ち上げ資金の支援を受けられ、軌道に乗るまで専門家によるビジネス支援サービスを利用でき、また障害者を雇用した場合、給与補助金制度を利用できるために、ドイツでは少なくとも

700のソーシャル・ファームが存在するからです。また別のキャンペーンの結果、登録しているソーシャル・ファームは自動的に無料で、10万ポンド以下の地域の調達契約の入札に関する案内を受け取ることができるようになりました。

ソーシャル・ファームUKの活動 - ロビー活動、フランチャイズの展開、意識向上、基準設定、評価など

ソーシャル・フランチャイズも、ソーシャル・ファームUKが進めているものですが、ソーシャル・エンタープライズの製品やサービスによって提供される、コミュニティに対する明確かつ直接的な社会的利益もしくは環境的利益が確立されなければならないということを除けば、商業フランチャイズと全く同じ方法で経営されています。ソーシャル・エンタープライズ支援機関は、ソーシャル・フランチャイズを発展戦略として大変重視しています。フランチャイズ適性マトリックスが簡単なツールとして開発され、既存のソーシャル・エンタープライズが、有用な成長モデルとしてフランチャイズ化を進めることが適当かどうかを評価する際に役立っています。

ソーシャル・ファームの組織構造のタイプは一つではありません。これは一つには、ソーシャル・ファーム協同組合などのように、ある特定の構造を選ぶためのエビデンスに関する確固とした情報が十分でないことを反映しています。多数のソーシャル・ファームがさまざまな母体から生まれていますが、それらは通常、主として介護サービスを提供する大規模な慈善団体で、その団体内で、職業訓練や商取引活動を展開しています。ソーシャル・ファームは、本質的に競争相手よりも高いコストをかけながら市場で競わなければならないので、その立ち上げは、ソーシャル・エンタープライズの立ち上げよりも難しくなっています。このため、大部分のソーシャル・ファームが必要とすることの一つに、最初の開業時における何らかの資金援助があげられ、また、ソーシャル・ファーム・セクターの質は常に改善されているにもかかわらず、その経営状態は良好ではないのです。最近の調査によれば、ソーシャル・ファームの60%が、キャッシュフローの悪化により伸び悩んでいます。

ソーシャル・ファームUKは最近、新たな品質保証マーク、「スター」を導入し、このブランドのサービスを利用することを人々に奨励しています。そして、ほどなくこのブランドが、フェアトレードブランドのように有名になることが期待されています。既に5つのソーシャル・エンタープライズに「スター」が与えられました。ソーシャル・ファームUKはまた、2007年3月に、ソーシャル・ファームをとりまく情報、経験および資源を共有するオンライン・コミュニティである国際ソーシャル・ファーム連盟を結成し、連携と新たなイニシアティブの可能性を模索しています。

ソーシャル・エンタープライズ、あるいはソーシャル・ファームを設立する際には、法的形態を選ぶ必要があります。イギリスでは、ソーシャル・エンタープライズの活動内容は非常に多種多様なので、その法的形態は一つではありません。協同組合、開発トラスト、コミュニティ・エンタープライズ、住宅組合、サッカーサポーターのトラスト、そしてレジャー・トラストなどがあります。この結果、多岐にわたる法的形態が使用され、企業として法人格を持つものもあれば、産業組合、共済組合の形をとっているものもあります。慈善団体の商取引部門もソーシャル・エンタープライズとなることができます。

法的形態の選択肢とコミュニティ・インタレスト・カンパニー（地域社会の利益のための企業）

2005年7月以降、ソーシャル・エンタープライズは、コミュニティ・インタレスト・カンパニー（CIC）としても登録できるようになりました。これはソーシャル・エンタープライズのこれまでの法的形態を補足するものです。CICはソーシャル・エンタープライズの資金調達を支援し、ソーシャル・エンタープライズに対する認識を高め、そのブランド化を進めます。さらにCICについては、資産と利益の固定化、すなわち慈善団体として登録されていないソーシャル・エンタープライズが、私的な利益のために売られることを防ぎ、協定で定められた限度額を超えて得られた利益が、外部の株主に分配されるのを防ぐための規定が、設けられました。CICは設立が容易で、企業の形態をとりつつ、柔軟性と確実性を備えていますが、コミュニティの利益のために活動していることを保証しなければならないという特徴を持っています。既に1000を超える機関がCICとして登録しています。CICのその他の特徴としては、CICとして登録するためには「コミュニティ・インタレスト・テスト」に合格しなければならないということと、年次報告書で、その活動がどのようにコミュニティに利益を与えたか、そしてどのように利害関係者を参加させているかについて説明しなければならないことがあげられます。CICの監査人はCICがその法的要件を満たすことを確保する責任があります。セクター外部では、CICはまだあまり一般に認識されていないというのが妥当であると思われます。しかし、過去においては慈善事業にしか資金を提供していなかった慈善投資家たちも、投機的事業に投資する慈善家とともに、皆CICの支援に回っています。

多数の重要な成果、しかしさらに多くのニーズにこたえる必要性

このように、全体的に活気が出てきており、社会革新の新たな局面が多数明らかになってきています。社会的疎外と市民参加へのこれらの影響は明らかで、ますます多くの人々がソーシャル・エンタープライズという言葉を耳にし、その可能性について理解し始めています。イギリス政府はすでに第三セクターの役割を高く評価しており、ソーシャル・エンタープライズが地域コミュニティで一般の人々を参加させる方法に注目し、これに対する特別な支援を提供しています。ソーシャル・ファームも、非常にゆっくりとではありますが、確実に影響力を及ぼしはじめ、規模は小さいのですが、影響を与えています。この概念は、よく知られているとはとうてい言えませんが、関係者の間では、非常に好ましい影響を与えていることは明らかです。とはいうものの、講じられているすべての手段は、今なお、必要とされていることには遠く及ばず、革新が進展するために必要な体系的な条件を整えなければ、多くのことが既存の既得権集団によってつぶされてしまう運命にあります。必要なのは、社会的解決策のさらなる市場と、能力と資金を分散し、コミュニティに独自の解決策を決定させるより大きな自由を認めること、そして新たなアイデアを試すことができる公共サービスの場、実践家と政策立案者、社会起業家と革新ユニットを一つに結び付けて先駆者たちをまとめ、アイデアを推進すること、アイデアを試すための専門のユーザー研究機関、そして医療や教育などの特定のセクターや、障害、高齢化、あるいは介護など複数の分野にまたがるテーマのための、測定可能な革新を重視した「促進因子」の開発です。日本は常にアイデアの探求と拡大には慎重ですが、いったんアイデアが取り入れられれば、迅速に普及していくことができます。日本には、ボランティアセクターによる長い歴史を持つ伝統的な慈善活動という保護、あるいは制約がないので、ソーシャル・エンタープライズあるいはソーシャル・ファームを、障害者とその他の不利に苦しむ人々の雇用に焦点を当てたモデルとして取り上げることが容易

にできます。ビジネスライクにすることには、大部分の日本人の理解を得られるでしょうが、これによって長期間にわたる持続が可能となります。地域の人々を参加させ、政府から独立することによっても、持続可能で柔軟なものにすることができます。既にいくつかの社会起業家的組織が存在しています。皆さんがさらに発展し成功を収め、皆さんの努力が実を結ぶためには環境づくりが重要であることを政府が確実に理解するようになることを願っています。

ソーシャル・エンタープライズ・セクターの開発事例ー医療、保育およびオリンピック関連

最後に、イギリスにおいて、現在ソーシャル・エンタープライズが活動している特定の分野についてお話ししたいと思います。

すべての公共サービスがますます民営化されつつある中、ソーシャル・エンタープライズは本質的に、公共サービスにおける現代の重要な政策の推進を支援したいと願っていることから、その多くは医療分野で活動しています。ソーシャル・エンタープライズにとって、資本や技術およびその他の資源への迅速なアクセスがずっと良い民間セクターの企業と競争することには困難が伴います。しかしそうはいっても、ソーシャル・エンタープライズは、経営の際、民間の株主のために利益を生みだす必要がないため、また公共セクターの理念に従って活動していることの方が多いので、独特の立場に立っていると言えます。たとえばECTは、ロンドン西部で診療所を経営し、独自の医療モデルを試験的に展開しており、水準を改善する一方で、どのようにコストを削減することができるかを実証しています。ECTは実は、イギリスの一流のソーシャル・エンタープライズの一つで、全国でリサイクル活動を専門に活動しています。ECTは診療所のバックオフィスとしての機能を担っており、医療スタッフや診療所のスタッフが患者の治療に専念できるようにしています。一般開業医を含むスタッフは、給料を支給され、利益はすべて自動的に、患者へのサービスを提供することに再投資されます。もう一つのソーシャル・エンタープライズは、ロンドン南東部医師協同組合(SELDOC)で、これは、組合員である一般開業医たちが所有し、経営し、資金提供しています。SELDOCはロンドンの3つの区の100万人の患者の治療にあたっており、相次ぐサービスの合理化に成功し、最も弱い立場にある人たちが質の高い医療を、必要な時に利用できるようにしています。SELDOCの一般開業医たちが協同組合で活動しているという事実は、利害関係者の間により強力な共同体意識をはぐくみ、地域社会へ医療サービスを追加するために利益を再投資することへとつながります。

現在大いに関心を集めているもう一つの分野は、2012年のロンドンオリンピックです。正直言って、これはイギリスでは人気がありません。なぜなら、ロンドンの人々は、その費用を援助するためにこれまでより高い地方税を支払わなければならず、また、ロンドン外部では、全国的なイベントがいつも首都で開かれることに反対する意見があるためです。ソーシャル・エンタープライズの参加は、特にロンドン東部ロウワーリーバレーの長期再生事業に見られるように、コミュニティのための公共の遺産を保証し、急激に増加する巨額の投資を正当化し、地元の人々の仕事と、新しく改善された施設の継続的利用を確保します。政府は、コミュニティの資産開発や、スポーツ政策、テムズ・ゲートウェイ計画へのソーシャル・エンタープライズの参加、交通輸送の中心拠点、技術および雇用開発におけるソーシャル・エンタープライズの役割の促進に、多くの努力を払っています。

ソーシャル・エンタープライズの活動が差し迫って必要とされているのは、保育の分野です。民間セクターの保育会社は、特にロンドンには多数あります。しかし、手頃な価格で質の高い保育サービスを提供することは、ソーシャル・エンタープライズにとっては難しい課題です。これは政府の再生・雇用目標と直接結びついているので、継続性のある優れた解決策には政府からの財政支援が必要です。それがあれば、サービスを改善できますし、料金も下げて、あらゆる所得レベルの家庭が質の良い保育サービスを利用することができるようになるのです。このセクターによる、この問題に関する熱心なロビー活動と交渉が現在進行中です。

資金、ビジネスサポートの提供、学術的研究、業績表彰および会員とネットワーク機関に関する情報

多くのソーシャル・エンタープライズは、このように、立ち上げにあたり何らかの専門知識や財政支援を必要としています。助成金を提供するトラストや財団の多くが、その慈善活動の中心にソーシャル・エンタープライズの計画を据えています。さらに、その他の支援や意識改革のための機関もあり余るほどあります。そのいくつかを、ここにご紹介しましょう。

まず一つは「Upstarts Awards」というものです。立ち上げ奨励金であり、ソーシャル・ファーム、ソーシャル・エンタープライズの社会企業家のための年間奨励金制度です。

また、「Sustainable Funding Project（持続可能な財政支援プロジェクト）」というものがあります。さまざまな財源基盤を開発するボランティア機関の支援です。

ロンドンにおける「ソーシャル・エンタープライズ・ロンドン」というのもあります。

「Social Enterprise Coalition（社会企業連合）」というのもあります。ソーシャル・エンタープライズの利益を代表する全国的な会員連合です。ここではさまざまな政府相手のロビー活動をしています。

それから、「Impetus UK（インペタス UK）」というのもあります。ここは戦略的財政支援と専門知識を提供する投機的慈善事業団体となっています。

ベンチャー、フィランソロピーを進めているところはたくさんあります。投機的な慈善事業と言ってもいいでしょうけれども、自分たちのお金を使ってソーシャル・エンタープライズの育成に充てたいと、投資として考えているというところです。

それからもう一つ、「The Funding Network」というものがあります。これは財政支援ネットワークと呼ばれているもので、より公正で健全かつ持続可能な世界のために取り組む公共財政プロジェクトを個人的に持ち込む「市場」としての活動です。ですからここで競争の原理が働き、より公正な世界を作ろうというものであります。

それから、「ベンチャー・サム」というのがあります。これは「Charities Aid Foundation（慈善事業支援財団）」の一つでありますが、ここではソーシャル・エンタープライズを立ち上げるための資金を提供しています。

「Charity Bank（慈善銀行）」というものがあります。ここは銀行から借り入れができないような非営利団体に、3,000 ポンドから 40 万ポンドのローンと保証を提供する銀行兼公認慈善団体です。従来の形で銀行から借り入れができないというところはたくさんあります。そして特に銀行というのは彼らが目指す目的の価値がわかっていませんので、どうしてもこういう融資に頼らざるを得ません。

「The Beacon Fellowship Beacon(ビーコン・フェローシップ・ビーコン)」というのがありますが、これもまた個人に寄付を募って慈善における優れた実践をたたえ、紹介するために作られたものです。個人からこのようなソーシャル・エンタープライズを立ち上げるための資金を募る団体です。

その他、いろんな団体があります。

「London Rebuilding Society (ロンドン再建協会)」と呼ばれるものがありますが、これはロンドンが資金を出していまして、ソーシャル・エンタープライズの立ち上げ時にかなり有利な金利条件でローンを提供しています。

その他、例えば「The Big Boost(ビッグ・ブースト)」。ここは若い社会企業家を支援するところです。11歳から25歳までの若い人たちに対し、アイデアに対して資金を出すというものです。できるだけ若い人たちに革新的なアイデアを出してほしいということから作られたものです。

これらは一部の例に過ぎません。その他にも学問組織がありまして、いろいろと研究をし、ソーシャル・エンタープライズが社会にどのようなメリットをもたらすかを研究しているところがあります。

例えば、「The Skoll Centre for Social Enterprise(スコール・ソーシャル・エンタープライズ・センター)」というところがあります。ここは学者、実践的な企業家を集めて、変化を社会においてもたらそうというものです。理論的かつ実践的なものです。

「The Young Foundation (ヤング財団)」というものもあります。ここは満たされていない社会的ニーズを確認した上で各機関に対し実践的なイニシアティブをとらせるためのものです。

また、1年間にわたるソーシャル・エンタープライズの研究をするといったプログラムを設けているところもあります。

私の話はこのくらいで終わりたいと思います。皆様、ご清聴ありがとうございました。

また、これらの問題に関して皆さんとパネルディスカッションができればと期待しております。ありがとうございました。

司会:どうもありがとうございました。あと3分ほどありますが、質問を受けますか?

パービス:どなたかこの時間を使って質問されたい方がいらっしゃれば。例えばよくわからなかったという確認事項でも結構です。

会場:いろいろ詳しい話をありがとうございます。話の中で、これまでの福祉政策がソーシャル・ファームの雇用のネックとなるという問題をおっしゃっていまして、大変同感でございます。この問題の解決にはどのような方向で取り組まれていらっしゃいますか。

パービス:イギリスにおける唯一の解決策、それは私たちには資金的な支援、例えばドイツのソーシャル・ファームが障害者を雇うために得ているような助成金制度はありません。したがいまして私たちはより広いソーシャル・エンタープライズの解釈を採用せざるを得ません。というのは、先ほどもお話ししましたけれども、多くのソーシャル・エンタープライズを支援するための制度があります。そしていろいろな財団、また個人が例えば投資する用意のあるところがあります。ですからソーシャル・ファームはいずれもっと広がっていくだろうと思っています。

私たちは何らかの財源と障害者との橋渡しをしなければいけないと思いますが、まずはソーシ

ャル・エンタープライズというより広い枠組みからやらなくてはならないと思います。ですが他の国にあるような助成金がなければ、ソーシャル・ファームのほうはイギリスでは拡大しないのではないかと思います。

司会:では時間になりましたので、拍手をお願いいたします。ありがとうございました。

＊コミュニティ・インタレスト・カンパニー(CIC)について

コミュニティ・インタレスト・カンパニーは、強烈なアイデンティティを伴う、柔軟な会社機構を有している。そしてアセットロック(資産の固定化)を義務付けられ、株式を発行したり、資金を借入したりすることができる。CIC は民間の株式会社や有限会社の場合もあれば、公的企業の場合もある。CIC の申請のためには、申請者は、その会社が誰に対して、どのような方法で利益を提供しようとしているのかを明確にしたコミュニティ利益報告書を作成しなければならない。アセットロックとは、その会社の資産(利潤を含む)が、会社の設立時に貢献対象とされたコミュニティのために使用されなければならないということ、あるいは、もしそれが別の目的のために第三者に移譲される場合、時価の全額が獲得されなければならないということを意味する。年次報告書では、CIC の監査人と一般の人々に、年間を通じて生み出された資金によって何が達成されたかを知らせることにより、経営の透明性を図っている。

出典:イギリス内閣府　第三セクター局　www.cicregulator.gov.uk

支援団体等の名称とURL

● Upstarts Awards （立ち上げ奨励金）『ニュー・ステイツマン』と『ソサエティ』という雑誌によって運営されている、ソーシャル・エンタープライズおよび社会起業家のための年間奨励金制度
http://www.edgeupstarts.org/

● The Cat's Pyjamas（猫のパジャマ）ソーシャル・エンタープライズを開発する人々のための研修
http://www.the-cats-pyjamas.com

● Sustainable Funding Project（持続可能な財政支援プロジェクト）さまざまな財源基盤を開発するボランティア機関の支援
http://www.ncvo-vol.org.uk/

● Social Enterprise London（ソーシャル・エンタープライズ・ロンドン）ロンドンのソーシャル・エンタープライズの会員ネットワークおよび支援ネットワーク
http://www.sel.org.uk

● Social Enterprise Coalition（社会企業連合）ソーシャル・エンタープライズの利益を代表する全国的な会員連合
http://www.socialenterprise.org.uk

● Re:Generate Trust（再生トラスト）「変革のための研修」を通じて、コミュニティとともに貧困救済に取り組むことに焦点を当てた慈善トラスト
http://www.regeneratetrust.com

● Pilotlight（パイロットライト）ビジネスとエンタープライズを結び付けることにより、小規模な革新的慈善団体の可能性の実現を支援
http://www.pilotlight.org.uk

● Philanthropy UK（フィランスロピー UK）高所得者の間で新たな慈善事業を促進
http://www.philanthropyuk.org.

● Impetus UK（インペタス UK）戦略的財政支援と専門知識を提供する投機的慈善事業団体
http://impetus.org.uk

● The Funding Network （財政支援ネットワーク）より公正で、健全かつ持続可能な世界のために取り組む公共財政プロジェクトを個人的に持ち込むことができる「市場」として活動
http://www.thefundingnetwork.org.uk

● Charities Aid Foundation （慈善事業支援財団）ソーシャル・エンタープライズの立ち上げと開発のための資金を援助
http://www.cafonline.org/Default.aspx?page=6903

● Charity Bank（慈善銀行） 銀行から借り入れができない非営利団体に、3000 ポンドから 400,000 ポンドのローンと保証を提供する銀行兼公認慈善団体
http://www.Charitybank.org

● Global Ideas Bank （グローバル・アイディア銀行）社会的革新的アイディアの源
http://www.globalideasbank.org

● The Beacon Fellowship Beacon（ビーコン・フェローシップ・ビーコン）慈善的かつ社会的動機への個人的貢献を奨励し、慈善における優れた実践をたたえ、紹介するために設立された慈善団体
http://www.beaconfellowship.org.uk/

● London Rebuilding Society（ロンドン再建協会）ロンドンのソーシャル・エンタープライズにローンを提供
http://www.londonrebuilding.com

● Development Trusts Association（開発トラスト協会）地域の企業を育成するために、コミュニティに根差したアプローチとビジネスの専門知識を結び付ける、コミュニティ主導組織の全国ネットワーク
http://www.dta.org.uk

● Community Development Finance Association （コミュニティ開発財政支援協会） コミュニティ開発財政支援機関（CDFI）の事業者団体で、不利な立場にあるコミュニティに財政投資を提供
http://www.cdfa.org.uk.

● Community Business Scotland Network（コミュニティ・ビジネス・スコットランド・ネットワーク）社会事業に焦点を当てた実践的支援、研究および開発
http://www.cbs-network.org.uk

● Volresource （ボルリソース）ボランティア機関の立ち上げに対するアドバイス
http://www.volresource.org.uk/briefs/starting.htm...

● The Big Boost（ビッグ・ブースト）イングランドの 11 歳から 25 歳までの新進社会起業家を支援
http://www.thebigboost.org.uk

● Senscot （センスコット）スコットランドの社会起業家ネットワーク
http://www.senscot.net

● Ashoka（アショカ財団）社会起業家精神を表明し、その発展を推進する国際的な社会起業家団体
http://ashoka.org/

● Community Action Network（CAN：コミュニティ・アクション・ネットワーク）イギリス全土の社会起業家のオンライン・ネットワーク
http://www.can-online.org.uk

● Changemakers（チェンジメーカー）青少年に自分たちが関わる問題の解決に取り組むイニシアティブをとることを奨励
http://www.changemakers.org.uk

● Scarman Trust（スカーマン・トラスト）地域の人々にコミュニティ内部から変化をもたらすための実践的な支援を提供
http://www.thescarmantrust.org

その他の、さらに全般的に起業家活動を支援する機関
● A Glimmer of Hope （希望の微光財団）25歳以下を対象としたイギリス国内および国際的な事業プロジェクトの財政支援
http://www.aglimmerofhope.org/index.htm

● Learning Direct（ラーニング・ダイレクト）従業員数1人から250人の小企業を対象としたオンライン研修コースを提供
http://www.learndirect-business.co.uk

● Scottish Learning Direct（スコットランド・ラーニング・ダイレクト）従業員数1人から250人の小企業を対象としたオンライン研修コースを提供
http://www.lds4b.com

● Small Business Service （中小企業サービス）小規模の事業を支援
http://www.berr.gov.uk/

● Business Link（ビジネス・リンク）事業の開設と経営のあらゆる局面について支援し助言するサービス
イングランド　http://businesslink.org
ウェールズ http://www.businessconnect.org.uk
北アイルランド http://www.investni.com
スコットランド　http://www.sbgateway.com
高地および諸島部　http://www.bis.uk.com

● Startups（スタートアップ）事業を開始し、経営するために知る必要があるすべての事柄を扱ったサイト
http://www.startups.co.uk/

●さらに、全国の大学およびその他の学習機関で、ソーシャル・エンタープライズの経営について教える公認・非公認のコースが多数ある。このうち最も専門的な中心機関は、社会起業家スクール（SSE）で、社会起業家候補を対象とした一年間の行動学習プログラムを提供しており、イギリス各地の学校と提携している。
http://www.sse.org.uk

●ソーシャル・エンタープライズを研究している２つの最も重要な機関は、
The Young Foundation （ヤング財団）まだ対処されていない社会的ニーズを確認し、理解するための研究を行い、その後その解決のための実践的なイニシアティブと機関とを開発する。
http://www.youngfoundation.org.uk

● The Skoll Centre for Social Enterprise（スコール・ソーシャル・エンタープライズ・センター）オックスフォード大学サイードビジネススクール内。社会起業家精神を研究し、ソーシャル・セクターにおける変革者のための資源を提供し、国際的なレベルの理論的研究および実践的研究の両方をとりまとめる指導的立場にある学術機関
http://www.sbs.ox.ac.uk/skoll/

講演３:「韓国におけるソーシャル･エンタープライズの現状と最近の発展」

チョン･ムソン(鄭　茂晟)博士　韓国　崇実(スンシル)大学･社会福祉大学院　院長

講演要旨

韓国社会にとって、ソーシャル・エンタープライズの概念は極めて新しい。10年前には、「ソーシャル(社会)」と「エンタープライズ(企業)」という２つの言葉が同時に使われるのを目にすることは、韓国では考えられなかった。しかしそれは、無料の食事や無料の医療サービスを、ニーズがある人々が利用できるようにするというような、商業的には採算がとれないが、社会的には必要なサービスを提供することによって、失業に対処し、社会福祉を強化する効果的な手段として関心を集めつつある。

ソーシャル･エンタープライズの必要性は、1997年と1998年に韓国経済が金融危機に襲われたのち、脚光を浴びるようになった。企業が破たん回避のために膨大な数の従業員を切り捨てたのに、職を失った人々の面倒を見るために、政府にどれだけのことができるかは限られていた。海外の成功例からヒントを得て、韓国政府は革新的な概念の導入を決定した。2006年12月に国会で社会的企業育成法案が可決されたのち、昨年度、韓国労働省(労働部)は約75のソーシャル･エンタープライズの育成を計画した。政府はソーシャル･エンタープライズに、免税、財政支援および経営コンサルティングサービスなど、さまざまな恩恵を与えることを認めた。

もし、長期的で、安定した、給料も悪くない仕事を提供するソーシャル・エンタープライズが多数設立されれば、韓国の職場環境全般が改善され、経済も上向きに成長する可能性がある。しかし、国が資金を出す仕事は、大部分が非専門的で短期間の仕事なので、経済成長にも個人の福祉にも貢献しないのである。
崇実(スンシル)大学社会福祉大学院が初めて社会起業家専門学校を開設して以来、韓国の学生たちは、ビジネスを通じて社会問題やコミュニティの問題に取り組むソーシャル・エンタープライズの豊かな可能性を、ますます認識するようになった。最近大学生の間で見られるイニシアティブは、韓国のビジネススクールがソーシャル・エンタープライズの分野をプログラムに盛り込むようになるのも遠い将来ではないことを示している。これはソーシャル・エンタープライズにとって喜ばしい展開であり、極めて明るい兆しである。

講演

皆さん、こんにちは。チョン・ムソンと申します。韓国のソンシル大学から参りました。本日はこの席で、韓国のソーシャル・エンタープライズについてお話しできることを大変光栄に存じております。また、国際的な視点からソーシャル・ファームを語れるということは、またとない機会であると思います。私たちはともに、国際的な支援システムを作って、ソーシャル・ファームを育て、もっと多くの障害者のために雇用を生み出すことができると考えております。

もともと韓国におけるソーシャル・ファームについて話をするようにと頼まれたのですけれども、しかしながら「ソーシャル・ファーム」という言葉にあまりなじみがありません。というのは私たちはいつも「ソーシャル・エンタープライズ」という言葉を使っているからです。「障害者の雇用」という話の中で出てくるのは「ソーシャル・エンタープライズ」という言葉です。ですから「ソーシャル・ファーム」という言葉は使っていないわけです。さらにこの「エンタープライズ」も「ファーム」も韓国語に訳してしまいますと同じ意味になってしまいますので、今日は、タイトルに「ソーシャル・ファーム」ではなく「ソーシャル・エンタープライズ」という言葉を使わせていただきました。ソーシャル・エンタープライズを韓国語に訳して使っておりますので、英語を使ってないわけです。ですから「ファーム」ではなく「ソーシャル・エンタープライズ」という言い方をしております。

さて、私のレクチャーですけれども、５つの部分からなっております。まず最初は韓国においてソーシャル・エンタープライズというコンセプトが導入されました社会的背景、それから第２番目ソーシャル・エンタープライズというものがどのように概念化されてきたのかということ。そして３番目は、最近できました「ソーシャル・エンタープライズ法」というものです。そして第４番目に現在のソーシャル・エンタープライズをとりまく現状がどうなっているのか。そして最後に、政府が計画しましたソーシャル・エンタープライズへの支援システムについて触れます。

社会的背景

それではまず最初に、新しい社会的なリスクについてお話しをしたいと思います。スライドをご覧いただきますとお分かりのように、幾つか、新たな社会危機というものを韓国は経験するようになってきております。国内におきましても、また海外におきましても、こういう危機が生まれてきているわけです。国内的には、まず成長率が低下しております。そして社会的な二極分化が起こっておりますし、出生率の低下と高齢化が進んでいます。また家族構成が変化をし、国民の健康状態が悪化し、将来への不安が生まれてきております。また海外の状況ということになりますと、韓国はＦＴＡを通じまして国際社会に市場を公開しました。韓国・アメリカの間の自由貿易協定が背景にあります。また知識ベースの経済というものができ、また情報社会化というものが進んでおります。

そしてソーシャル・エンタープライズですけれども、韓国の経済が金融危機を 1997 年および 1998 年に経験したことにより、注目を浴びるようになりました。グラフをご覧いただけると、おわかりになるかと思います。企業は、これらの金融危機に際しまして、生き残りのために多くの従業員を解雇しました。そして政府のほうは、これらの失業者の支援という意味で、非常に限られた能力しか持っていなかったわけであります。そして失業率が高まっていったわけです。

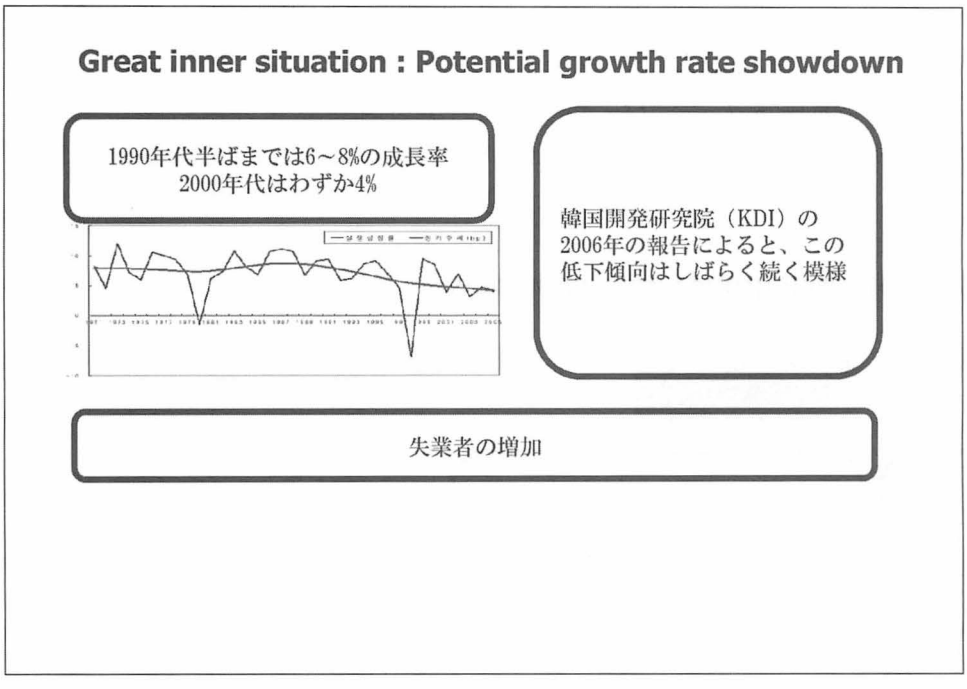

成長率のほうですけれども。潜在成長率のほうですが、これも低下し、そして最近では不平等が進んできました。これが韓国において大きな問題になってきています。

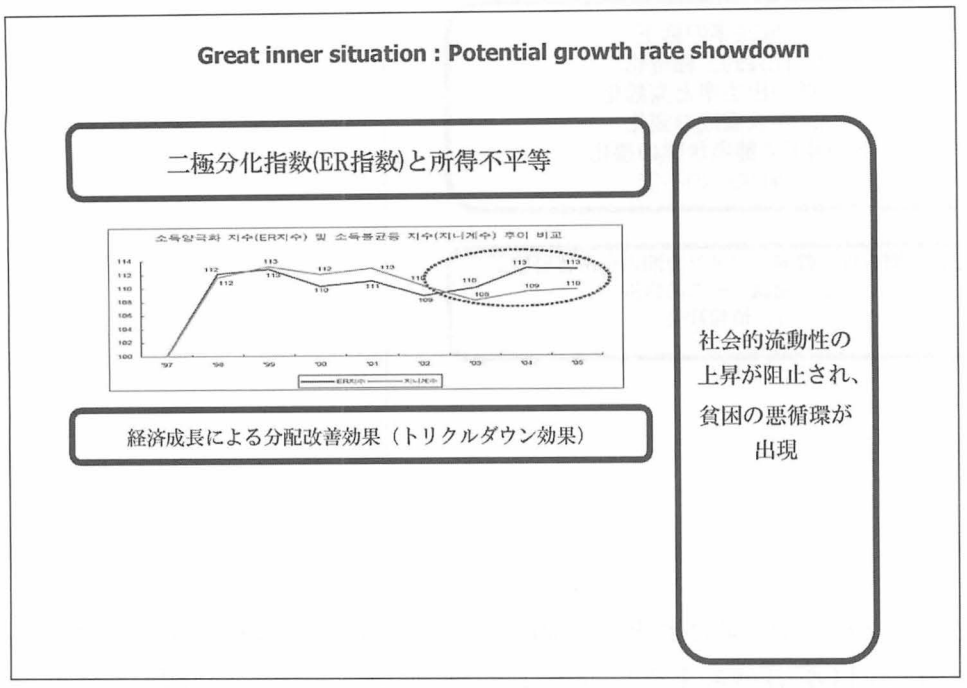

そして出生率の低下という問題があります。2005 年には 1.08 でありました。これは世界最低のレベルです。その当時、日本は 1.29。アメリカは 2.04 でした。そして OECD の平均が 1.6 でした。ですから韓国の出生率は世界最低となりました。

一方で高齢化も進んでいます。非常に急速に進んでおりまして、2000 年には 7.1%が 65 歳以上の高齢者でありました。「高齢化社会」というレベルです。しかしながら 2018 年には、これが 14%に上昇し、「高齢社会」が出現します。さらに 2026 年には 20%になると「超高齢社会」が出現します。そして 2050 年には世界で最も高齢化が進んだ国になると予想されています。このように高齢化のスピードは非常に速く、韓国においては大きな問題になってきています。

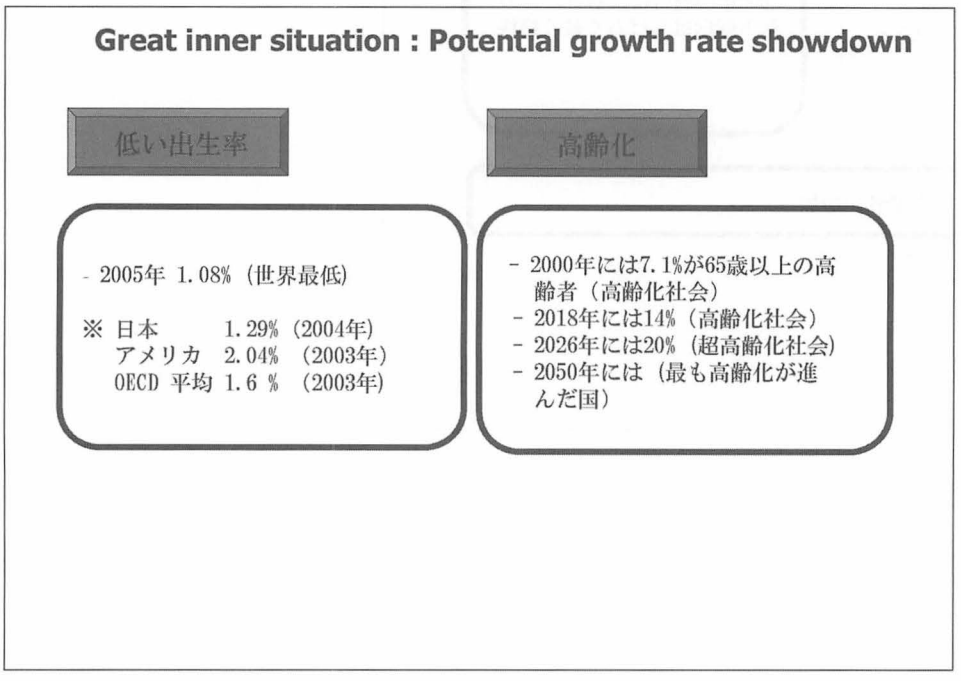

次に家族構成ですが、どんどん家族は小さくなってきています。従って核家族化が進むということで、家庭で障害者を介護する能力が限られるようになりました。女性も外で働くようになりましたし、また離婚率も急速に増えてきております。

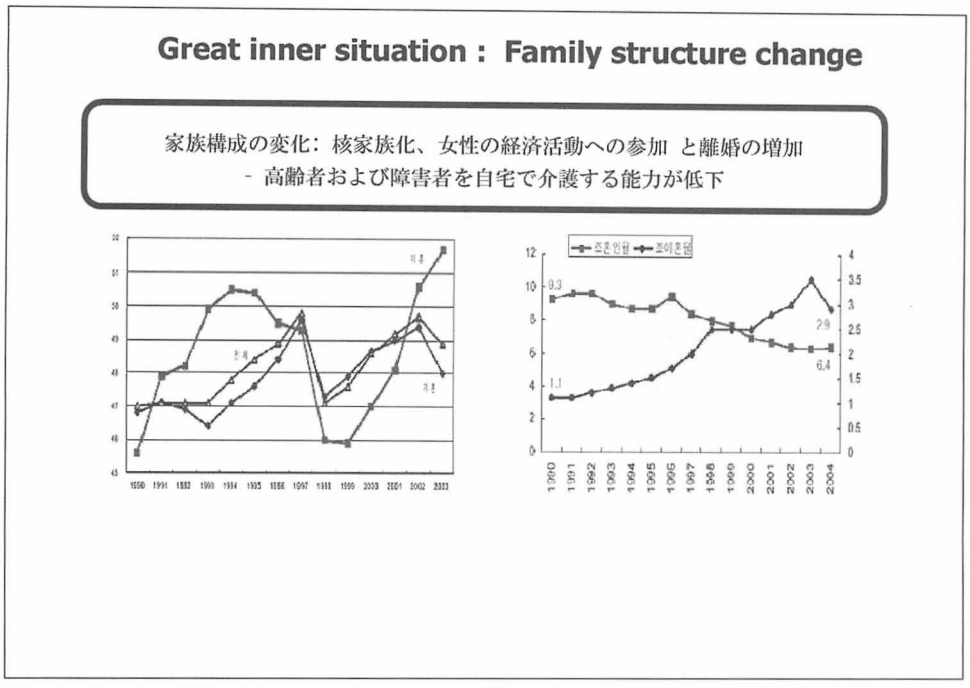

また慢性疾患も増えてきております。非常に生活が西洋化したということもありまして、慢性疾患が増えてきています。OECD 諸国の平均と比べますと、肥満の人口は非常に高い比率になっておりますし、また慢性疾患を持っている人たちの比率も高くなっています。

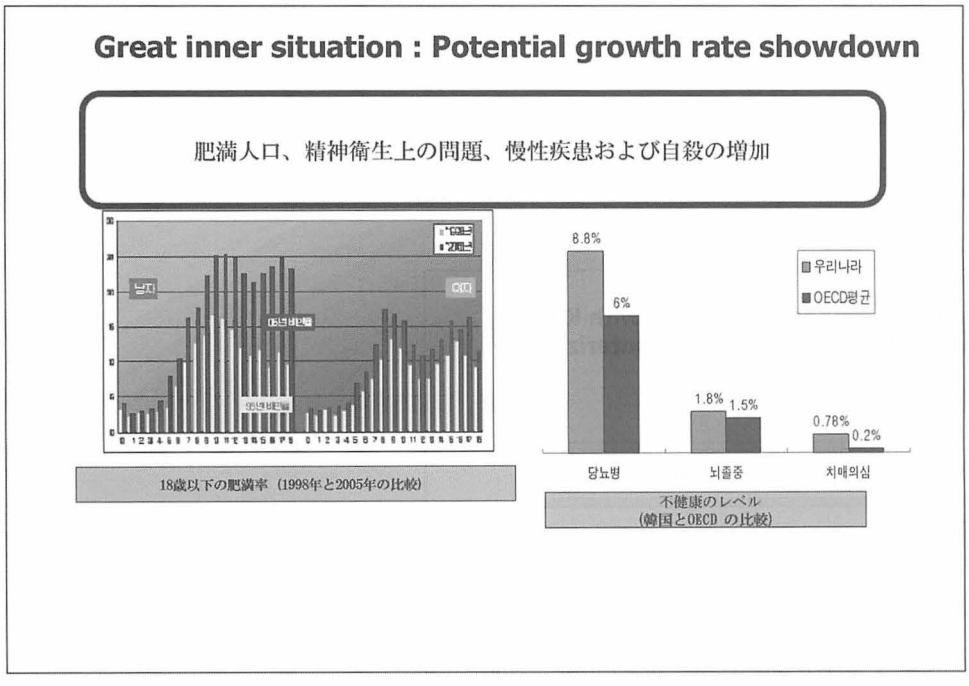

また韓国の人たちは将来に対する不安も持っています。特に階級意識、そういう意識が非常に強くなってきております。2003年に比べると、2006年には最低クラスが増え、そして中流階級という意識を持つ人たちが減ってきております。

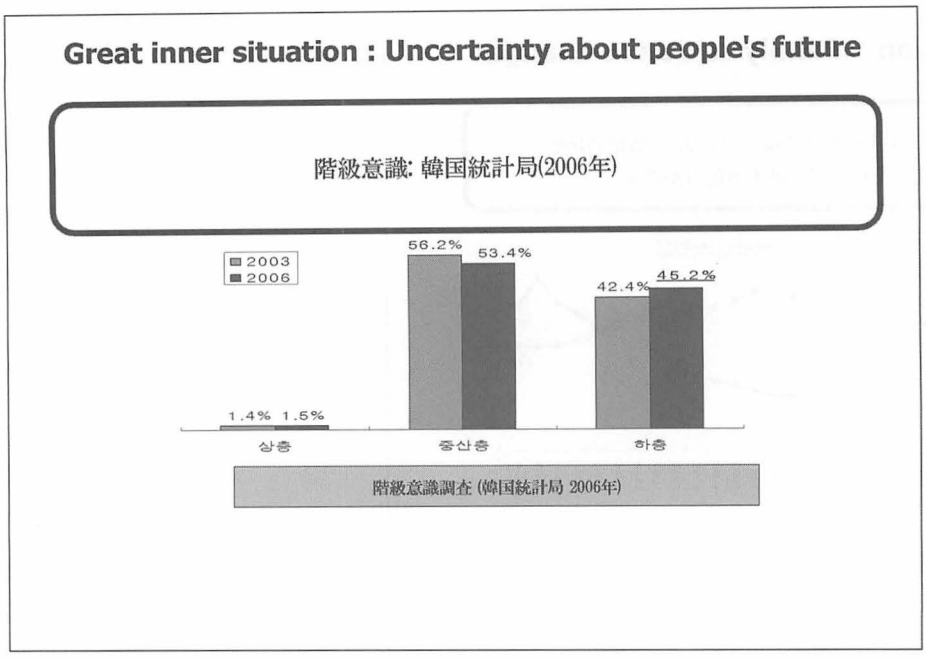

そして市場が開放されてきております。情報社会、あるいは地識ベースの経済というようなものが推進されて、格差がかなり深刻なレベルまで拡大してきております。こういう新しい社会的な危機に直面いたしまして、イギリスあるいはドイツのような先進国におきましては新しい社会政策を導入いたしました。経済政策と社会政策を連携させようと。そして福祉と仕事、雇用をリンクさせるという新しい政策を導入いたしました。「ラーンフェア（Learnfare)」という新しい言葉も作られました。つまり学習と福祉というもの一つになった言葉です。ラーニングとウェルフェアですね。ここに挙げましたような改革が、先進、いわゆる福祉国といわれる国々で実施されるようになりました。

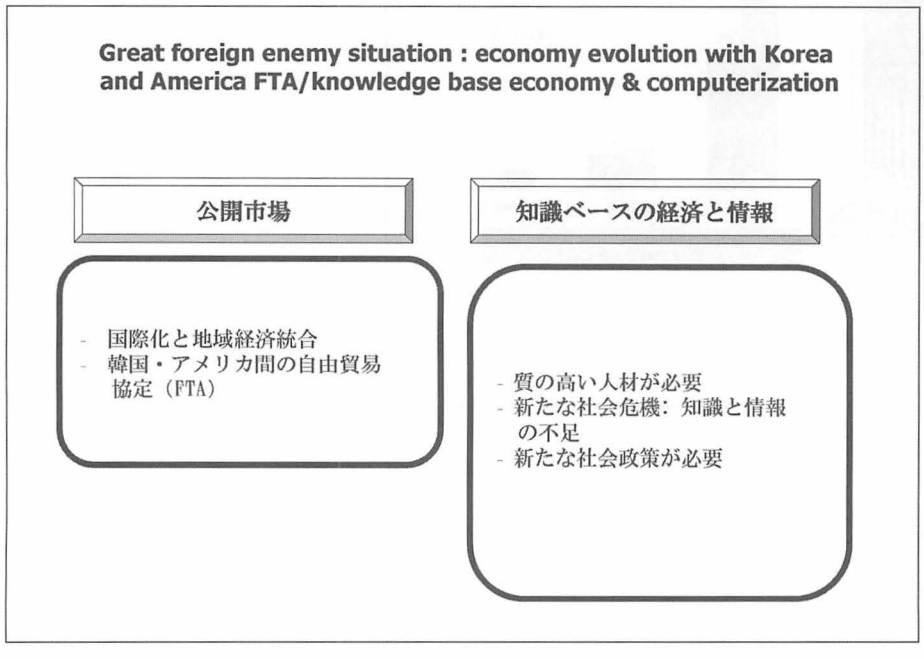

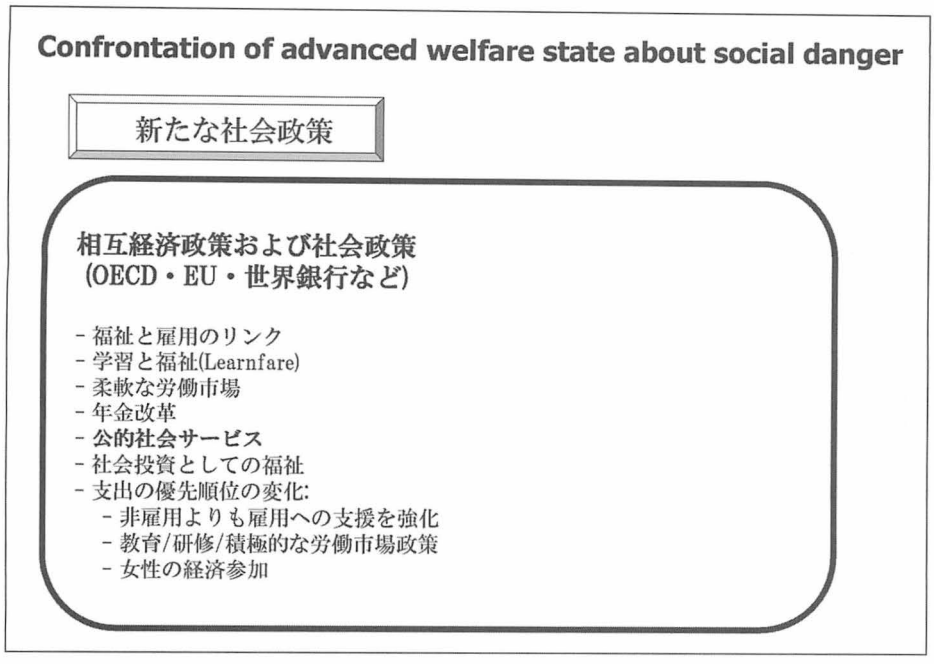

韓国におきましては、こういうことが海外で成功したということを見まして、韓国の政府も革新的な概念を導入することにいたしました。新しい社会福祉パラダイム、これはSocial Investment（社会的投資）というパラダイムで、これを導入して将来をよりよいものにしていこうという努力しているところであります。社会投資を通じてよい未来をということです。

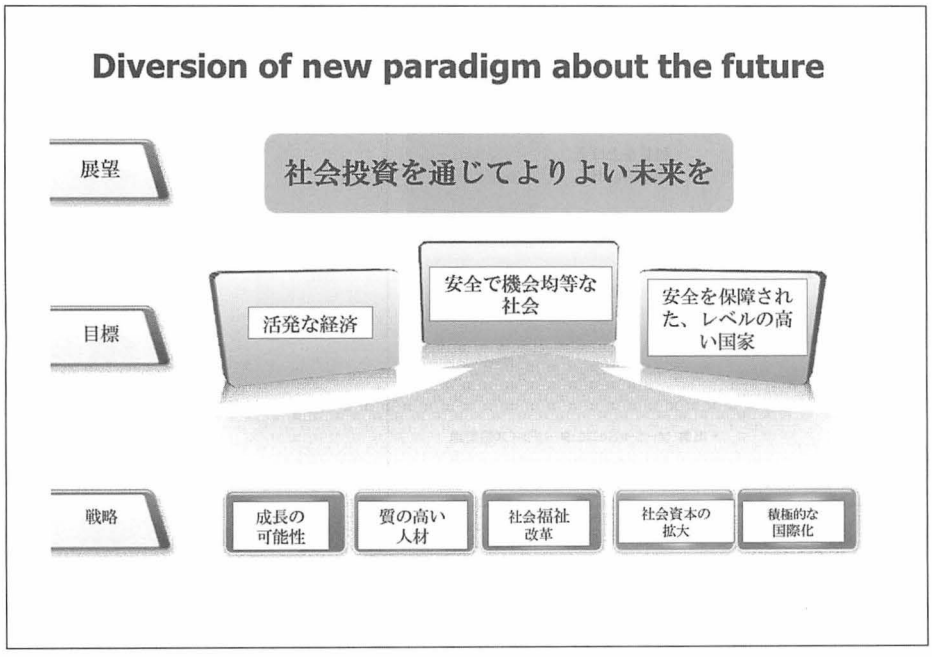

ソーシャル･エンタープライズの概念

さて、この「ソーシャル」と「エンタープライズ」。「社会」と「企業」という言葉が一緒に使われるというようなことがあるとは、１０年前には考えらないことでありました。しかしながら今では、この二極両端にあるような言葉が共存するようになりました。一つは経済価値、もう一つは社会的価値という形で表されるわけですが、この二つの概念が一つにまとめられるようになりました。「社会的な企業」と言いますか、「ソーシャル・エンタープライズ」というのが、ちょうど真ん中に位置するようになったわけです。

ソーシャル・エンタープライズ設立への取り組み

- 2003年以降、NGOとともに社会的雇用創出プロジェクト
- 2007年、11の政府省庁が、不利な立場にある人々への雇用の提供と、すべての社会のための社会サービスの提供に参加

ソーシャル・エンタープライズ

ソーシャル・エンタープライズの位置づけ

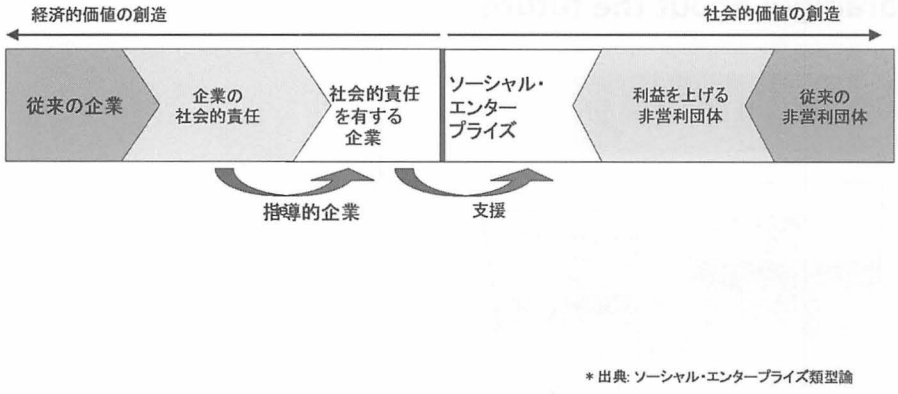

＊出典: ソーシャル・エンタープライズ類型論

ソーシャル・エンタープライズというのは二つの目標を同時に掲げています。まず製品やサービスを販売して利益を上げる。これはエンタープライズであるわけですね。社会サービス組織ではないということになります。しかしながら上げた収益、利益を使って社会のためにならなければならない。株主に利益を再分配するのではなく、社会のために使うということが求められる、この二つの目標をともに挙げています。ソーシャル・エンタープライズというのは、二つの目標を通常持っています。一つは持続可能な、そしてかなりの雇用を創出するということ。もう一つは、競争と収益を上げるという活動を通じて質の高いソーシャル・サービスを提供しようというものです。

ソーシャル・エンタープライズの目標

1. 雇用創出？
   - 雇用戦略として、継続的な人件費支援が必要
   - 政府の支援による雇用の存続に対する懸念

2. 質の高い社会サービスの提供?
   - 競争によるサービスの質の向上
   - 中流階級にとって魅力的なサービスの創造
   - アクセシビリティと効率性が必要

ソーシャル・エンタープライズというのは、効率的なビジネスの慣行を実施し、それと同時に地域社会に好ましい影響をもたらすということを狙っています。ですから、従来の企業と従来のNPOの目標を二つ合わせたような組織であるわけです。

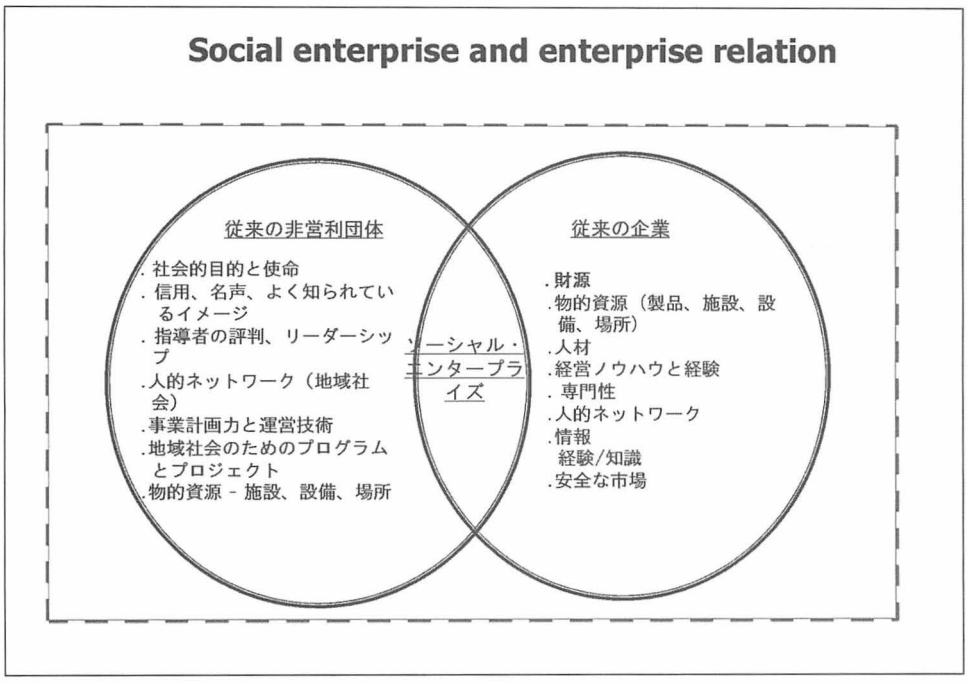

企業とNPOの協働によって、昼食を提供するようなプロジェクトが行われています。これは韓国のテレコム企業が行っておりますが、民間の非営利の失業克服団体というのがありますけれども、その団体とともに行っています。企業の効率性をもって社会の恵まれない人たちに便益をもたらそうというものです。ランチセンターで働いてもらっています。それからまた、やはり恵まれない家庭の子どもたちにランチを提供する、独り住まいの老人にランチを提供するというようなことをやっております。SKテレコムにおきましては、これに対して財政支援をするだけでありません。ノウハウを提供して、どのようにこの組織を効率的に効果的に運営していくかという支援をしております。この労働コストに対しては中央政府がお金を払っています。最初のランチ

センターがソウルに 2006 年2月に作られました。このプロジェクトはさらに拡大されて、全国的に 40 のセンターが作られました。そして 500 人以上の雇用を創出し、6000 人以上の子どもや老人に食べ物を毎日提供しています。これは成功例になっております。これらのプロジェクトが、ソーシャル・エンタープライズ活動になるために、収益を上げるということが必要とされているわけですが、そしてまた、政府の支援からは離れなければならないということが要求されています。SK テレコムは、例えばお弁当を売るというような事業を考えております。そしてそのような事業を行うためには、ソーシャル・エンタープライズあるいは新しい起業家精神が必要になります。これまで多くのビジネスが、企業が、さまざまな活動に資金を提供してまいりました。しかし、それがどのような形で使われるのかということは分からなかったわけでありまして、しばしば社会福祉の改善という名のもとにお金が無駄遣いされることがありました。このようなことは改善されなければなりません。ソーシャル・エンタープライズに資金を提供するための質の高いソーシャル・サービスが必要です。

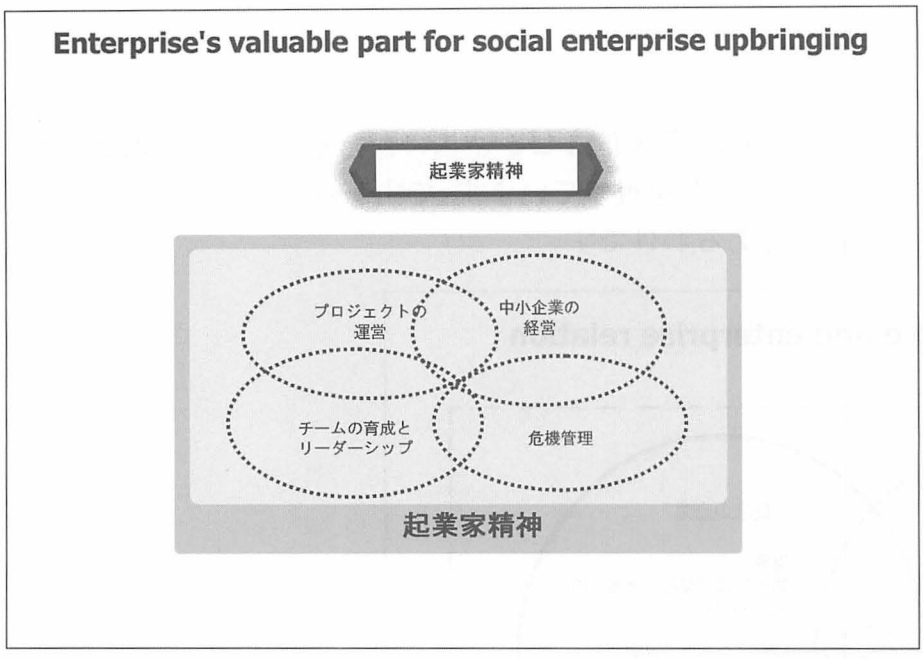

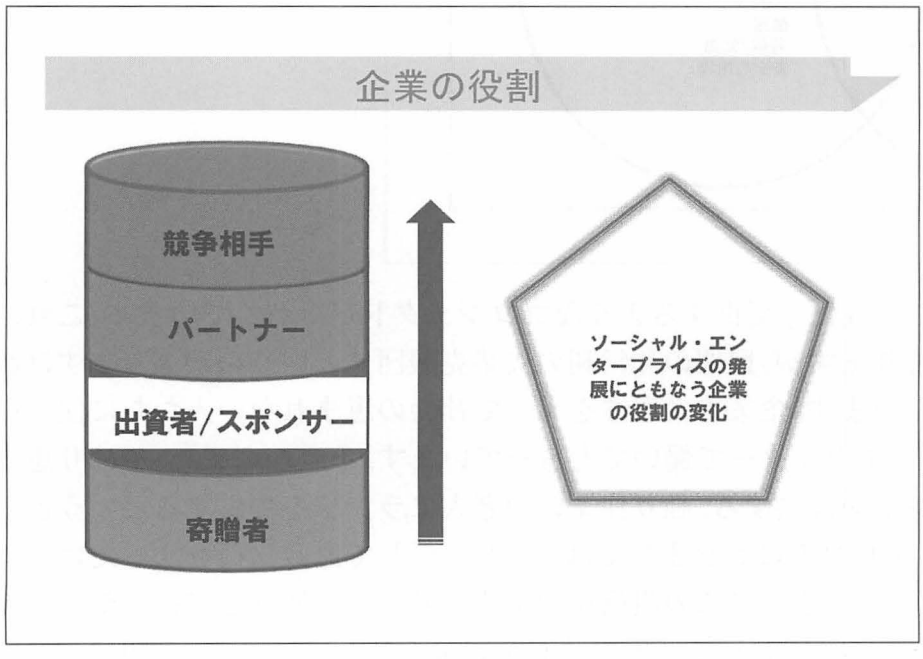

韓国政府は支援のために、ソーシャル・エンタープライズが提供する社会的な雇用を三つの分野に分けています。問題は、政府からの財政支援はわずか３年しか続かないということです。ですから登録されたソーシャル・エンタープライズは、限定的な財政支援しか得ることはできないわけです。その支援の目的のために政府はソーシャル･エンタープライズを三つに分けています。

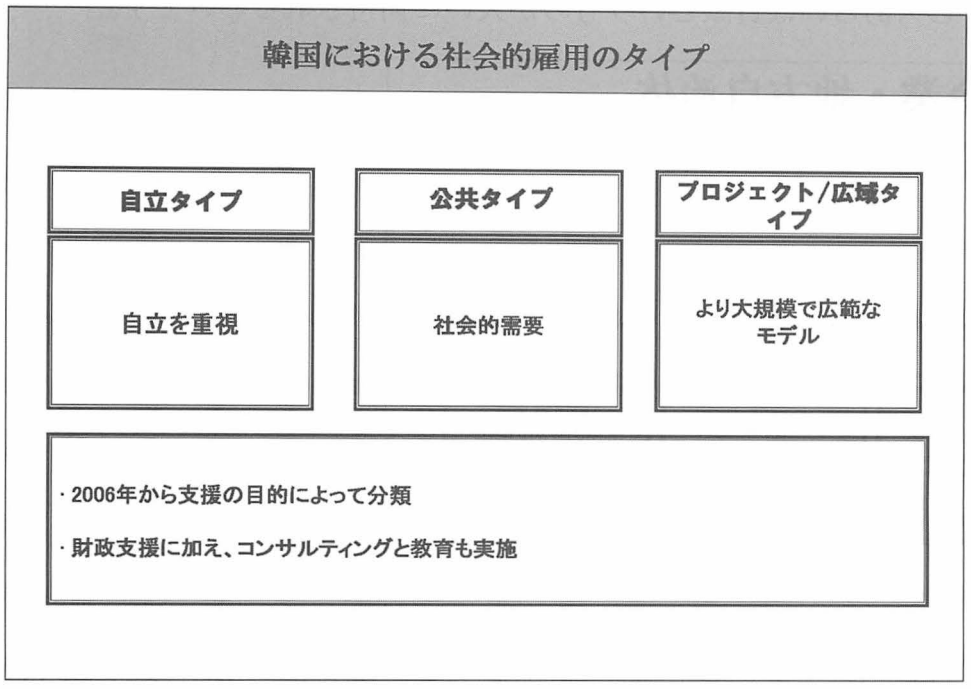

これが、ソーシャル･エンタープライズの発展のプロセスであります。おそらく韓国独特のものがあると思います。小規模なNGOの事業から広域事業へと発展し、その後プロジェクトになるわけですけれども、そういう過程を経て、政府のほうでソーシャル･エンタープライズの認証を行うということになっています。

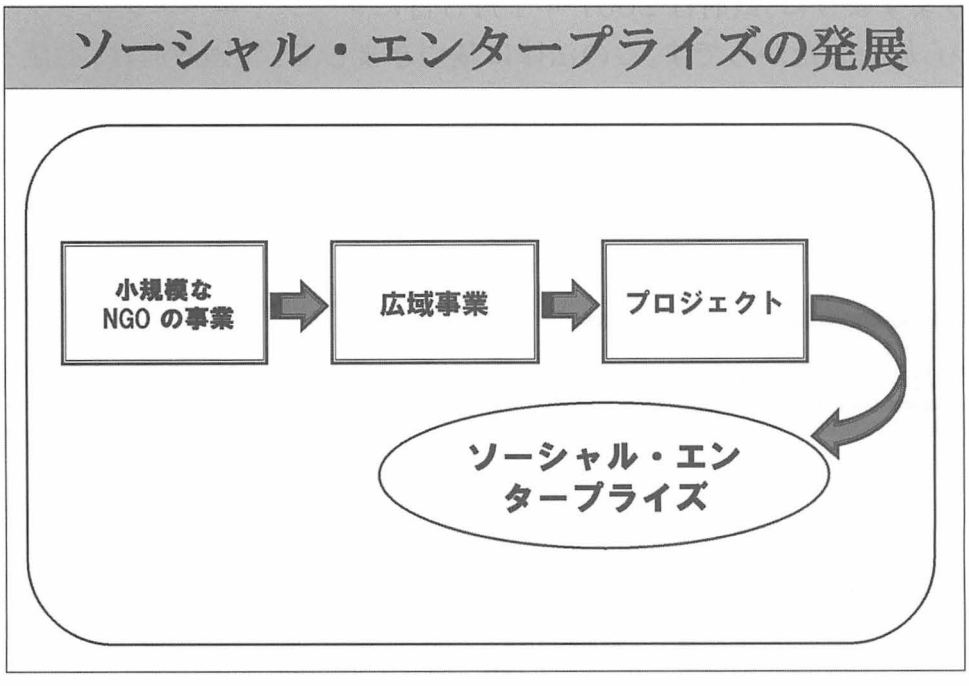

また、ソーシャル・エンタープライズ、NGO、そして地方自治体、そして企業がそれぞれ役割を果たしています。それぞれに強みがあり、また可能性も持っているからです。例えばNGOであれば、非常に豊かな経験を有しています。恵まれない人たちのために行ってきたサービスの経験がありますし、また企業であれば資金力があります。地方自治体においては行政の能力を持っておりますので、したがってサービスあるいは貢献というものが大いに期待されるわけです。

韓国におけるソーシャル･エンタープライズに関する法律

2007年9月に韓国の労働省は、ソーシャル・エンタープライズの認証申請を受け付けました。このスライドにも書いてありますように、政府は2007年1月3日にソーシャル・エンタープライズ法を制定し、7月1日から施行したからです。この法律に基づきまして、韓国政府は、認証を受け付けましたところ、多くの機関が申請をしたわけです。

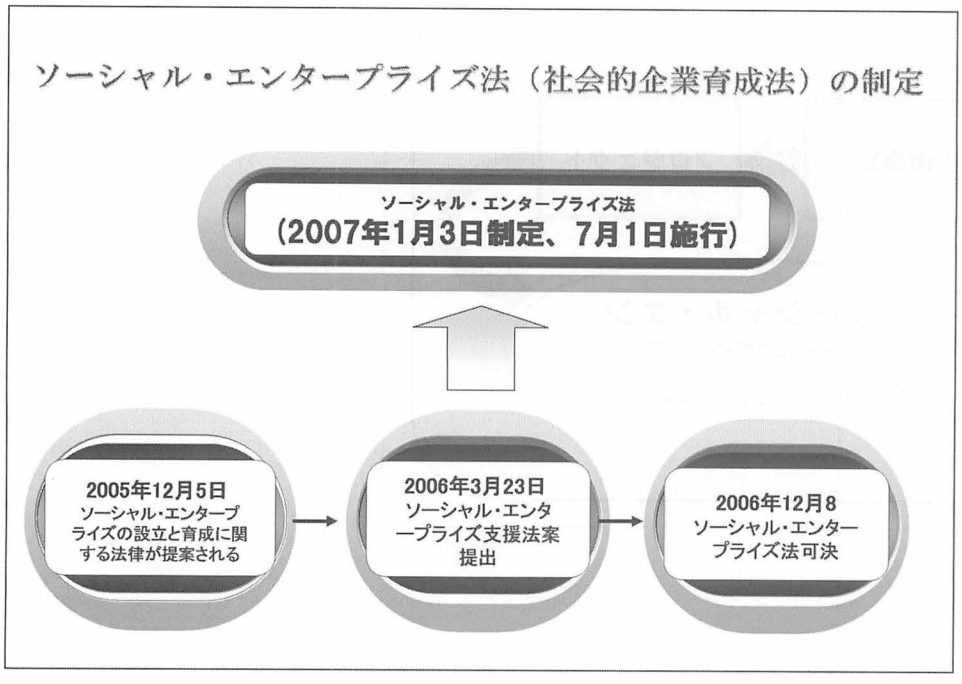

それでは、どのような内容になっているのか、この法律についてお話しをしたいと思います。

まず、組織ですけれども、ソーシャル・エンタープライズの認証を受けるためには、組織あるいは法的な形態を採らなければなりません。それは公共の財団、協会、企業、非営利団体という組織形態を採らなければなりません。

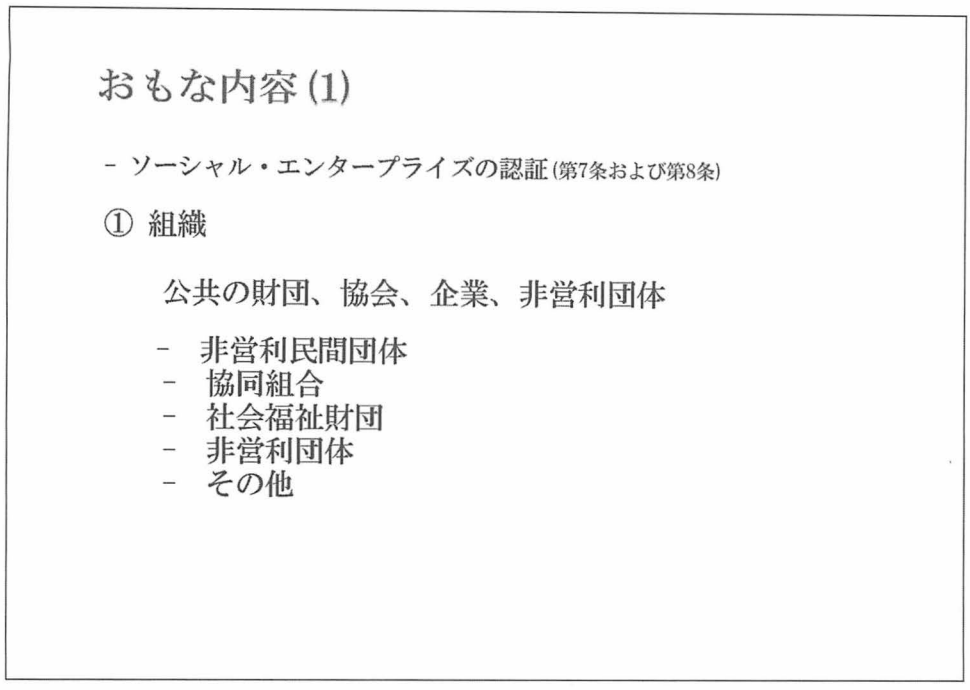

そして有償の労働者を雇わなければなりません。そしてその活動の目的は社会的な目的でなければなりません。

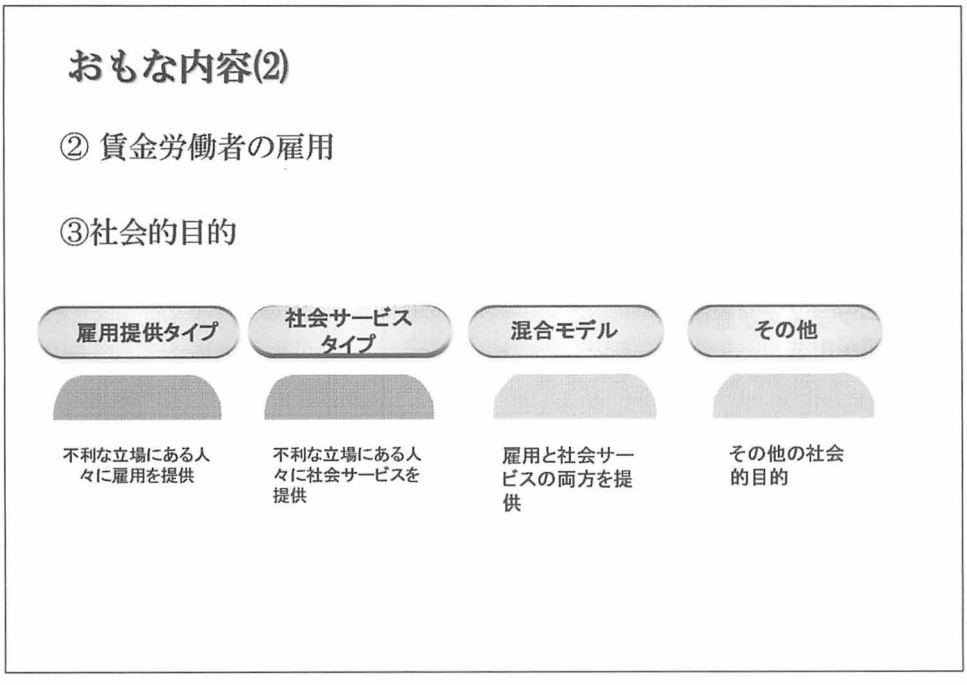

そして第４番目には、そこに意思決定機関がなければなりません。つまりこの意思決定の過程には、利害関係者が参加できなければいけないという規定があります。そしてビジネスによる収益がなければなりません。つまり労務費の 30%以上は、ビジネスによる利益によってまかなわなければなりません。６か月間の全人件費の 30%以上が事業による収益でなければならないということ、そして定款及び規約などが整備されているということ、企業であれば利益の３分の２以

上は社会的な目的のために使用しなければなりません。そして認証手続きが行われるわけです。

まず労働省のほうでスクリーニング委員会、審査委員会を設け、そこでスクリーニングが行われます。そして労働大臣が認証を行います。そして、政府が認めた認証証が発行されるということになります。

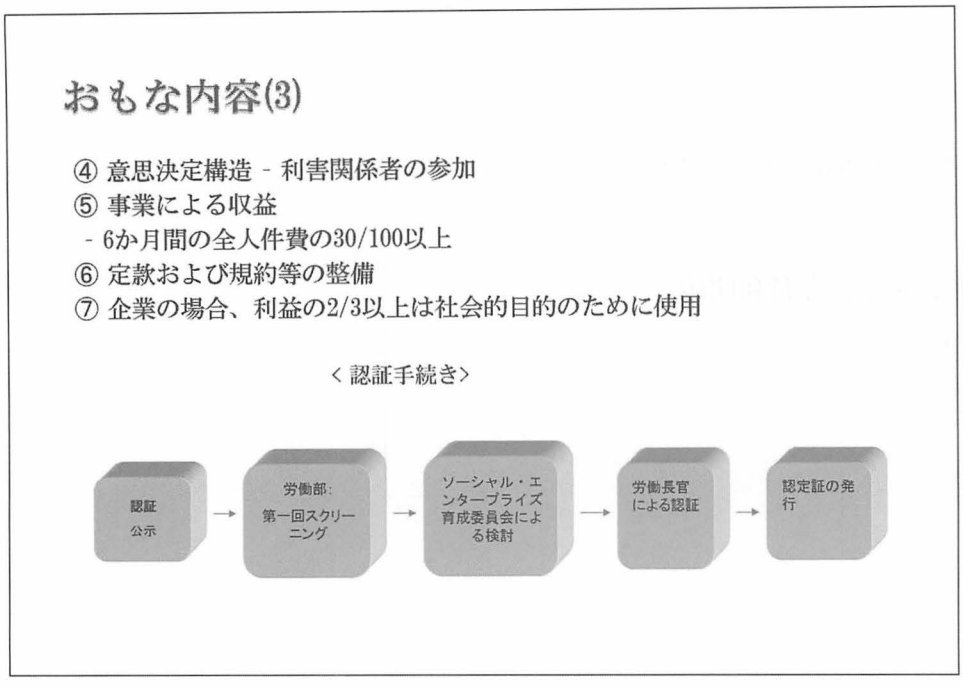

韓国におけるソーシャル･エンタープライズの現状

それでは現在、韓国におけるソーシャル･エンタープライズがどうなっているのか、現状をお話ししたいと思います。2007年9月に労働省では、ソーシャル・エンタープライズの認証申請を113の組織から受けました。そのうちの59、ソウルの39と、ソウル及びインチョンの20、それが首都圏の組織でした。

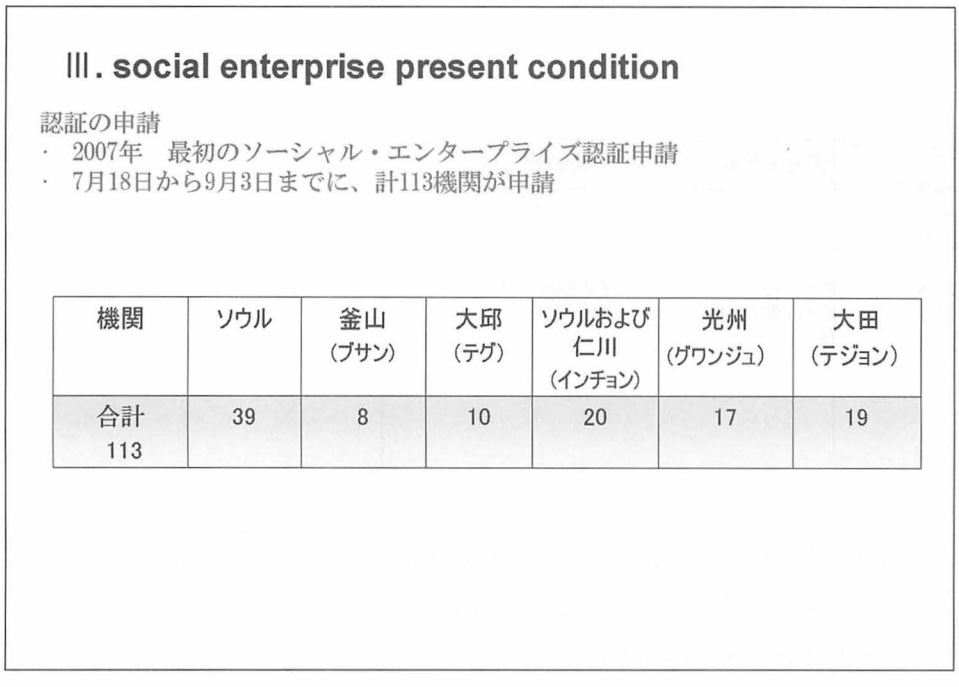

組織形態はこのようになっています。民間企業、これは 27 企業でした。非営利民間団体、それから民法に基づいて設立された財団、そして協同組合、この四つの組織形態があります。それぞれ社会的な目的を持っています。

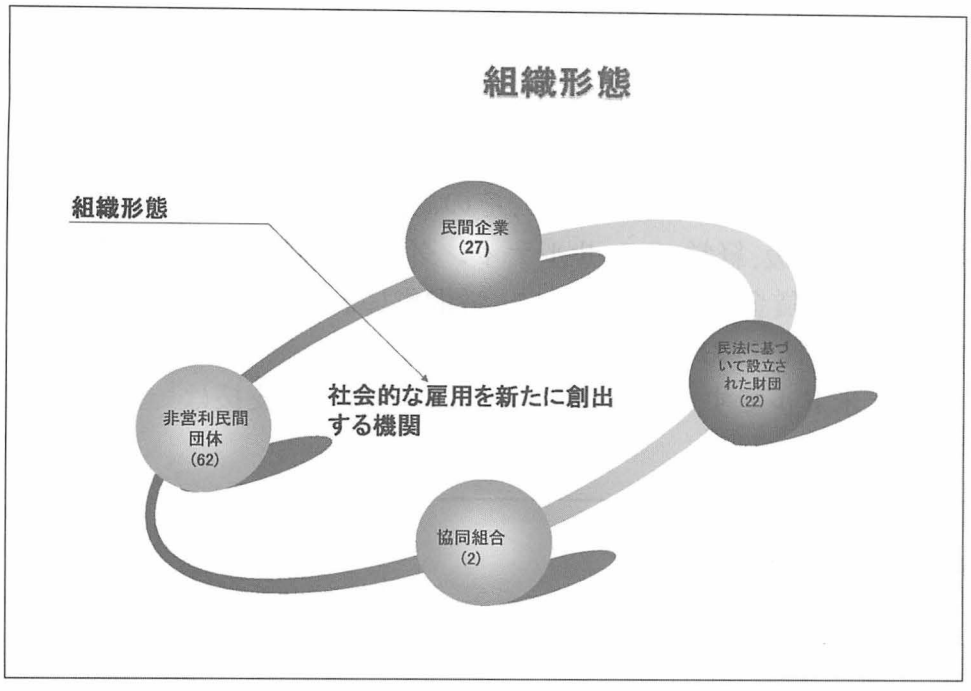

どのような社会サービスが提供されようとしているかが、スライドに示されていますが、例えば環境分野のサービスが最も多くなっています。それから家屋の修繕などの活動、それから三つめが社会福祉関連の活動です。環境問題というのは、韓国では今、大きなソーシャル・エンタープライズ分野の活動になっています。

社会サービスの分野

- **社会サービス**
  - 環境 22.1%
  - その他(家屋修繕 24機関 製造業と合わせて21.2 %)
  - 社会福祉(21機関 18.6%)

教育	保健	社会福祉	環境	文化	保育	芸術・観光	森林保護	老人ホーム建設	その他
13 (11.5%)	4 (3.5%)	21 (18.6)	25 (22.1%)	1 (0.9%)	3 (2.7)	5 (4.4%)	0 (0.0%)	17 (15.0%)	24 (21.2%)

韓国の国会におきまして、ソーシャル・エンタープライズ法が2006年12月に成立し、2007年に発効いたしました。これを受けまして労働省におきましては75から100のソーシャル・エンタープライズを今年2008年に設立させようと考えています。労働省では、113の機関のうちの36の機関に認証を出しました。そのうちの8社は障害をもっている人たちによって運営されています。3分の1以上のソーシャル・エンタープライズが障害者にサービスを提供することを予定しています。加えて19の機関が、さらに新たに認可を受けました。現在55のソーシャル・エンタープライズが登録されています。

政府においては、ソーシャル・エンタープライズを認証し、その認証を受けると様々な便益を受けることができます。税控除とか金融支援、経営、コンサルティングサービスなどの支援を受けることができます。特に、働く人に適切な賃金を支払うために、労働省においては財政的な支援を、これらのソーシャル・エンタープライズに行おうとしています。

従業員一人あたり1か月に850米ドルです。専門職の場合には、この金融支援は一人あたり1か月、1,400ドルに上ります。

ソーシャル・エンタープライズの認証

◇2007年10月19日 ソーシャル・エンタープライズ育成委員会が113機関からの申請のうち、最後の36機関について検討
（当初約70機関の認証を計画）

- ソーシャル・エンタープライズの形態
民間財団: 11
商法に基づいて設立された企業: 11
社会福祉財団: 4
協同組合: 2
非営利団体: 7
その他: 1

- 社会的目的による分類
雇用提供タイプ: 12
社会サービスタイプ: 4
混合モデル: 12
その他: 8

韓国におけるソーシャル･エンタープライズ支援システム

韓国政府におきましては、ビジネス･コンサルティングサービスを登録されたソーシャル･エンタープライズに提供するということにしておりました。そして二つのコンサルティング企業がソーシャル･エンタープライズを立ち上げる際のコンサルテーションをするということで指定されました。専門的なコンサルテーションを、ソーシャル･エンタープライズの活動が市場において持続的に行うことができるようにということで支援をすることになっています。また政府はさらにさまざまな組織に対してソーシャル・エンタープライズの認可を受けるように奨励しています。昨年は認可申請を１回しか受けませんでしたが、今年は四半期に１回ずつ認可の申請を受けることにしております。先ほどもお話ししましたように、さまざまな金融支援も行うことになっております。例えば障害をもった人、不利な人を雇った場合には、賃金あるいはまた社会保険料などの補助金が出ることになっています。また政府は新しいソーシャル･エンタープライズの、特に立ち上げのときに、運営費あるいは設備費などを支援することにしています。この予算として、政府におきましては、2008 年に 1000 万ドルの予算を付けております。

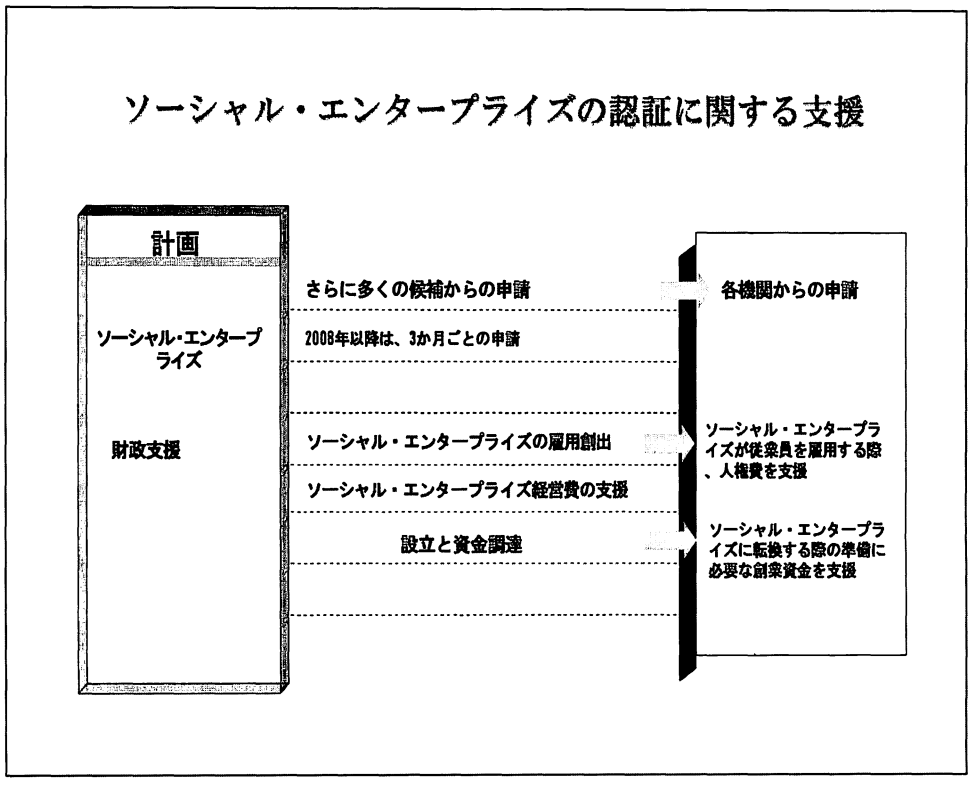

先ほど申し上げましたとおり、政府は、最初の２つに加えて３つが追加されましたので、５つのコンサルティング会社が契約をしております。ソーシャル･エンタープライズというのは、税控除のステータスを与えられています。収益の５％を運営費として使うことができるようになっています。また５年間にわたりましてソーシャル・エンタープライズを登録いたしますと、法人税が 50%減税となります。韓国政府におきましてはソーシャル･アントレプレナー（社会企業家）の育成を進めようとしています。また、サポートネットワークシステムを作る予定です。ソーシャル・エンタープライズの成功のためには、革新的な企業家が必要ですし、社会的なミッションを持って、そして管理能力を持った人が必要です。イギリスでも、さまざまなトレーニングが行われていますが、アメリカでは 60 の大学でリーダシッププログラムなどを実施しています。韓国の学生たちは、ソーシャル･エンタープライズのさまざまな潜在性について注目をしています。社会問題

をビジネスを通じて解決することができる、その可能性を見ているわけであります。私の大学の大学院におきましては、ソーシャル・エンタープライズに関することを教えたいと考えております。これによりまして、ソーシャル・エンタープライズによって提供される製品やサービスの質が高まることが期待されています。これは大変歓迎されていることでありまして、韓国のソーシャル・エンタープライズあるいはソーシャル・ファームにとっては、国際的なネットワークに参加をする上で非常に役に立つというふうに考えられています。

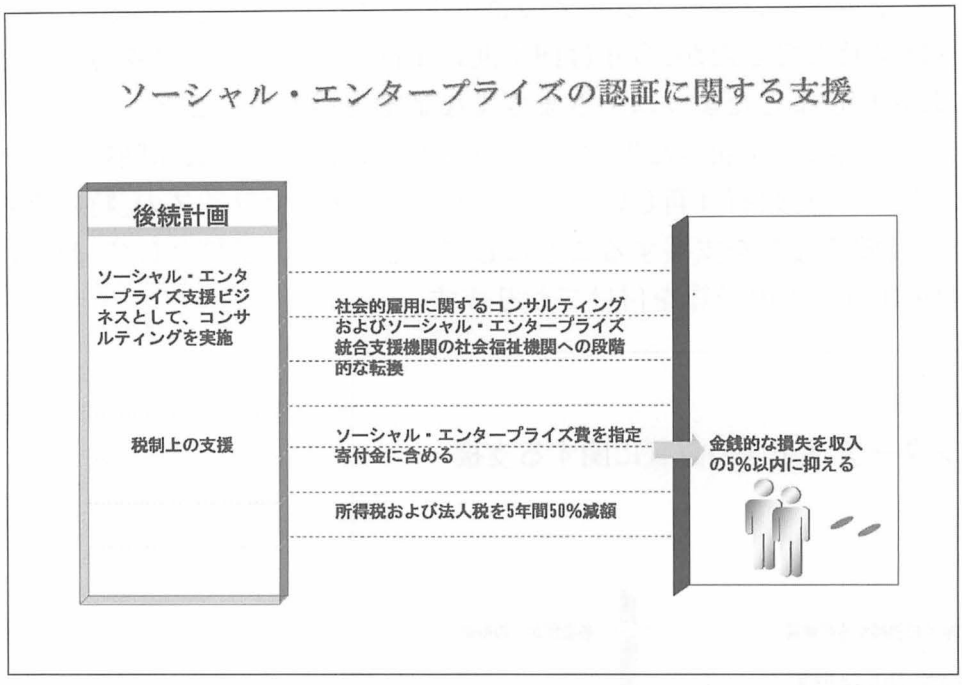

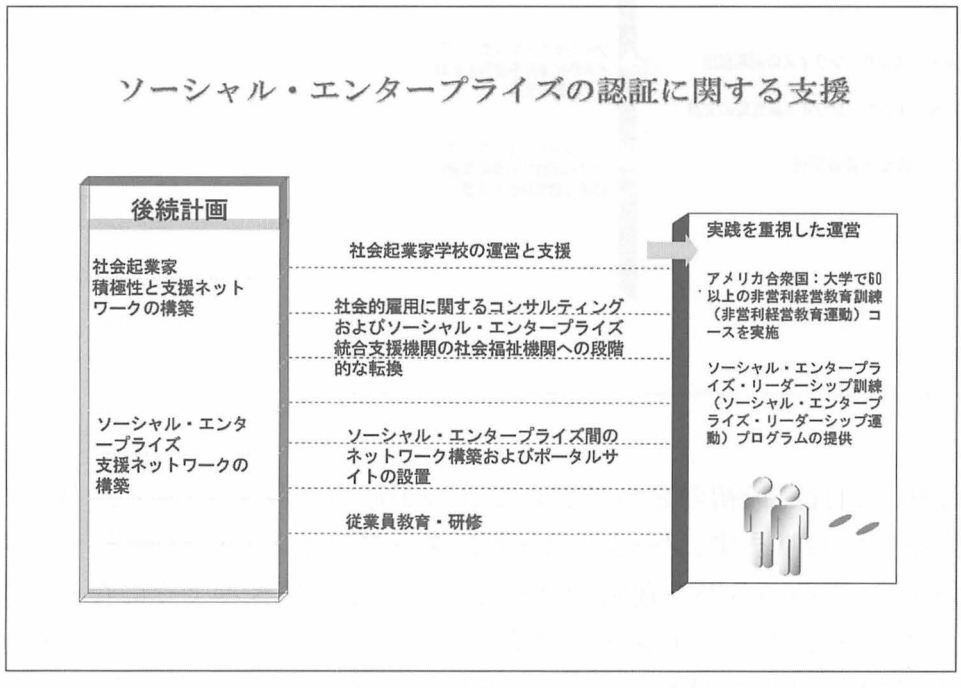

最後になりますけれども、ソーシャル・エンタープライズが市場において持続可能なものになるためには、政府の支援よりも、収益を上げるということが重要であります。先ほど申し上げました通り、政府の支援というのは３年間に限られているわけです。したがって持続可能な、あるいは安定的なマーケットというものが必要になります。そのためには、保護された市場というもの

が提供されることになっています。政府においては、省庁がソーシャル・エンタープライズに対して、まず発注をするというようなことを考えます。一般の市民もソーシャル・エンタープライズについて、よく認識する必要があると思います。そのためにソーシャル・エンタープライズ展示会とか、国際的なセミナー、このようなセミナーですね、も計画されています。

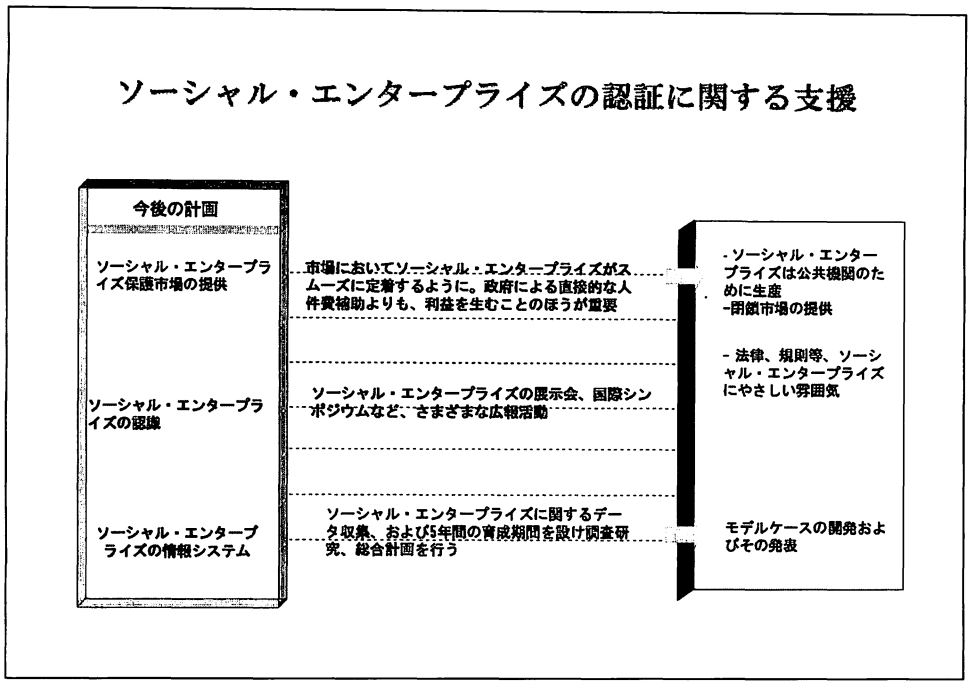

韓国では新しい大統領が決まりました。次期大統領は、皆さまご存じかと思いますが、ビジネスマンであります。ビジネス指向の方です。したがって新しい政府ができますと、今後とも、雇用と直結した福祉というものを考えていくと思います。伝統的な福祉ではなく雇用を重視した、ビジネスを重視した福祉ということを考えていくでしょう。私はこのソーシャル・エンタープライズに対する、特にソーシャル・ファームに、つまり、障害をもった人たちを雇用するソーシャル・ファームに対する政府の支援が続くことを期待しています。ソーシャル・ファームが、イギリス、ドイツ、日本で成功していらっしゃると思いますけれども、そのような成功が韓国においても間もなく見られることを期待しております。

ご清聴ありがとうございました。

質疑応答

会場：お話ありがとうございました。チョン・ムソン教授へ質問をいたします。先ほど、ソーシャル・エンタープライズの成功例として、SKテレコムの事例を発表されたのですけれども、SKテレコムと失業克服団体の共同でやっている社会的企業の事例をお話しされたのですが、ランチの事業をなさっているということだったのですけれども、サービスを提供している相手というのが家庭の恵まれない青少年ですとか、高齢者を相手にしているということでしたので、収益という面では、実際は、その消費者に販売をして収益を上げるというよりも、どこかからの支援金、おそらく政府じゃないかと思うのですが、から収益を上げていると思うんですね。そうすると実際、一般の市場で競争して事業を成功させていると言うよりも、政府の支援という部分が大きいのではないかというような気がしたんですけれども、そのあたりをどのようにお考えになられるのか伺いたいです。

チョン:とてもよいご質問だと思います。SKテレコムというのは、確かに赤字をとても心配しております。というのは、この財政的支援というのが5年でなくなってしまいますので。彼らは子どもたちを助けようと考えたわけです。十分昼食を取れないような子どもたちがいます。日中、親が家庭にいないというような子どもたちがいる。それからまた独り暮らしの老人もいました。ですから、こういう人たちに対して質の良い昼食を提供しようと最初考えたわけです。しかしながらそれには大変な資金が必要でした。ですから最近では、企業はある程度、そのプログラムの支援を限定するようになりました。そしてその一方で企業は、ランチ提供センターに対して、一般の人たち向けのランチ、お弁当を作って売るようにというような要請を行いました。これはとても人気を博しました。非常に質の良い食品が使われていて、低料金で提供されるからです。ですからそれは収益を上げられると思います。ただまた、予想もしないような問題が持ち上がりました。それは地域の小さなレストランの経営者が、問題視するようになったのです。つまりかつてはこの小さなレストランを利用してくれた人たちが、今はこのお弁当を買うようになったと。このランチ提供センターのおかげで商売がうまくいかなくなったという不満が起こったわけです。ですからこのケースにはジレンマが伴いました。ここまでは成功したんですけれども、しかしながら、これを維持していくためには、こういう大きな問題を克服しなければなりません。つまり、このようなプログラムを支援するために、どういうふうに財政的支援を確保していけばいいのかという問題があります。

パービス:ありがとうございます。大変興味深く聞かせていただきました。韓国についてですけれども、草の根運動のロビー活動は行われているのでしょうか？　政府に対してソーシャル・エンタープライズ法を作るということを働きかけた活動はあったのでしょうか。それとも政府の高官がこれを考えたのでしょうか。と言いますのも、イギリスにおいてはソーシャル・エンタープライズの開発というのは、地域社会から草の根運動で始まったからなんです。韓国の場合はどうだったのでしょうか。

チョン:私も、日本の方々が、ソーシャル・ファーム法、例えば、韓国のソーシャル・エンタープライズ法を知っていらっしゃるということが分かって驚きました。この10年ぐらい韓国のNGOは、非常に積極的に自らを組織してまいりました。ソーシャル・エンタープライズ法というのは、このようなNGOの指導者の中から生まれてきたものです。NGOでは、まず野党に働きかけました。なぜかというと、野党のほうが、ビジネス志向であったからです。今回は与党になることになりましたけれども、議員たちは報告を読んで、従来の伝統的な福祉制度よりもソーシャル・エンタープライズのほうがいい、コストもかからないし、仕事と福祉を合体させることはとてもいいアイディアだというふうに考えるようになりました。そこで、まず野党が最初に法案を提出いたしました。この法案の成立には、何ら問題はありませんで、国会を通過いたしました。

２部　パネルディスカッション

コーディネーター：山内　繁　　早稲田大学人間科学部特任教授
パネリスト：　ミヤッカラヤ　長崎短期大学講師／ミャンマーメティラ市出身
寺島　彰　　浦和大学総合福祉学部学部長・教授
炭谷　茂　　日英高齢者・障害者ケア開発協力機構副委員長
（財）休暇村協会理事長 / 前環境事務次官
鄭　茂晟　　崇実（スンシル）大学・社会福祉大学院　院長
ペーター・シュタードラー　ドイツ FAF gGmbH 協会 所長
フィリーダ・パービス　　リンクス・ジャパン代表

山内：パネルディスカッションは最初に補足する形で、ミヤッカラヤさんと寺島先生、お二人から短いプレゼンテーションをいただいて、その後パネルディスカッションに入りたいと思います。

最初にミヤッカラヤさんをご紹介します。1991 年に日本に来られて、現在は長崎短期大学の講師をなさりながら、長崎国際大学大学院で地域マネジメント専攻の博士課程で学んでおられます。実はそこでの指導教官が炭谷先生というわけでございます。

そういうわけで、今日は特にお願いして、ミャンマーでどういう状況だろうかということをお話、ご紹介をお願いいたしました。では、ミヤッカラヤさん、お願いします。

話題提供 1：「ミャンマーにおける障害者の現状とソーシャル・ファームの可能性について」

ミヤッカラヤ　長崎短期大学　講師
長崎国際大学大学院　人間社会学研究科　地域マネジメント専攻　博士後期課程

ミヤッカラヤ：こんにちは。ただいまご紹介いただきましたミヤッカラヤと申します。

本日はミャンマーにおける障害者の現状と、ソーシャル・ファームの可能性についてお話をしたいと思います。

はじめに

ミャンマーの概要を簡単に説明しますと、ミャンマーは人口 5,300 万人で、面積は日本より 1.8 倍大きいです。国民の約 90% は上座部仏教を信仰しておりまして、その他にキリスト教、イスラム教などを信仰しております。

ここで上座部仏教のことを簡単に説明いたしますと、テーラワーダ仏教、南伝仏教、小乗仏教とも呼ばれております。仏陀の教えを忠実に守る伝統的な正統派で、個人の救済を目指すことが大きな特徴となっております。そのような仏教の世界観では、ミャンマーのほとんどの仏教徒は輪廻転生の思想が浸透しておりまして、現世障害を持つ人々は、前世において悪行をしたから、と考えているのですね。

そういうことがありまして、障害を持つほとんどの仏教徒は、来世より良いところに生まれ変わるために、今を大事に生きようとしております。

ミャンマーは7管区、7州から構成されておりまして、ビルマ族、シャン族などをはじめ135族の民族が居住しております。

1886年にイギリスの植民地になり、第二次世界大戦期には日本軍の侵攻を経て、1948年には独立しましたが、しかし独立後には国内政治が反乱しているため、政府の財政事情は非常に厳しく、教育、福祉などといった市民の生活に不可欠なサービスは十分に行われていないのが現状です。

ミャンマーにおける障害者の現状

ミャンマーの障害者は、障害者自身が背負った一時的障害のほかに、社会的に作られた二次的障害も抱えております。その原因に、ポリオ、地雷による損傷、事故、先天性脳性マヒが挙げられます。

ミャンマーには障害の特定の定義はありませんが、上級医療職員によりますと、障害者には身体障害者と知的障害者がある、と簡単に説明されております。その職員によりますと、ミャンマー人口の約3%から5%を占める障害者がいると推定されていますが、その内訳は、視覚障害者が約25%、聴覚障害者が約20%、四肢障害者が約20%から25%で、知的障害者も20%から25%で、残りはその他となっております。

それらに関して、政府が障害者支援のための施設、医療の支援、教育を中心に援助を行ってはいますが、しかし障害者がその後の人生を生きていくためには技術、雇用、事業の運営などの面での支援は十分とはいえないのが現状です。

国家による障害者支援

それでは、国家がどのように支援をしているかを簡単に説明しますと、国内で特殊な教育を受けられる学校は、社会福祉省の管轄下に置かれております。ここでは、その数、障害者の施設や職業訓練校の数が記載されていますが、数的には決して多いとはいえませんが、このカッコのなかにNGOやNPOの支援校がありますが、そういうNGOやNPOにも積極的に政府が支援しております。

本日は、私が去年の12月に約10日間ミャンマーに行って調査をしまして、その調査をした施設校の現状を紹介したいと思います。

一つ目は、ヤンゴン市にある精神障害者のための職業訓練校ですが、1954年に戦争負傷兵のために職業訓練の学校として設立され、4年後には一般の障害者を受け入れ始めました。そして1965年には社会福祉省の管轄下に置かれています。

そのような歴史的な背景がありまして、その校に入校してきた生徒の約8割が国防省の紹介で入校してきた負傷兵だそうです。

コースは6コースが用意されていまして、1番の電化製品の修理のコースは1年間コースで、その他は3か月間コースになっています。校長は元負傷兵で、大尉だそうで、今32歳なのですが、4年前に負傷した負傷兵です。スタッフが32名おりまして、その半分以上、大半が四肢障害者です。卒業生の就職先は自主開業するケースと、政府関係の機関に就職するケースがあるのですが、就職率は100%と言えないのが現状です。

次に、盲学校について簡単に説明します。盲学校は、国立盲学校2校に加えて、全国で地方にNGOやNPOの盲学校、全部で7校あります。そのNGOやNPOの5校のうちに、マンダレイ

管区に、ミャンマーの真ん中にあるマンダレイ管区にあるピンウールイン市の学校は僧侶によって設立され、僧侶自身も障害者です。

本日は私がヤンゴン市で調査した盲学校を紹介したいと思います。

その学校は、どこの盲学校もそうですが、初等・中等教育と、職業教育という２つのコースが用意されておりまして、前者は他の学校と同じように小中学校の教育内容が教えられております。卒業した学生は、近くにある学校で健常児とともに授業を行うようになっております。後者の場合は、４つのコースが用意されております。

これが盲学校の授業風景ですが、これは中学校の授業風景で、ここの教師は四肢障害者です。他にも日本の指圧のマッサージの技術をとりいれている教室もあります。

生徒の数が約 108 名いて、校内には生徒のための校舎があり、教職員の住宅もあります。

運営費としては、食費と生活費に相当する金額はミャンマー政府によって援助がされておりますが、それでは十分ではないので、盲学校の空き地を利用して、自動車修理工場や、観葉植物栽培をしている業者に貸しております。

また、レース編みや棒編みの教室もありまして、自分たちが作成した商品を販売する、というのもあります。

そういうことで、盲学校といいながら、雑然とした小さなコミュニティを形成しているともいえます。

マッサージの部屋も準備されておりまして、治療費は１時間 3,000 チャット、日本円で約 300 円くらいなのですが、それは一般のマッサージ師より安いこと、そして彼らに依頼すれば盲学校への献金にもつながり、社会貢献もできるということから、利用者が増加しているそうです。最近はマッサージ師としてだけではなく、演奏家として、そしてプログラマーとして活躍している方が増えているそうです。

他にも、国立リハビリテーション病院もありますが、それは保健省の管轄下に置かれておりまして、整形外科および医療リハビリテーションを主体としています。これは一般人を対象としておりまして、回復期にある患者を対象に、義肢装具の提供やトレーニングも行われております。

これまでは国家による支援の施設を紹介しましたが、次は NGO や NPO による支援を簡単に説明したいと思います。

NGO·NPO による障害者支援

ミャンマー国内には約 30 団体の NPO や NGO がありますが、ただしそれは障害者の職業訓練とか障害者を支援する団体が非常に少ないですね。その中で、皆さんもご存知とは思いますが、AAR という日本の難民救済の会がすごく成功しているのですが、その AAR さんのお話をしたいと思います。

2000 年に四肢障害者のためにできた職業訓練校で、ミャンマー政府によって土地を無料で提供されております。その他は日本政府からの援助を受けているのですが、ここの日本人スタッフが１人と、ローカルスタッフが約 30 名くらいいます。３か月間のコースで美容・理容コースと、洋裁コースが用意されています。なぜそのコースを用意しているかというと、そのコースは障害者が対応しやすいということ、そして元手をあまりかけなくても事業ができるということで、用意されているそうです。また、卒業生の技術向上と収入を得るためにも応用コースが準備されており、校内にモデルショップがあります。そのモデルショップで顧客のニーズに応じたものを作ることによって、さらなる技術の向上を目指しております。

考察

従来は、障害者は家の中で家族の世話になりながら生活するのが当然である、と一般的に考えられているのですが、そのために教育に対する関心は非常に低いのです。ただ、現政権はそういう面では非常に教育に力を入れておりまして、その政策の一つとして「全ての人に教育を」というスローガンのもとで、積極的に障害者の教育を推進しているという動きも見られます。また、障害の予防策としては、ポリオとその他の病気に対する予防接種が積極的に行われておりまして、実績をあげています。

ただ、障害者の分野においていろいろな動きがあるのですが、その動きの状況をまとめますと、まず一つ目は、障害に関する情報が非常に不足していること。定期的に行う指導者養成研修会の数が少ないこと。職業訓練の機会や施設の数、指導者や専門家が限られていること、障害者の社会福祉プログラムの雇用機会が少ないこと。CBRの取り組みが非常に小規模で少ないこと。そして、視覚障害者に対してはサービスがとても進んでいるのですが、その他の障害者に対してはサービスが進歩していないことがみられます。

障害者というのも、ミャンマーでは「障害があるからできない人」という意味があるのですが、その彼らを「障害があるが仕事ができますよ」と周辺に納得させるためには、まず自立して収入を得るようになることが重要であるのは言うまでもありませんし、そうすることによって自信にもつながってくるのですが、しかし障害を持つほとんどの者は低所得者なので、開業するのには資金が不足しているのが最大の問題です。

また、指導者や専門家の充実や周辺の理解も十分ではないというのも一つの問題です。

福祉環境を充実するためには、今の政権もできるだけ力を入れていますが、政府だけではなく国民一人一人の力、周辺国の指導や援助、理解や協力が必要です。

終わりになりますが、障害者の雇用を増加させるニーズは高くて、関係省庁の調整と協力を通じて対応が必要とされてきました。職業訓練と雇用に関しては、いくつかこれまでも試みがなされてきましたが、いずれも小規模で、数的にも少ないのですね。

それでは、ミャンマーにおいてソーシャル・ファームの可能性を考えるときは、いくつかの問題をまずクリアしなければなりませんが、その一つ目は、ソーシャル・ファームの目的や目標、必要性、障害者の雇用形態などを関係者にしっかりと理解させなければなりません。二つ目は、政府や関係諸団体の協力、理解が不可欠です。私のインタビュー調査にもよく見られるのですが、ミャンマーにおいてソーシャル・ファームが成功するかどうかは、政府の対応にかかっていると見なす人が一番多かったのですね。3番目は、先ほどの炭谷先生のお話にもありましたように、活動資金の調達も必要とされます。そして人材確保が必要なのですが、先ほども申しましたように、ミャンマーは約90%は仏教徒と申しましたが、その仏教の世界観である功徳の傾向性を、寺院やパゴダを購入するだけではなくて、福祉に対しても向かわせる活動が必要ではないかと思われます。

簡単ではございますが、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

ミャンマーにおける障害者の現状
と
ソーシャル・ファームの可能性について

長崎国際大学大学院　人間社会学研究科
地域マネジメント専攻
ミヤッカラヤ

2008.1.20

内容

1.はじめに

2.ミャンマーにおける障害者の現状
　(1)国家による障害者支援
　(2)NGO・NPOによる障害者支援

3.考察

4.おわりに

1.はじめに

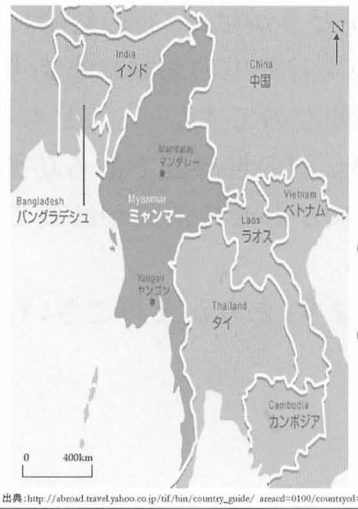

出典:http://abroad.travel.yahoo.co.jp/tif/bin/country_guide/ areacd=0100/countrycd=MM/

ミャンマーの概要

- ●人口:約5,300万人(2004年度推定)
- ●政体:軍政(暫定政府、1988年9月以降)
- ●面積:約68万km²(日本の約1.8倍)
- ●宗教:上座部仏教(89.4%)、キリスト教(4.9%)、イスラム教(3.9%)、ヒンドゥー教(0.5%)その他

上座部仏教

テーラワーダ仏教(Theravada Buddhism)、南方仏教、小乗仏教

特徴

仏陀の教えを忠実に守る伝統的な正統派で個人の救済を目指すこと

ミャンマーにおける仏教の世界観とは、

輪廻転生の思想

現世で障害を持つ人びとは前世において悪行をしたからであると考えられている

障害を持つほとんどの仏教徒は今を大事に生きようとしている

7管区(Division)と7州(State)

●民族：135族

ビルマ族(約70%)、シャン族(約9%)、
カレン族 (約7%)、ヤカイン族(約4%)、
中国系(約3%)、インド系 (約2%)、
モン族(約2%)、その他(約3%)

●歴史

・1886年	イギリス植民地
・第二次世界大戦期	日本軍の侵攻
・1948年	独立

出典:「http://www.myanmars.net/」

2.ミャンマーにおける障害者の現状

(1)自身が背負った**一次的障害**

(2)社会的につくられた**二次的障害**

原因:

小児まひ(ポリオ)、地雷による損傷、事故、先天性脳性麻痺

障害者の医療施設の上級医療職員によると

障害者

■身体障害者

視覚障害者、聴覚障害者、四肢障害者

■知的障害者

精神発達遅滞者

2.ミャンマーにおける障害の現状

障害者の医療施設の上級医療職員によると

ミャンマー人口の約3%～5%を占める障害者がいる

- ■視覚障害者　：約25%
- ■聴覚障害者　：約20%
- ■四肢障害者　：20%～25%
- ■その他

障害者支援のための施設や医療支援、教育を中心に援助を行っている

しかし、

障害者がその後の人生を生きていくために必要なこと

技術、雇用、事業の運営や技術的ノウハウの面での支援、…

が十分とはいえない

(1)国家による障害者支援

社会福祉省(The Ministry of Social Welfare Relief and Resettlement)管轄下

No.	種類	校数	所在地
1	成人障害者のための職業訓練校 (Vocational Training School For Adult Disability)	1校 対象18－45歳	ヤンゴン管区 (Yangon Division)
2	身体・精神発達遅滞児のための学校 (School for Disabled Children)	1校〔約10校〕 対象6－18歳	ヤンゴン管区 (Yangon Division)
3	盲学校 (School for the Blind)	2校〔5校〕 対象6－18歳	ヤンゴン管区、ザガイン管区 (Sagaing Division)
4	聾学校 (School for the Deaf)	1校〔1校〕 対象6－18歳	マンダレー管区 (Mandalay Division)

※〔 〕は全国にあるNGO・NPO・個人による障害者支援校や施設数

①成人障害者のための職業訓練校 (Vocational Training School For Adult Disability)

- ■1954年　戦争負傷兵のための職業訓練校
- ■1958年　一般の障害者をも受け入れはじめた
- ■1965年　社会福祉省が管轄

⇒ 約8割の生徒が、防衛省の紹介で入校する負傷兵

コース

(1)ラジオ、テレビなどの家電製品の修理 (Radio、Electronic)　1年コース

(2)裁縫(Tailoring)
(3)シルク地印刷(Silk Screen Printing)
(4)写真(Photography)
(5)理容(Hair Dressing)
(6)コンピュータ(Computer)

3ヵ月コース

・校長　　：元大尉(32歳)、負傷兵
・スタッフの数　：32名　(大半は四肢体障害者)

成人障害者のための職業訓練校

家電製品の修理コースに参加している
障害者(内5名は負傷兵)

就職先:自主開業するケースと政府系の機関に就職するケースがある

②盲学校　(School　for the Blind)

●国立盲学校　：　2校
　ヤンゴン管区、ザガイン管区

●NGO・NPO　：　5校
　ピィンウールイン市(マンダレー管区)
　　僧侶によって設立された学校で、僧正自身も障害者である

ヤンゴン管区にある盲学校

●コース
　■初等・中等教育　(6歳から14歳)
　　＊小・中学校の教育内容が教えられている
　　＊中・高学校を卒業した生徒に対して、近隣の学校で健常児と
　　　ともに授業をうける機会が用意されている

　■職業教育　(15歳から18歳)
　　(1)竹細工(Cane　&　Bamboo　Work)
　　(2)マッサージ(Massage)
　　(3)毛織物(Tailoring/Knitting)
　　(4)コンピュータ(Computer)

盲学校の教室と寮

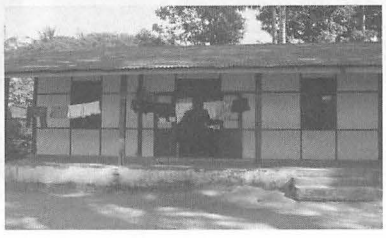

ヤンゴン管区にある盲学校

・生徒数:108名　・スタッフの数:43名(障害者:8名)

・校内に生徒のための寄宿舎である寮も併設されている。
・教職員の住宅もある。

運営費

・学費と生活費に相当する金額は国によって支出されている
・盲学校の空き地を自動車修理工場や観葉植物を栽培している業者に貸している

盲学校といいながら、雑然とした小さなコミュニティ

マッサージ師として

マッサージの部屋の準備
治療費は1時間 3,000 チャット
・一般のマッサージ師より安いこと
・彼らに依頼すれば盲学校への献金につながり、社会貢献ができるということ ⇨ **利用者が増加**

演奏家として

③国立リハビリテーション病院　(National Rehabilitation Hospital)

・ベット数　：　65

・スタッフ　：　79名
(2006年12月現在)

特徴

・保健省(The　Ministry　Health)所管の下

・整形外科および医療リハビリテーションを主体としている

・一般人を対象としている

(戦傷者に対しては、軍の病院で医療サービスやリハビリテーションを行っている)

・回復期にある患者の療養所では、義肢そう具の提供やトレーニングが行われている

(2) NGO・NPOによる支援

・NGO・NPO　　約30団体

例：国連開発計画(UNDP)、国際赤十字協会(ICRC)、国際協力事業団(JICA)、ワールドビジョン・インターナショナル、日本の「難民を助ける会」(AAR)、…

難民を助ける会(AAR: Association for Aid and Relief)

2000年　四肢障害者のための職業訓練校を開校

●ミャンマー政府　　à　ヤンゴン郊外の土地を無料で提供

●日本国

・国際ボランティア貯金　à　教室と女子寮を建設

・外務省　　à　草の根無償資金により校舎の拡充や男子寮の建設

難民救済の会(AAR: Association for Aid and Relief)

・スタッフの数　：　日本人1名、ローカルスタッフ(職業訓練の講師とアシスタント、事務員等)が30名、ボランティア数名

・コース期間　：　3ヵ月半

・コース内容　：　(1)美容・理容コース(15名)、(2)洋裁コース(15名)

理由　：　・障害者が対応しやすいこと
・元手があまりかからず自営できる職業であること

卒業生の技術向上と収入を得るための応用コース

美容・理容室

モデルショップ

3. 考察

従来

障害者は、家のなかで家族の世話になりながら生活するのが当然であると一般的に考えられているため、教育に対する関心は低い

現在

現政権の施策

・「Education for all(すべての人に教育を)」
積極的に障害者の教育を推進していこうという動きがみられる

・障害の予防策として、ポリオやその他の病気に対する予防接種が積極的に行われており、実績を上げている。

障害者の分野における諸問題

1.障害に関する情報が不足している。

2.定期的に行う指導者養成研修会の数が少ない。

3.職業訓練の機会や施設の数、指導者や専門家が限られている。

4.障害者の社会復帰プログラムや雇用機会が少ない。

5.地域に根ざしたリハビリテーション(CBR)の取り組みが小規模であり、十分に普及しているとはいえない。

6.視覚障害者へのサービスに比べ、他の障害を持つ人々へのサービス等は進歩していない。

障害者(ビルマ語)の意味　：「障害があるから出来ない人」

障害者を「障害があるが、仕事ができる」と周辺に納得させるために、

自立して現金収入を得るようになること　⇨**自信につながる**

しかし、

▲障害を持つほとんどの者は低所得者であるため、開業するための資金が不足している。

▲指導者や専門家の充実や周囲の理解も不十分である。

福祉関係を充実させるためには、

政府だけでなく、国民一人一人の力、周辺国の指導や援助、理解や協力が必要

4. おわりに

ミャンマーにおいて、ソーシャル・ファームの可能性の考察

障害者の雇用を増加させるニーズは高く、関係省庁の調整と協力を通じた対応が必要とされている

職業訓練と雇用に関して、試みがなされてきたが、いずれも小規模で数も少ない

クリアする必要がある問題

①ソーシャル・ファームの目的や目標、必要性、障害者の雇用形態等を関係者にしっかりと理解させなければならない

②政府や関係諸団体の理解・協力が不可欠

インタービュ調査によれば、ソーシャル・ファームの成功如何は政府の対応にかかっていると見なす人が多かった

4. おわりに

ミャンマーにおいて、ソーシャル・ファームの可能性の考察

クリアする必要がある問題

③活動資金の調達

そのためには政府の補助、NGOやNPOの自己資金だけでなく、一般市民の協力も必要

④人材の確保

経験者や指導者、専門家の充実が必要

⑤仏教の世界観である功徳への傾向性を、寺院やパゴダを建立することだけでなく、福祉に対しても向かわせる活動が必要

話題提供 2:「わが国におけるソーシャル･ファーム発展の可能性」

寺島　彰　浦和大学総合福祉学部　学部長･教授

要旨

1.海外のソーシャルファームの特徴

[共通点]

a. 障害者や労働市場において不利があるその他の人々を雇用するためにつくられていること
- ･障害者雇用が目的であることを定めた規則や文書化された指針を有する。
- ･従業員の一定割合(20% − 45%)が障害等労働市場において不利がある人々である。

b. 企業としての活動を行っていること
- ･独立性やビジネス計画がある等通常の商取引に関する手続きに従っている。
- ･すべての従業員が雇用契約を結んでおり、最低賃金以上の賃金を得ている
- ･従業員と企業が成長するように従業員を関与させるように運営管理している。
- ･安全･衛生に関する手続きと指針をもつ　等

c. 全ての従業員が、同じ雇用の権利と義務をもつこと

全ての従業員が、雇用契約の形(常勤、パートタイム、臨時)において平等であること、仕事の機会が等しくなければならないこと、仕事に応じた市場賃金または給料を支払われること等。

[相違点]

a. 障害種別

ギリシャでは、少なくとも 35% 以上が精神障害者であることを求めている。

b. 独立採算

Social Firm UK の定義では、総売上げの 50% 以上が商品やサービスの販売によることとしている。

c. 委員会による意思決定

Social Firm UK では、意思決定と管理は、企業の従業員や労働者自らの委員会により行われることを求めている。

d. ボランティアの活用

Social Firm UK では、ボランティアに対して良いボランティア実践を行うための合意を求めている。また、訓練生、就職希望者、ボランティアなどの役割と責任についても言及している。

2.ソーシャル･ファームとわが国の障害者雇用組織と理念の比較

a. 障害のある人々や労働市場において不利があるその他の人々を雇用するためにつくられていること

特例子会社、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型においても目的の１つとしている。

b. 企業としての活動を行っていること

特例子会社は、企業としての活動をしている。

c. 全ての従業員が同じ雇用の権利と義務をもつこと

特例子会社は、原則的には、本理念を満たしている。

3.わが国におけるソーシャル･ファームの可能性

a. 精神障害者を対象としたソーシャル･ファーム

海外においては、歴史的に精神障害者雇用との関連が深い。職務遂行能力、特別な補助機器を必要としていない点で有利。

b. 協同組合として運営するソーシャル･ファーム

海外においては、社会共同組合として運営されている国が多い。企業的手法を用いつつも利潤を企業主や株主に還元するのではない組織としては協同組合が近い。

c. 社会福祉施設からの移行するソーシャル･ファーム

英国では、社会的企業のひとつとしてソーシャル･ファームを位置づけ、従来から障害者雇用サービスを提供していた慈善団体が、市場を志向し変化しつつある。ソーシャル・ファームには、政府や地方自治体からの助成金や補助金が支払われる。ソーシャル・ファームと位置づけ、従来の社会福祉施設が市場で競争するよう導く。

d. 特例子会社から移行･拡大するソーシャル･ファーム

特例子会社は、理念は違うものの、企業としての形態をみれば類似している。障害のある従業員の割合を下げ、特例子会社としてのノウハウを生かし、親会社から独立した企業となることで、障害者雇用を目的とした、市場での競争力があるソーシャル・ファームの創出の可能性がある。

寺島: レジュメがありますのでそれに沿ってお話を進めさせていただきます。

海外のソーシャル・ファームには、いろいろな定義がありまして、資料の中にも「ソーシャル・ファームの歴史」に書かれていますが、いろいろな国でいろいろな取り組みが行われているというのが現状です。

海外のソーシャル・ファームの特徴

共通点

そういった各国の定義を調べましたのが「1.海外のソーシャル・ファームの特徴」というところです。

全体的に共通している定義としては、ここにありますように、3つあります。一つは「障害者や労働市場において不利があるその他の人々を雇用するためにつくられている」ということです。これは、定義として共通しておりまして、今日もこういったお話をスピーカーからしていただいていると思います。その中身としては、「障害者等の雇用が目的であることを定めた規則や文書化された指針を持っている」ということ。それから、「従業員の一定割合が障害者と労働市場において不利がある人々であるということ」。一定割合、これは最低の数値を表しております。20%から45%の幅があります。今日、お話しいただいたドイツでは、上限50%となっていましたが、下限が20%だったと思います。最低そのくらいの方は障害者でなければいけない、ということになっております。

そのために、結果としてですけれども、ニッチ産業での雇用創出を図るというようなことが必要になっていることになります。

2番目に、「企業としての活動を行っている」ということ。これが、ソーシャル・ファームやソーシャル・エンタープライズの重要な要素であります。独立性でありますとか、ビジネス計画があるなどの、通常の商取引に関する手続きに従っているということです。

その内容としては、「全ての従業員が雇用契約を結んでおり、最低賃金以上の賃金を得ているということ」が必要です。

また、「従業員と企業が成長するように、従業員を関与させるように運営管理している。」ということも必要です。文章にしてしまうとあたりまえですけれども、会社一丸となって企業の利潤のために努力しているということです。

それから、「安全衛生に関する手続きと指針を持っていること」などの、企業としての活動を行っていることが必要です。

3番目は、全ての従業員が同じ雇用の権利と義務を持っていること」です。障害があるから、ないからということでそこに差があるのはいけない、このような、定義上の共通点があります。

相違点

また、違っているところもあります。主に違っているのはソーシャル・ファームUKなのですが、UKは、私の調べたところでは若干特殊性のある団体であると思います。というのは、英国にはすごくたくさんの福祉制度があるために、ソーシャル・ファームを導入しようとしたときに、いろいろと経過的な措置が必要なのだと考えています。

違いの1番目は、障害種別を区切っている、あるいは、分けているところがあるということです。歴史的にみれば、ソーシャル・ファームは精神障害の方を中心に発展してきました。そういった影響も受けていまして、ギリシャでは少なくとも35%以上が精神障害者であるということを

求められています。

違いの2番目は、独立採算制についてです。そもそも、ソーシャル・ファームは市場で競争力があるはずですので独立採算ができていないといけないと考えられますが、UKだけはそうはいっていなくて、基本的には総売上の50%以上が商品やサービスの販売によること、という定義を含めています。ただ他の国では基本的には独立で市場経済の中でやっていける、ということを求めています。

3番目は、委員会による意思決定です。これもソーシャル・ファームUKで特徴的なもので、意思決定と管理が委員会によって行われるということを求めています。

4番目は、ボランティアの活用です。これも同様にUKの特徴で、ボランティアを活用するということまでその中に記載しておりますので、企業としての性格としては少し変わったものになっております。

ソーシャル･ファームとわが国の障害者雇用組織と理念の比較

次に、ソーシャル･ファームとわが国の障害者雇用組織と理念の比較をしてみました。わが国にソーシャル･ファームを導入したときに、どんな形で導入できるだろうかという前提として、こういった理念を前提としている組織があるのだろうかということから、大きく3つについて検討しています。

第1番が、障害のある人々や労働市場において不利のあるその他の人々を雇用するために作られていることです。わが国においても、いろいろな組織が、そのようになっていると思われます。特例子会社でありますとか、以前の福祉工場でありますとか、授産施設でありますとか、そういったものは目的の1つとして障害者雇用を含んでおりますので、このような組織は、この理念を満たしています。

2番目には、企業としての活動を行っているという点です。これにつきましては、特例子会社が唯一、企業としての活動を行っております。

3番目に、全ての従業員が同じ雇用の権利と義務を持つことについてです。これもやはり、特例子会社が原則的にはこの理念を満たしているはずだと思われます。

わが国のソーシャル･ファームの可能性

最後にわが国のソーシャル・ファームはではどういう形があり得るのだろうかということを、4つ考えてみました。

1番目は、精神障害者の方を対象としたソーシャル・ファームです。これは、NPOなどを想定していますが、ソーシャル･ファームは、もともと精神障害者の方に対する組織として始まりましたので、精神障害者の方に対するソーシャル・ファームというのがいろいろな面で有利なのだろうと思います。午前中の話にもありましたが、たとえば、特殊な補装具を必要とする肢体不自由の方などでみますと、労働市場の中では不利な面がかなりありますので、そういった方に対しては、やはり公的な支援も必要かと思われますが、そういったことが必要でない精神障害の方は、有利です。可能性としては、まず精神障害者の方から始めるというのもいいのではないかと思います。現在、いろいろな場所で精神障害関係のNPOの方で、かなり成功を納めておられる方もおられますので、そういったところはすでに実施されているのだと思います。

2番目に、協同組合として運営するソーシャル・ファーム。すでに、障害者雇用を進めておられる生協などもありますし、そもそも、海外において、社会共同体として運営されている国が多いこ

とを考えますと、企業的手法を持ちつつ利潤を企業主あるいは株主に還元するのではない組織として、協同組合が近いということができます。その意味で、この可能性が高いのではないかと思います。

３番目には、社会福祉施設から移行するソーシャル・ファームが考えられます。これは英国タイプのものだと思いますが、英国の福祉団体が一部をソーシャル・ファームに移行することを行っています。慈善団体がソーシャル・ファームとして移行するというやり方をしているところが英国の特徴なのだと思われますが、そういったやり方があるだろうと思います。ただし、その場合はやはり先ほど申し上げましたように、全く政府や地方自治体からの助成金や補助金がないということでは、少し難しいかと思います。イギリスの例でも、助成金や補助金は出ています。

４番目に、特例子会社からの移行の形態があります。特例子会社を拡大したソーシャル・ファームもあり得るのかなと思います。理念的には、特例子会社とソーシャル・ファームは、ほとんど一致していますが、少し違う点は、特例子会社の実際の障害者雇用率が非常に高いということです。多分、平均的には従業員の 60% から 70% くらいが障害者になっている。でも、そうなりますと、多分、市場での競争力はないのだろうと思います。その結果、補助金があって、さらに親会社からの支援があってやっと成り立っているという特例子会社が多いように聞きますのは、それを示しているのだろうと考えます。できれば、特例子会社の実質的な障害者雇用率を下げて、市場競争力を高めて、ソーシャル・ファームとして進むという可能性があるのではないかということです。

最後に、今後の方針についてですが、いろいろ考えてみますと日本の社会資源はかなり充実しておりますので、ソーシャル・ファームの設立と運営のノウハウを提供できるような組織、できれば資金の貸出などを可能にするような組織、そういった地域の組織、そして、それらの組織の連携によって全国的な組織ができば、日本でのソーシャル・ファームは進むのではないかと思います。それは、午前中に、炭谷先生が言われましたように、ソーシャル・ファーム協議会といったものになるのだろうと思いますが、そういった組織化、ネットワーク化が必要なのではないか、その組織が立ち上げ時の資金集めの支援であるとか、あるいは社会資源のネットワーク化であるとか、その地域におけるニッチ産業を探すとか、そういったものをアドバイスする、支援するという形が、今後必要になってくるのではないかと考えます。以上で、お話を終わらせていただきます。

パネルディスカッション

山内：ありがとうございました。それでは、パネリストの先生方、壇のほうへ上がってください。皆さんおそろいになりましたところで、パネルディスカッションを始めたいと思います。

今朝、炭谷先生からいろいろお話がございました。特に、外国の勉強もしながらしかし同時にどういうふうに日本でこれからやっていけばよいかということを中心に考えたい。具体的に連絡協議会のようなものを作りたいというご提案がございました。そのあたりを中心に議論を進めていきたいと思っております。

まず、皮切りといいましょうか、お願いしたいと思っておりますので、口火を、わっぱの会の方にお願いできればと思っているのですが、よろしいでしょうか？

会場：去年も参加させていただいたのですが、今日炭谷さんのお話の中で、一番最後にわが国におけるソーシャル・ファームの協議会、もしくは協会を作りたいというお言葉を聞きまして大変嬉しく思いましたし、勇気づけられたという気がしております。是非そういう方向に動いていっていただきたい、私自身もそういう中に参加させていただきたいと思います。わっぱの会としては現在、約180名のメンバーがいまして、そのうち100人くらいの身体・知的・精神、さまざまな障害を持った人たちとともに働いているわけです。それでパンやお菓子、農業、リサイクル、こういった生産販売の仕事を行い、また介護サービスや一般就労支援といったさまざまな障害者に関わるサービス活動を行っております。

その中で自分たちがイギリスやドイツのソーシャル・ファームといったものと極めて共通した中身があるのだと思ってはおりますが、なかなか日本においてはそれが法的にはそれをバックアップするものがないということについては、ずっと歯がゆい思いをしております。

私たちは、そもそも日本に作業所運動というのが1970年くらいから起きてきたわけですが、障害を持っている人たちが働く場がないということで、障害者本人や家族や関係者の人たちが立ち上がって、自分たちで働く場を作るという作業所運動がずっと三十数年日本に引き続いてきました。それが、最初は全くの任意団体で取り組まれてきたものが、社会福祉法人格を取ったりという形で制度に組み込まれていく中で、約20万近い障害者が福祉的就労という形で授産施設や作業所で働いているというのが今の実態です。働く場を持ちたいと言って動き始めたのだけれど、結局毎日通う場所はあっても、そこで働いても、授産施設の平均が12,000円くらいの工賃しか保証できないということで、ほとんどソーシャル・ファームのような形で働いて社会の中で生きるということとはほど遠い状態が、日本においては最も一般的であります。

そういう中で、私どもとしては、そういう場ではない、障害があっても一緒に働いて社会の中で生きることができる、そういう事業所を作っていきたいということで、1984年に共同連というグループを作りました。今年静岡で大会をちょうど行いまして、記念講演で炭谷さんに来ていただきましてお話をいただきました。その取り組みをもう20年来ずっと続けてきたわけですが、元々が弱体な組織ばかりが集まって続けてきた運動ですし、中にはそれなりに成功している団体もいくつもあるのですけれど、やはり非常に経済的には力のない団体で、全国にそういう場所、作業所を脱皮してソーシャル・ファーム的な内容になったものにしていこうという呼びかけは一生懸命しているのですが、なかなか広がっていかない。自分たちの場を営むだけが精一杯で、広げようと思っても広がらないというのが実態です。

しかしながら、今言ったそういう20万近い福祉的就労の現場の人たちの中では、そういう働き方ではなくて、きちっとした自分たちの働きが認められ、それが社会の中で普通に行えるような、そういう働き方に変わるようにしていきたい。そう思っている人たちがたくさんいるのですが、私たちもそういう人たちにどういうふうにしてアドバイスをし、力を与えていくことができるかというのがなかなか見いだせない。そういうこと、特にそういうソーシャル・ファームの協議会、協会を作ろうという呼びかけをいただいたわけなので、本当に資金の問題だけではなくて、いろいろな意味の仕事の確保や、そして人材の育成、地域とのさまざまな連携、とりわけいろいろな企業や他の非営利団体との連携、そういったことにおいて、そういう協議会や協会ができるということが本当に意味のあることだと思いますので、是非そういう方向に進んでいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いしたいと思います。以上です。

山内：ありがとうございました。非常に心強いお言葉、ありがたかったのですが、どなたか、もしくはパネルのほうからコメントはございますか？

炭谷：どうもありがとうございました。わっぱの会というのは日本の中でも30年程度の大変長い歴史を持っている団体で、今お聞きになったようにたくさんの人数の障害者の仕事の場を提供されている。私自身、全国いろいろたくさんのソーシャル・ファーム的なことをやっていらっしゃる人たちとお会いしましたけれども、日本でも有数のソーシャル・ファームの先駆者ではないのかなと思っております。でも、その間の努力というのは大変だったのだろうと思います。特にそこで実際、障害者の支援をして援助されている方のご苦労というのは大変だったのではないかなと思います。

そこで、今おっしゃいましたように、私はやはり障害者の方々の就労状況を見ると、やはりたくさんの問題がある。一つはやはり、賃金、給料、得られる収入の問題ですね。なんとかソーシャル・ファーム的なものによって解決できないのかな、というのはございます。それから2番目に、やはり働くというのは福祉的な就労の場合ともすれば、語弊があって、わかりやすく表現するために非常に反発を感じられるかもしれませんが、毎日の生活を過ごすために働くという場合があるのではないか。本当に仕事としての喜びといいますか、自分としての自尊心といいますか、そういう尊厳を持って働く、そういう職種、仕事というのが本来仕事だろうと思うのですね。そして3番目には、それによって社会とのつながりを結びつけていきたい。それがソーシャル・ファームの大きな効果だと思います。

多分この3つのことで今各方面でいろいろと苦労されて、なんとか生き甲斐のある、働き甲斐のある仕事がないのかな、いい給料が稼げ、いい賃金が払えるようになれないのかな、もっと障害者の方が社会の中に出ていけないのかな、ということで日夜苦労されている。そういうものの解決の手段として、今日ソーシャル・ファームというものが一つ使える、その手法が有効になるのではないかと思っております。

幸い、今日、ドイツ、イギリス、韓国のお話をお聞きしますと、ソーシャル・ファームというのはずいぶん役に立つのではないかと思いました。

山内：ありがとうございました。炭谷先生からの今のようなご意見をいただきましたが、どなたかご意見はございませんか？　はい、どうぞ。

会場：素敵なお話をありがとうございました。

今年、進学か就職かで迷って、進学をする際に公的機関が運営している職業訓練校に入ろうと思ったのですが、私の夢であるアパレル関係、特にテイラード職人になることなのですが、そういった道が全く開けていなくて、女性の服を作る訓練を受けたとしても、今のアパレル業界ではとてもじゃないけれどもやっていけない、と講師の方からしっかりと教えていただきました。

それで今日のお話をうかがって、聞いているほうとしては、二つの感情がありまして、多分このソーシャル・ファームというのはとても素晴らしい考えであり活動であるとは思うのですが、障害者が就労できる場を限定してしまっているようで、逆に悲しかったこともあります。イギリスの公的機関からの支援がなくて、自身の収入で生活していけるようになるようにするためには、とても大変なことがたくさんあるという話で、すごく納得しました。ありがとうございます。

山内：ソーシャル・ファームによって、障害者の働く場が限定されるのではないかという危惧をお持ちだというふうに理解してよろしいですか。これは、寺島先生にコメントをお願いしましょう。

寺島：言われることはよくわかります。ただ、ソーシャル・ファームは障害者の方の雇用の一部で、もっと全体を見れば、もちろん一般企業で働いておられる方もたくさんおられますし、別に限定しようと思っているわけではないのですが、なかなか雇用の場が見つからない人たちがたくさんいるというところをなんとかしたいということであります。一般企業で働いている方がおられないというわけではありませんので、さらに雇用を進めていきたいということをお話しております。

もともとはノーマライゼーションという理念がありまして、普通の企業に障害のある方もない方も一緒に働くということを大きな目的にしておりますので、その中でも現実を見ればなかなかそれは進んでいないので、どうやって進めていくか、という話だと受け取っていただければありがたい。

山内：ありがとうございました。

それから、ご意見があるはずだから、と承っている方にお願いしたいと思います。

会場：今の若い方のお話と連携します。たいへん考え方が、私の感じたことと全く違う方向から自分の考え方を構築していくのが、私はむしろさびしいなと思いました。

ハンディキャップ、ノーマライゼーション、こういう言葉が1980年代、私のちょうど子育てが始まったときに身近にあった環境なんです。以前ヨーロッパにおりまして、日本の環境ではなくてヨーロッパの環境を私は直接感じていたものですから。

それで、ソーシャル・ファームというこれに私が行き着くまで、今日まで25年かかりました。それは、障害者もそれから健常者も、介護を必要とするお年寄りも、それから認知症の方も、全てが地域を作る財産であるコミュニティ、地域の財産が人であり、またはその地場の産業であり、それからそこに息づく文化、そういう一つの形態の中に私たちは生かされているんです。そういう

中で考えると、障害者の学校、特に私も学校に関して特Ｐ連の全国の理事をやりましたときに、全て学校に教育を任せよう、それから自治体に施設作りや、またはコアを任せよう。そうしますと、子育てしている母親も地域も、全てですね、障害者の方だけでなくて高齢者も、じゃあ我々は地域にどう参加するのか、我々はこの社会をどうするのか、日本の方向性をどう考えていくのか、そういう提案型の一つの事業の掘り起こし、これが私の大きな課題でしたので、このへんで炭谷先生のソーシャル･ファームとつながって、私は大変力強く今日まで活動しております。

ドイツもイングランドも、私両方ホームステイして研修させていただきましたが、日本人も全て、人の命の尊厳というもの、環境というもの、これに関しては同じ共有の意識です。では、その方法をどうするか。それは、国の事情、文化、歴史、あらゆる面で北半球、南半球の環境が違いますから、異なってきます。私、今日のこのソーシャル・ファームで一番嬉しかったことは、韓国の先生が、日本で今自治体が作っている、または厚生労働省が作っているシートに近いものなのですね。これは自治体や指導者や学校の、いわゆるデスクワークで作るものではなく、これが草の根で、私たちの提案を活かしてくれて、インキュベートしてくれる。これがソーシャル・ファームの一番大きな窓口であり、一つのステップかなと思っております。それはドイツ型でありイタリア型であり、英国型が混在している、複合的なものだと思っております。障害者も高齢者も子どもも女性も、地域のサポーターであり地域のコミュニティの一員であり、ノーマライゼーションの本当の社会を作るうえでは、全ての人が、また公務員であっても先生方であっても代議士であっても全てバッヂを外して参加できるコミュニティ、これがこのソーシャル・ファームの原点に私は考えていただけたらと思って、みんなに声かけをしています。障害者の人たちや、みんなが、安全な食品作りということで今現在しているのは、安全な食の環境ですね。土壌から有機栽培、それから健康づくり、それからおじいちゃん、おばあちゃんたちと子どもたちが一緒に生活でき、施設の利用ができる複合的な施設、そういうものを目指して、これから医療と福祉のコラボレーションである複合施設の運営に入ります。

それで、ここにたくさんの先生、毎回いいお話を持ってきてくださっても、じゃあ私に何ができるのかって、私が行動しないと、一人一人が行動しないと、これはソーシャル・ファームも大きな展開にならないのかな。私はネットワークで、新潟から、湯沢の町長の上村さんをお呼びして、一緒に聞きましょうということで来ております。今、ここにもうすぐ着きますけれども、韓国から帰ってくる先生ですとか、皆さん、最先端のいろいろなソーシャル・ファームに関わる、障害者という言葉ではなく、我々、日本人であり地球市民である我々がいかに楽しく老後まで、０歳から生涯のステージを自分たちで設計できて提案ができた後、政府や自治体や、それから企業がいかにインキュベートしてくれるか、これが我々のこれからの行動に関わってくるのかな、そのように思いました。

これからの地域サポーターは女性が主力です。女性の皆さん、どうぞ一緒に頑張っていきたいと思います。

山内:元気の出る話で、どうもありがとうございました。

では、今手を挙げられた方、どうぞ。

会場:自立生活センターの活動に関わっている者なのですが、ソーシャル・ファームの炭谷先生の提唱されていることに非常に興味を持って、何年か少し勉強させていただいています。

今日のお話の中で、ソーシャル・ファームのことで気になることがあります。

一つはソーシャル・ファームの位置づけということで、福祉と一般就労の中間的な位置づけとか、新自由主義の中での社会保障から働く場への転換の方向としてのソーシャル・ファームというような位置づけを少し話の中でも聞かせていただいたのですけれど、そうするとたとえば労働という考え方で言うと、障害を持った人たちの保護雇用を労働施策で充実させていくことで障害者を雇用していくことが可能になれば、障害者を雇うという面ではソーシャル・ファームというようなことまでは必要ないのではないか、という考え方にも行ってしまうのではないかと思っていて、私なりに考えていくと、ソーシャル・ファームの中で大切なことというのは働きづらい人や障害を持った人たちが働くことによってエンパワーメントされていくということと、ソーシャル・ファームが社会的な貢献の場であって、地域コミュニティに対してもエンパワーメントしていく情報を出していけるという力を持つということ。ソーシャル・ファームという組織自体の活動のほうを重点として位置づけていかないと、ソーシャル・ファームというものがなかなか明確になってこないのではないか、と感じました。以上です。

炭谷:どうもありがとうございました。大変いいご意見だと思います。

ソーシャル・ファームの目的として、私は非常にこれから重要になるものとして、三つ最後に話させていただいたのですが、一つはやはり人間の尊厳としての話。それからそこに参加して、責任ある参加をして積極的に運営に参画していくということ。最後に環境という三つを言ったのですが、その特に一番目、二番目については今ご指摘のエンパワーメント、むしろその当事者の力を増していく、そういうことに直結していると思います。

それから、今日ドイツの方からもお話がありましたけれども、後で少し補足をしていただければいいと思いますが、ソーシャル・ファームというものの、一つの三つのうちにやはり同じようにエンパワーメントを当事者に付与していく、それがドイツのソーシャル・ファームの非常に大きな三つのうちの一つ、後でちょっと補足をして欲しいのですが、エンパワーメントを目的にしているのですね。ですから、今ご指摘されたことと全く同じ方向ということで私どもは考えております。今日私はエンパワーメントという言葉は使いませんでしたが、それに大きく貢献していくと思います。

それから、今のご質問と、先ほどの女性が大変いいご質問をしていただいたと思いますが、これはよく誤解を招くのですが、私どもがソーシャル・ファームということを強調すると、いや、これからは全て障害者の働く場というのはソーシャル・ファームだけが一番いいのか、ととられる恐れがあります。私は常に言っているのですが、公に基づく、社会福祉法制に基づく授産施設等もそこに合う人がもちろんいらっしゃる。それから、一般企業で働くほうがいい人もたくさんいらっしゃるわけです。別にソーシャル・ファームが一番いいとは、そういうふうには思っていない。多様な働く場というのはそれぞれ非常に多様化していますから、第一の職場、第二、第三の職場を否定して進めているわけではないということを、ちょっと先ほどの、これからソーシャル・ファーム一本だとは全く考えていない。むしろ、第一の職場も、第二の職場もこれから、まだまだ不十分だと思うので充実していかなければならないと思っております。

ありがとうございます、それではドイツの、ペーターさん。

シュタードラー: ありがとうございます。おっしゃる通りだと思います。ドイツではいくつかの制度、対策があり、それによって障害のある人たちの一般の労働市場における統合化を図っております。ソーシャル・ファームはそのうちの一つの手段にすぎません。それをはっきりしたいと思います。

その他の制度としては、たとえば就職斡旋、職業斡旋があります。特に資格を持った人たちがそのお手伝いをしておりますが、このように支援付きの就労を手伝っております。

また、障害のある人たちはいわゆる授産施設での就労を望む人たちがいます。

私の意見、そしてまたドイツにおけるソーシャル・ファーム運動のとっている意見、立場ですが、障害のある人たちは選択肢を持つべきであるということです。2年後、たとえば気が変わった。別のところで働きたいというのであれば、別のその種の雇用機会があるべきだと考えます。もちろん、ドイツで一人一人の方々と会って、ソーシャル・ファームで働いている人たち一人一人にお話を伺う、ないしは希望している人たちの話を聞きますと、ほとんどの人たちは元々授産施設にいた人たちであります。ドイツの場合には就労の契約はない、給与もありません。ドイツにおいて授産施設で働いている人たちは、福祉手当、公的扶助を受けています。ですから彼らは本当の意味での統合化を図っています。きちんとした契約に基づいて働きたい、自分の車を買いたい、銀行から融資を受けたいという希望を持っています。ですから彼らは、ソーシャル・ファームでの就職を希望します。3年後、場合によってはソーシャル・ファームで働いた結果、いや、普通の一般の労働市場で就職したいと言うかもしれません。それも可能だと思います。もし、民間企業に就職したくなければ、ソーシャル・ファームにとどまることもあるでしょう。中には、3年、4年たってまた授産施設に戻る人たちもいるかもしれません。

いずれにしても、障害のある人たちは選択肢を与えられるべきであるというのが我々の立場です。

山内: ありがとうございました。

パービス: 私からもコメントしたいと思います。

イギリスの状況というのは、ドイツとはちょっと違います。今ペーターさんがソーシャル・ファームについてお話になりましたが、これはきちんとしたビジネスということであり、特に保護されているというわけではありません。

しかし、ソーシャル・エンタープライズのことは決して忘れてはなりません。すなわち、彼らの目的というのは障害者のために雇用機会を生むことです。きちんとした労働協約を結ばなければならないということです。しかし、形態としてはきちんとした企業であり、市場の中で活動ができるものを言います。ですから、先ほどの質問に対する答えということでお話しました。

それからこちらの女性の方なのですが、政府は保護しなければならない、ソーシャル・ファームを育てなければならないということをおっしゃいましたが、それは政府の役割ではありません。政府というのはどうもリスクを避けようとして、なかなか創造的でもありません。かつて私も勤めていたのでわかります。すなわち、社会的な企業を育てるということ、それは下からの力でやっていかなければなりません。やはり、官僚の縛りのないところでやっていくべきではないかと思います。

それから、健全なコミュニティを作るということ。これは全ての人たちが求める理想の状況だと思いますが、ソーシャル・ファームが作られるのならばら、そしてそれが何か製品やサービス

を提供するということであるならば、おそらくコミュニティの理解を得ることができると思います。

そのために一番重要なのは、そのサービスを利用すること、そしてその製品を買うことでしょう。つまり、利益を競い合うというようなものでは、そういうものは理解できないと思います。ですから、地元にいる人たちが、たとえばソーシャル・ファームについて話をする、そして理解を深めることがソーシャル・ファームに対する追い風になるのではないかと思います。

シュタードラー：ありがとうございます。いろいろ発言をいただきました。一つ付け加えたいことなのですが、ドイツにおいてはソーシャル・ファームというのは開かれた労働市場の中で活動しております。二つ、言いたいことがあります。

一つは、ソーシャル・ファームに勤めている人たちにおいては、自立して生活する、すなわち福祉手当を受けずに自立できる可能性があるということです。つまり、きちんとした給料で生活ができる可能性があるということです。しかし、民間企業に行くともっとサラリーは高いかもしれません。ですから、そこは選択を迫られる点になると思います。ソーシャル・ファームというのは開かれた労働市場で活動するわけですが、その中でもう少し給料が欲しいからここを去る、という決定もあるかと思います。

また、民間企業で勤めた経験から言えるのですが、どういう特別な経験が必要なのか、そしてそこではどれくらい障害に対する配慮があるのか、そういうことは十分判断しなければなりません。ソーシャル・ファームにおいては、スタッフの 50%、あるいは 25% の人たちが障害者であるということが定められていますので、従ってソーシャル・ファームというのは普通の労働市場の中で活動しているものですが、しかしその可能性、また支援機関があるということ、そういうことも考えながら、民間に行くのか、あるいはソーシャル・ファームにとどまるのかということを判断すべきだと思います。

山内：それから、もうひとかた、ご意見をおうかがいしたほうがいいよという話があがっております。

会場：立派なことを言えませんが、現在、リプラスというところでリサイクル事業に取り組んでおります。それで、今日の話の中で、エンパワーメントと、環境に着目した考え方、インクルージョンを含めています。僕のほうの進め方としては、どちらかというと環境に着目した考え方で今スタートしています。

当初、今でもそうなのですが、就労支援ということで、一般就労できればこれにこしたことはない。ところがなかなか高齢化して取り残された人をどうするかということで、自分のところで新しく脱施設化をしてソーシャル・ファーム的なことができないかと、今取り組んでおります。その中のポイントとして今考えているのは、いわゆる環境適合性、それから経済性、それから社会貢献ということで、これを三つの柱として今、組み立てております。

特に大事なところは、いわゆる経済性の問題が今一つの一番のポイントだろうと思っています。私自身が福祉に関しては本当にまだ素人です。こういう仕事に民間から入りまして、福祉関係を見たときに、いわゆる下請け的な仕事が多くて、いわゆる生産性の話とかそういうものが生かされていないということで、そこに着目して非常に高度な部分と、一つは川上作戦、川下作戦、いわゆる高度な部分と、作業性を必要とする仕事、この組み合わせをうまくやっていく必要があ

ると思いまして、特に日本そのものが、今仕事そのものが二極化しています。高度化して知的な部分と、取り残された作業の部分。これが海外にいろいろ行ってしまうのを、国内で障害者を使ってできないかというこの組み合わせで、一つの新しいスタイルの事業が興せないか。それから、高度化という面では、授産施設でも開発とか技術を含めてのイノベーション的な取り組みですよね。差別化とか高度化、そういうことをすることで、仕事の選択肢がどんどん広がります。ということで、そういうものと、障害者の特性を生かした障害者にしかできないような得意の仕事を組み合わせてやろうということで、今リサイクルを推進しておりまして、これはあくまで事業収入でどれだけ食べられるかと考えています。

先ほど来、いろいろ特例子会社の話からいろいろと出ていますけれども、まだまだLLPの考え方、Liability Limited Partnerとか——組合ですね——このへんの考え方もどんどん取り入れたらどうかな、と思っています。いわゆるLLPなんていうと、全員参加です。障害者も参加して、それで運営するような企業体ですが、まだまだ問題がありまして、新しい考え方の中で非常に面白い運営の一つではないかとか、いろいろな面で今やっておりますけれど、要するに自分たちの収益で買う、作る、売る、この喜びを味わうことができればと、その一端をなんとか実現できればと思って、現実的に取り組んでいる状況です。

いろいろと炭谷先生にもご指導を得ながらやらせていただいていますが、一つは今言いましたように、収益は目的達成のための手段である。やはり持続可能性という面では収益というのは非常に必要だという考え方を、ズバリ入れています。半面いろいろ意見もあるかと思いますけれど、新しいスタイルのそういうものを立ち上げればと思っております。以上です。

山内：現場でのご意見、ありがとうございました。

そろそろ時間も近くなってきましたので、これからは、ソーシャル・ファームの協議会のようなものをこれから作っていこうとすると、そこにどういう事柄を盛り込んで欲しい、そういうことがいろいろあるだろうと思います。この際、せっかくお集まりの皆さんからそういうお話を聞いておきたいと思います。

そのへんを中心に問題提起をお願いしたいのですが。

会場：私の提案なのですが、国際化、国際化と言われている割には外国人の日本に入ってくる方々も少ないですし、日本人で出ていく方々も少ないので、是非日本の障害者関係の指導者たちは外国に行って、最低10年くらい住んで、しっかりとそのいいところを日本人に指導できるように力をつけてきていただきたいと思います。

それから、欧米の方々、外国の方々も日本の中へたくさん入ってきていただいて、そして日本人たちの力の足りないところをご指導いただきたいと思います。日本人だけで今後この問題の成果をあげていくということに、私は絶望的な思いでおります。

山内：非常に強烈な問題提起でありますが、こういう問題提起はやはり必要なのだと思います。

会場：私は全盲の視覚障害者でNPOを立ち上げて、今日のお話のファームとか、そういうものに近いことを私自身思い始めて数年になるのですが、視覚障害者をベースにして、自分が視覚障害ですから、そして視覚障害者のいろいろな問題を見たり聞いたり、あるいは読んだり、そういう

ことを通じて今考えていることがまさに今日皆さんからお話のあったファームの実現ではないかと思っています。

1997年から1998年にかけて半年間、所沢にある国立身体リハビリテーションセンターに私は半年間入所して訓練を受けた経験があるのですが、そこでいろいろな摩擦を感じました。

2000年に、イギリスの王立盲人協会、RNIBに行くことができて、家内と一緒にヒアリングをさせてもらったとこがあります。事前にいろいろな項目の質問事項を渡しておいたのですが、その中のいくつかを紹介しますと、まずイギリスで盲人の仕事、どんな仕事が多いですか、という質問。これにはびっくりしたのですが、「わからない」と言うのですね、RNIBの専門家なのですが。「なぜ？」と聞いたら、「あなたは、健常者の仕事は何が一番多いかわかっていますか？」、「サラリーマンが多いというのはわかるけれど、仕事として何が多いかというのはちょっと見当がつかない」と言ったら、「そうでしょう、視覚障害者もそうなのですよ」。本人がやりたいこと、本人が本当に望むこと、望むだけではなくて、潜在的に、あるいは学歴とか職歴とか、いろいろなことを話し合って、そして到達していったときに、これをやってみようかというPre-Vocational Trainingというのを非常に大切にしている。

ところが、日本ではみんな枠を決めて、たとえば視覚障害者でいえば「三療」という世界を厳重に取り囲んで、それにだんだん入っていかざるを得ないような指導をして、そこで学んだ、それは歴史と伝統ですから、日本の社会にそれが行き渡っているわけですので、視覚障害者の職域としてはマッサージとか鍼とか、こういう部分が卓越していることは、それはまた別に否定するわけではないのですが、イギリスで話を聞いたときのショックといいますか、なんでもやりたいことが見つかるまでお手伝いするというその精神がすごかった。

一つ、そのことに関連して話を聞いてびっくりしたことがあります。自営のタクシーの運転手なのですが、小さい土地、日本で言えば地方のタクシーの個人の運転手なのですね。その人が見えなくなって、その人は車を2台持っていて、1台は自分で運転して、1台は貸して収益をあげていました。ところが、資本がないので、それを10台にも20台にもしてタクシーの経営者になるわけにはいかない。自分は何がいいだろうということでRNIBのスタッフといろいろな、これはどうだ、これはどうだというものをいくつもいくつもトライアルしたけれども、なかなか見つかるものがなかった。結局1年近くトライアルして、最後にみつけたのは、びっくりしたのですが、ジャーナリストになるということなのですね。それも、地方紙の特派員というか、記事を書いてそれを通信社に送ってお金をもらうという仕事にありついたというか、その道にたどりついたというか。これを聞いて、本当にそれは大丈夫なのか。どういうふうにしてそういう道にたどりついたのか。結論から言うと、日本のジャーナリストの世界とイギリスや他の欧米のジャーナリストの世界が違うのではないか。だから簡単には比較できないという私の結論です。というのは、日本は4大紙とか5大紙とか、中央紙を中心にしたジャーナリストの世界がすごい。だから、本当の地域紙がそういうふうに通信社、ジャーナリストを抱えてその人たちが食べていけるようにはなっていない。たぶんイギリスの場合は地方紙をしっかり国民がサポートしているから、多分その地域の情報に非常に関心を持っている。だから地域の運転手をしていた人は情報源をたくさんもっているので、そこに仕事が結びついたというふうに理解しました。

これを私などがやろうとしていることとつないでいくと、まさに国がやろうとしている、あるいは自治体がやろうとしている方向と全く違うものがあります。これは、多分ソーシャル・ファームをやっていく場合にも同じようなことが言えるのではないか。要するに、やろうとする側は悪

気があって言うのではなくて、視覚障害者だから日本の場合は三療の世界が一番いいのだ、そこへ素直に入ってもらって、素直にそこを３年間なら３年間学習して、国家試験を取って、それで自活するなり勤めるなりして三療で食べていく、この世界が一番いいのだよ、というふうにできあがってしまっている。それはそれでいいとしても、そうではない世界があるはずなんだよね。

（拍手）

というのは、そこに視覚障害者の新しい就業の場の創造、そこに私はこれから何年活動できるかわかりませんが、やれたらいいなと、今日新たに覚悟したいところです。

（拍手）

山内：ありがとうございました。ソーシャル・ファームがそういうことをきちっと押さえられるような組織でないと困る、という問題提起として受け取らせていただいてよろしいですか。

本当に時間がわずかになりましたので、まだおそらくそういう話はたくさんあると思うのですが、最後にいくつか、むしろ私としては是非聞いておきたいと思うことがあります。ペーターさんにまずお伺いしておきたいことは、日本で全国的な組織を作るときに、どういう機能を持つべきであるかということについて、その中の大事なことだけを二つ、三つコメントしていただけるとありがたいのですが。

シュタードラー：ドイツでの経験についてお話することはできると思います。それを日本において日本に合うように変えていっていただいたらよいと思います。

まず、会員がいなければいけませんね。会員の中でも、心理・社会的な組織を内包するものでなければなりません。そして、雇用の統合に関してはさまざまな選択肢があるべきだと思いますが、その中の一つがソーシャル・ファームであるということですね。ソーシャル・ファームのアイディアを促進していくものであるといいと思います。

第２点に、最初の段階、３年、４年、５年くらいはパイロット段階として、実験段階として活動するといいと思います。まずお金を調達しなければなりません。たとえば財団などがあればいいですね。あるいは日本の場合には国がモデル・プロジェクトを実施することも可能かもしれません。

三つ目には、今既にある国内のソーシャル・ファームがこの協会の、あるいは協議会のメンバーになる動機付けをする必要があると思います。その動機付けのためには、ソーシャル・ファームのビジネスをやりたいけれどもまだ始まっていないというような人たちも会員として加わってもらう。準会員という形になるのかもしれませんが、そういうこともできるでしょう。今行われていることを分析して、そして国やその他、いわゆる社会起業家と言われるような、ソーシャル・エンタープライズの企業家にいろいろなアイディアを出してもらうといいでしょう。

山内：いくつかの意見がございました。そういうものも含めて、協議会のようなものを作ったときにどういうことを気をつけてやりなさいというリコメンデーションがございましたらお願いしたいのですが。

パービス：そうですね。まず、支援活動が重要だと思います。イギリスにおいても、支援組織、ビジネス・プランニング、あるいは人材の開発等で支援をする組織があります。

先ほどの二つの質問と関係があるかもしれませんが、私は日本に住んで長い間活動してきました。とても驚いていることが一つあるのですが、私は日本人ではなく外国人ですが、全く違う活動

をしている人たちと、たくさんの人と会うチャンスがありました。私の夫は投資銀行家なので、投資銀行家にもずいぶんお会いしておりますし、NPO、NGOの方々ともお会いしています。また学者の方々にも会うチャンスがありました。外交官の方々とも会うチャンスがあります。

日本ではあまり皆さん、一緒になって活動しないという感じがします。自分の社会の中で活動している。この協議会を成功させるためには、この世界の外の人に理解してもらうことが必要だと思います。

たとえば企業の中でも有名な人や重要な役割を果たしている人たちに理事会のメンバーになってもらう。そうすると、その人たちがこのソーシャル・ファーム協議会の考え方をいろいろな人に伝えてくれ、資金も集めてくれるのではないかと思います。

篤志家という人たちも日本にはたくさんいらっしゃると思います。お金を持っている人たちがたくさんいらっしゃるでしょう。そういう人たちがスポンサーになると言うかもしれません。このソーシャル・ファーム協議会、ソーシャル・ファームを開発していく組織に対してスポンサーになるという人がいるのではないかと思います。

ですから、そういう意味においてもたとえば、マスコミを対象にした運動をする、キャンペーンをするということも必要でしょう。日本において皆さん方がやろうとしていることについて、この世界の人たちだけではなく、外の世界の人たちにもっと理解して協力してもらうということができれば成功につながっていくと思います。

山内：チョン先生、日本でなぜ、韓国で作った法律に似たものがないのだと驚いておられましたが、今のフロアからのいろいろなご意見をお聞きになったうえで、何かアドバイスや感想があればと思います。

チョン：ありがとうございます。このセミナーに参加させていただいて、二つの驚いたことがあります。

一つ目は、このセミナーが日曜日に行われているということです。日曜日にセミナーをやるなどということは、韓国では考えられないことです。もう一つは、日曜日のセミナーであるにもかかわらず、ほとんどの人が最後まで残っていらっしゃるということです。たいへん感動しております。

いずれにしても、韓国と日本は友好国、お互いに友好国です。地理的にも近い国でありますし、韓国の新しい政権はおそらく日本との友好関係を促進していくという提案をするだろうと思います。新しく大統領になられる方は、中国や北朝鮮に対して親密であるよりも、日本やアメリカに対して親密な感情を持っている人であるからです。おそらく、そういう意味ではいろいろな会議を共同で行い、情報の交流をするということも可能ではないかと思います。

そしておそらく、いろいろな情報交換、あるいは経験の交換のために、これからもいろいろな会議をすることができるのではないかと思います。今日は皆様方からドイツやイギリスのことをずいぶん勉強させていただきましたし、日本のことも勉強させていただきました。昨年、ソーシャル・エンタープライズ法が韓国ではできましたが、私どもの経験からも日本の方が学んでいただいて、また前進していただけるのではないかと思います。日本と韓国で、いつかこの問題について共同の国際会議を開いたらいいのではないかと思います。ありがとうございました。

ミヤッカラヤ：本日はありがとうございました。他の国の方のように、ソーシャル・ファームとかソーシャル・エンタープライズのような話は皆さんにはできなかったのですが、ミャンマーの話が少しできて、ミャンマーの今の障害者の現状が皆様わかればいいなと思います。また皆様の中で東南アジアでソーシャル・ファームとかソーシャル・エンタープライズを今からされようという方がおられれば、ぜひミャンマーにということでお願いしたいと思います。本日はありがとうございました。

寺島：先ほど申し上げましたように私どもの国はソーシャル・ファームに相当するものが今、ないんだろうと思います。ですからそこの部分を補うことで、もう少し障害者、視覚障害の方も当然含めてですが、労働市場で働ける機会をさらに、といっても今まだ多くありませんが、少ないながらもさらに増やしていきたいと考えております。ぜひどなたか、高名な方がここにおられますので、お力をお貸しいただければと思っております。以上です。

山内：最後に炭谷先生、まとめのお言葉をよろしくお願いします。

炭谷：今日はこんなに遅くまで残っていただき、議論に参加していただきまして本当に厚くお礼申し上げます。このソーシャル・ファームの集まり、実はこれで３回目です。３回連続でこのテーマを取り上げました。そして３回とも参加していただいた方も多いのではないかと思います。だんだんソーシャル・ファームの形が見えてきたのではないかと思います。

ソーシャル・ファームで一番大事なのは、我々はソーシャル・ファームの法律を作ろうという運動をやっているわけでもなく、ソーシャル・ファームを誰かが作ってくれという運動をやっているわけではない。いわゆるソーシャル・ファームは自分たちでつくっていかなければいけない。だからソーシャル・ファームがこうあるんじゃなくて、こういうものをつくっていくという、自分たちの中でつくり上げていくものだろうと思います。

実際に今日、海外から来ていただいた韓国、ドイツ、イギリス、みなそれぞれ草の根からできてきたわけであって、誰かがつくってくれたものではない。そこが出発点になるのではないかなと思います。ですから、どういうものでどういう形にするかは、皆様方がお決めになる、我々が決めることであって、誰かが与えてくれるものではないものです。そこからスタートしなければいけないと思います。ですから、まだ形が見えてなくて、ある意味では当たり前の話だと思っています。

今日、いろいろ学ばせていただいたことをもとにして、さらにいろいろと形づくりに努力してまいりたいと思います。

山内：ありがとうございました。私の不手際で少し時間が延びてしまいましたが、これで終わらせていただきたいと思います。最後に、パネリストの先生方に拍手をして終わりたいと思います。

閉会挨拶

片石　修三　（財）日本障害者リハビリテーション協会 常務理事

今日一日、皆様ご苦労さまでした。会場からも積極的な発言をいただきまして、おかげをもちまして大変内容のあるセミナーとなりましたことをお礼申し上げます。

ソーシャル・ファームのヨーロッパにおける、また韓国における現状をよく理解できたと思います。また日本においてソーシャル・ファームを実現していくための方向性がかなり明らかになったのではないかと思います。

実現には課題は少なくありませんが、多くの方々の力を結集して、よりよい障害者等の就労の場としてソーシャル・ファームが何とか普及していくようなことにならないかと、期待したいと思います。私どもとしても、今日のこの貴重な成果を報告書にまとめて多くの方々に広報してまいりたいと思っております。

最後に、講演いただきました講師の方々、そしてパネリストとして登壇していただきました講師の方々に感謝を申し上げます。また、セミナーに参会いただきました皆様、ありがとうございました。これでセミナーを終了とさせていただきます。

関連資料

ソーシャル・エンタープライズについて（英国の取り組み）

ソーシャル・エンタープライズの定義の設定

「ソーシャル・エンタープライズとは、基本的に社会的な目的を持ったビジネスで、事業で得られた利益は、株主や事業主の利益を最大限に増やすためではなく、主にその社会的な目的のために、ビジネス或いはコミュニティに再投資される。
ソーシャル・エンタープライズは、幅広い社会問題及び環境問題に取り組むことで、あらゆる経済分野に影響を及ぼす。ソーシャル・エンタープライズは、強力かつ持続可能な、そしてインクルーシブな経済の創造において明確かつ重要な役割を果たす。
社会企業は多種多様であり，地方のコミュニティ・ビジネス、ソーシャル・ファーム、共同組合のような共済団体、国内および国外で活動する大規模な団体を含んでいる。
社会企業に法的な基準はなく、有限会社、産業節約組合注、株式会社を含み、非営利または公認慈善事業の団体もある。」

2002 年、英国の貿易産業省（Department of Trade and Industry）、社会企業ユニット発行、「ソーシャル・エンタープライズ、成功のための戦略」より

現在の状況

ソーシャル・エンタープライズについては英国内閣府第 3 セクター（Cabinet Office, Office of the Third Sector）のウェブサイトに以下のような説明がある。

ソーシャル・エンタープライズの背景

ソーシャル・エンタープライズとは、「基本的に社会的な目的を持ったビジネスで、その利益は、株主や事業主の利益を最大限に増やす必要に駆り立てられることなく、むしろ主に、その社会的な目的のために、そのビジネスあるいはコミュニティに再投資される」と定義されている。

これは、商品やサービスを取引し、その利益の大部分を社会的および環境的目的のために使用する組織という意味である。「ビッグ・イシュー」や「ジェイミー・オリバーのレストラン 15」のような例を知っている者もいるかもしれないが、このようなソーシャル・エンタープライズは、イギリス全体で少なくとも 55,000 社、存在している。

ソーシャル・エンタープライズは、我々が抱える最も根の深い社会的かつ環境的課題に、革新的な方法で取り組んでいる。ソーシャル・エンタープライズには、コミュニティが経営する村の商店から巨大な開発トラストまで、多数の形態と規模が見られ、またコミュニティ・インタレスト・カンパニーや産業共済組合、そして有限会社など、その法的形態も多様である。

どのような形態を取ろうと、ソーシャル・エンタープライズは、社会的および環境的責任が、経済的な成功と結び付けられるということを証明する。ソーシャル・エンタープライズは、我々が公共サービスを企画し、提供する方法を改善するために取り組み、政府を支援している。そして革新的なアイディアと「やる気」のある態度を持ち込み、政府の関与が最も難しいと考えられるコミュニティ・グループの中で活動することができる。同時に、倫理的なビジネスと企業の社会責任の水準を高めている。

経済および社会におけるソーシャル・エンタープライズの役割を促進しようとする政府の取り組みは、2006年の戦略、「ソーシャル・エンタープライズ行動計画：新たな高みに向けて」で打ち出されている。

（出典：http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/social_enterprise.aspx）

ソーシャル・エンタープライズ行動計画

政府のソーシャル・エンタープライズ行動計画は、ソーシャル・エンタープライズのための戦略設計で、2006年11月に開始された。

イギリスには少なくとも55,000のソーシャル・エンタープライズがある。行動計画では、さらに数千のソーシャル・エンタープライズに門戸を開くことを目指しており、そのためにソーシャル・エンタープライズが達成できることへの認識を高め、より多くの人々に、参加か投資のいずれかの方法により、変化をもたらすよう働きかけている。

行動計画には、12の政府各省および各機関が参加している。その中には、第三セクター局をはじめ、ビジネス、企業および規正改革省、保健省、児童、学校および家庭省が含まれている。

行動は4つのテーマに分けられ、それぞれ以下のことを目的としている。

- 特に次世代の人々に、ビジネスの社会的影響について考え始めさせることにより、ソーシャル・エンタープライズ文化を育成する。
- ソーシャル・エンタープライズが利用できる、ビジネスに関するアドバイス、情報、および支援を改善する。
- ソーシャル・エンタープライズの成長を制限する、財源へのアクセスを妨げる問題に取り組む。
- ソーシャル・エンタープライズが、専門分野における政策の開発に、政府とともに効果的に取り組めるようにする。

これらの計画についてのさらに詳しい内容と、ソーシャル・エンタープライズの成功事例をあげたケーススタディが、行動計画にすべて記載されている。

- ソーシャル・エンタープライズ行動計画：新たな高みに向けて

2007年11月15日（ソーシャル・エンタープライズの日）の1周年記念日の時点で、行動計画の目的達成における進展を検討した冊子も利用できる。

- ソーシャル・エンタープライズ行動計画：1年後の現在

行動計画は、政府の2002年の戦略、「ソーシャル・エンタープライズ、成功のための戦略」に基づいている。

（出典：http://www.cabinetoffice.gov.uk/third_sector/social_enterprise/action_plan.aspx）

ソーシャル·ファームについて

ソーシャル·ファームの定義

ソーシャル·ファームはソーシャル·エンタープライズの一種である。

ソーシャル・ファームとは障害者に雇用創出のために特に作られたビジネスである。このソーシャル·ファームについて、ソーシャル·ファームスコットランドは次のように定義している。

ソーシャル·ファームとは、ソーシャル·エンタープライズの一種であり、障害者或いは労働市場で不利な立場にある人々のために、仕事を生み出し、また支援付き雇用の機会を提供することに焦点をおいている。ソーシャル・ファームとは、障害者或いは労働市場で不利な立場にある人々の雇用のために作られたビジネスである。

- ·ソーシャル·ファームは、その社会的任務を遂行するために市場志向の商品の製造及びサービスを提供するビジネスである。
- ·ソーシャル·ファームに雇用されているかなりの数の人々は、障害者或いはその他の労働市場において不利な立場にある人々である。
- ·各労働者は、各自の生産能力に関わらず、仕事に応じた賃金や給料を、市場の相場によって支払われる。
- ·労働の機会は、不利な立場にある従業員と、不利な立場にはない従業員とに、平等に与えられる。すべての従業員は同じ権利と義務を持つ。

1. ソーシャル·ファームとしてその収入の少なくとも 50%は売上から得られている（つまり、公的資金、民間資金による援助、或いは寄付金にはよらない。）

2. 従業員の少なくとも 25%は障害者或いは不利な立場にある人々で、他の障害のないスタッフと同じ権利と義務を持ち、同等の条件でスタッフとして参加し、雇用される。

ソーシャル·ファームの始まり

ソーシャル·ファームは、1980 年代にオランダ、ドイツおよびイタリアで始まった。仕事を通じてのリハビリテーション、つまり職業リハビリテーションの延長として出現した。福祉作業所との違いは、作業所は、社会的に保護された環境の中で仕事を提供するが、ソーシャル・ファームは、それより更に進んで、市場の相場にあった賃金を得るために仕事を提供することにある。イギリスでは 1980 年代後半からソーシャル·ファームとして認知されるようになった。

ソーシャル·ファームの法的な立場

1997 年のソーシャル·ファーム·ハンドブックによれば、英国においてはソーシャル·ファームの法的な仕組みに言及すると選択肢がある。法的には慈善事業法人の商業部門としてあるいは公認慈善団体として有限会社を設立することができる。あるいは公認の協同組合を設立することができる。

ヨーロッパでのソーシャル･ファームの歴史

･1970 年代 イタリアでの精神病院の開放
トリエステ(イタリア)で初めての社会的協同組合 (social co-operative) 設立

･1980 年代 ドイツでのソーシャル･ファーム設立
Leros 島の精神病院の脱施設化活動開始後ギリシャのソーシャル･ファーム設立
欧州連合プログラムがソーシャル･ファームに注目
ソーシャル･ファームの全国組織設立 (ドイツ)

･1990 年代 イギリスのソーシャル･ファーム設立
ソーシャル･ファームの全国組織設立 (イギリス)

･1991 年 イタリア;社会的協同組合関連法制定
"Italian Law on social cooperatives: Law 381/91"

･2000 年 ドイツ;ソーシャル･ファーム関連法制定
"SGB IX (Sozialgesetzbuch IX)"

･2002 年 ギリシャ;社会的協同組合関連法制定
"LAW 2716/99 (SCLR)"

･2004 年 フィンランド;ソーシャル･ファーム関連法制定
"Finish Act on Social Firms 1/1/2004"

過去のセミナー

ＤＩＮＦ障害保健福祉研究情報システムにて過去の日英高齢者･障害者ケア開発協力機構主催セミナーの情報を公開しています。

DINF *www.dinf.ne.jp*

「各国のソーシャル･ファームに対する支援」(2007.1.28)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20070128/index.html

「世界の障害者インクルージョン政策の動向」
－ソーシャル･ファームの経営と障害者支援活動－(2006.1.15)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/co20060115/index.html

「障害者のための社会的な仕事と雇用の創出」(2005.1.16)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/co20050116/index.html

「障害者のためのソーシャルインクルージョン」(2003.11.24)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/2003ukjapan/index.html

「日英協同で進める地域における障害者･高齢者支援」(2003.2.08)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/2002ukjapan/index.htm

「すべての人が尊厳をもって共に暮らせるまちづくりをめざして」大阪(2001.11.23)
「住み手参加のまちづくり―共に暮らすまちづくりのネットワークをめざすCANの経験に学ぶ―」北九州(2001.11.23-25)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/01nichiei/mokuji.htm

「高齢者と障害者の自立と社会参加の促進:NPOと企業･行政の役割を探る」(2000.11.25)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/00nichiei/mokuzi.html

「共生のコミュニティにおける民間非営利組織の役割と経営」(2000.9.23)
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/0009tama/index.html

主催者について

財団法人　日本障害者リハビリテーション協会

1964年、国内外における障害者のリハビリテーションに関する調査研究を行うとともに、国際的連携を強化し、障害者のリハビリテーション事業に寄与することを目的として設立された。事業内容は障害者のリハビリテーションに関する振興及び調査研究事業、出版物の発行、ウェブでの情報配信、アクセシブルなソフトの開発、リハビリテーションに関する国際協力、開発途上国からの研修生受け入れ、障害者団体等への協力などを行っている。同協会情報センターは日英高齢者･障害者ケア開発協力機構の事務局を務めている。

日英高齢者･障害者ケア開発協力機構

歴史上かつて無い高齢社会の到来を直前にして、日英両国の高齢者・障害者の保健医療福祉分野における幅広い研究開発協力を目的として設立した。高齢者・障害者の保健福祉に関わる人々の交流と交換、日英共同セミナーの開催のほか、高齢者と障害者の個人としての尊厳を基調にした地域における自立を支援するために、(1) 障害予防、(2) 福祉機器、(3) 情報アクセス、(4) 人材養成、(5) 地域における統合、等の分野における共同研究開発等を積極的に進めている。運営委員会は障害者・高齢者の福祉と保健医療に関わる研究者と実務者で構成されている。

ヨーロッパとアジアのソーシャル・ファームの動向と取り組み

- ソーシャル・インクルージョンを目指して -

発　行　平成20年3月31日

発行者　(財)日本障害者リハビリテーション協会
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL:03-5273-0796　FAX:03-5273-0615
http://www.dinf.ne.jp/

印　刷　株式会社マルス
TEL:03-5943-1393　FAX:03-5943-1390

Copyright©2008 Japanese Society for Rehabilitation of Persons with Disabilities All Right Reserved.